

独立行政法人国際協力機構

法整備支援の評価手法に関する調査研究・分析業務

調査研究最終報告書

2014年3月

株式会社コーエイ総合研究所

要 約

背景

JICA の法整備支援は、「法の支配」を浸透させ、ガバナンスの改善に資することを目指して、1996年「ベトナム国法整備支援プロジェクト」が開始されたことを皮切りに本格的に開始された。市場経済移行国や復興国を主な対象に、①法律・法令などの起草支援、②法を執行・運用する組織の整備、③人々の法制度・司法制度へのアクセス向上の3分野、及び④これらに従事する人材の育成への支援を中心に実施されてきた。2013年には「法制度整備支援に関する基本方針(改訂版)」を策定し、日本政府としても法整備支援事業の一層の促進・展開を進めて行くことが定められた。本調査研究は、今後の JICA の法整備支援における評価実施手法の応用可能性を検討するために、これまでに国内外で実施された法整備支援の評価や評価手法に関する先行研究を包括的に調査・分析した。

1. 法整備支援の評価手法に関する議論と先行研究

(1) 法整備支援の評価の課題

法整備支援は、「法の支配」の実現に向けた、手段として位置づけられる。JICA では、法整備を「グッド・ガバナンスを実現する手段の一つ」と定義し、法整備支援では、グッド・ガバナンスに基づく発展途上国の自助努力を支援し、これらの国の発展の基礎となる法制度構築や人作りに協力する。法の支配は、形式的定義 (formal definitions)、実体的定義 (substantive definitions) 及び機能的定義 (functional definitions) 等様々な定義があるが、法の支配においては、ルール、執行メカニズム、更には機能とその機能が産出する価値の概念が含まれる。各機能が実現する価値は、更に上位の、貧困削減、経済開発、平和構築、格差是正、ジェンダー平等、人間の安全保障、汚職防止といった開発課題の解決に貢献するだけでなく、機能そのものも公正、正統性、透明性、中立・公平、透明性、予測可能性、説明責任を内在させることが求められる。

法整備支援事業の案件では、援助効果の把握に向けた評価の必要性が認識されてきた。一方で、法の支配の実現に向けた取り組みにおける体系だったエビデンスの欠如が指摘されている。第一に、法令で定められたシステムが機能する社会というゴールは、どのようなプロセスで実現できるのか、明確な知識が蓄積されていない。第二に、事業実施の観点からは、支援と効果の発現の因果関係、アウトプットレベル以上のアウトカムからインパクトレベルへの因果関係とその連鎖が十分に検証されていない。

(2) 結果重視主義と法整備支援

ドナー、国際機関の法整備支援では、結果重視 (Result-Based) 主義に基づき、パフォーマンス・モニタリングを導入し、目標、定量的な成果指標を設定した事業管理を導入している。また、パフォーマンス・モニタリングを行うための指標やツールが複数考案されてきた。多くのドナー、国際機関案件では、ロジカルフレームワーク(ログフレーム)によるパフォーマンス・マネージメント、評価分析 (Logical Framework Analysis: LFA) を採用している。

しかし、結果重視主義と法整備支援の親和性、結果重視主義がもたらすリスクが指摘されてきた。ドナープロジェクトでは、プロジェクトの成果物が目的とする法の支配の結果に結びついていくという想定に基づいているが、実際には、社会、政治的な変化のなかで実施されるプロジェクトにおいて、プロジェクト成果と法の支配の状況だけを取り出して分析することは困難である。法制度改革は時間が係る上、予測不可能であるにも拘わらず、LFA は、任意に選択した、もしくは、時間、予算に制限された指標を用いる点が不適合である。また、早期の成果の確認を強調することが、司法改革支援の効果に結びつかないことが指摘されている。

LFA は有効な代替がないまま、引き続き使用されているが、ツールの持つ限界を他の仕組みとの組み合わせで、克服する必要があると考えられる。

(3) 人権に基づくアプローチと法整備評価

法整備支援に関わる開発支援のアプローチとして、人権に基づく開発アプローチ (Human Rights-Based Approach: HRBA) が挙げられる。HRBA は国際的な人権に関する規範に基づき、人権擁護とその促進に向けた人間開発を進めるという概念である。開発事業の最終的な目標に人権擁護、不公平の解消等の実現が含まれていることから、事業計画においては、最も権利を享受で

きない弱者の特定と、権利所有者間の公平の確保の優先、弱者の権利要求に向けたキャパシティ向上等が優先される。

ガバナンス分野、法整備支援は、透明性、説明責任などを含む人権擁護に関する規範を各国の法体系に主流化するために重要な分野である。法整備支援においては、法とその運用機関だけではなく、支援の目的と効果に明確な市民の視点を加えることとなっている。

(4) パフォーマンス・モニタリングツール

結果重視主義におけるパフォーマンス・マネージメントが行われてきた。パフォーマンス・モニタリングは、プログラムのアウトカムを対象とし、関連する機関の能力、機能のアウトプットをなるべく数値指標化し、達成度を計測する。指標は、サービス利用者の満足度や経験を問うようなサーベイ等を含めた指標バスケットを設定している。また、規制の質、法曹人材育成等、特定分野の指標セット、チェックリストも開発されている。

パフォーマンス・モニタリングツールは、定量的な調査が中心となっている。プログラムレベルを対象としていて、案件レベルの効果測定レベル感に合致するかどうかについては、検討を要する。また、指標間の関係と文脈による解釈の違いがある。また、代替指標として設定されている指標は、各国の文脈や状況次第で、数値の意味合いが変わってしまうことに留意しなければならない。

(5) 国際比較指標・指数開発の動き

法の支配に関するデータ整備は急速に進み、様々な機関によって国際比較可能なデータが作成されている。こうしたデータは、定性データの体系的な分析、複合指数化、大量の定量データ収集等により作成されている。また、法の支配の定義に立脚し、形式的定義と実体的定義を融合した計測手法例が複数存在する。しかし、国際比較指標の飛躍的な増加にも拘わらず、政策示唆を得たり、事業管理を行ったりするに足るデータについては、複数の研究が不十分であることを指摘している。

(6) より有効な指標の選択と開発

国際比較指標や既存のパフォーマンス・モニタリングツールの課題を踏まえ、各国、各課題に即した政策課題の抽出、政策担当者や上部の意思決定機能の政策決定に活用可能なデータ整備の必要性が指摘される。政府による公式統計の充実、当該国・地域の状況に見合った成果管理データと利用者、一般サーベイの組み合わせにより、当該国基準での現状認識と最も需要の高い改善が特定できるとする。また、パフォーマンス・マネージメントツールのなかで挙げられている指標をより現状に合わせ、政策課題に見合う形で利用している事例も見られる。

2. 他ドナー、国際機関の法整備分野における事業計画・評価の特徴

(1) 他ドナー、国際機関の評価における傾向と課題

他ドナー、国際機関の法整備支援に関する事業と評価では、案件管理手法としては、LFA を利用した結果重視の管理が中心である一方、評価においては、UNDP に見られるように、プログラムレベルでのアウトカムの評価の取り組みがなされている機関もある。その他のドナー、国際機関もテーマ別評価を実施している。但し、この取り組みは定期的なものではない。他方で、パフォーマンス・メジャーメント、LFA の限界から見ると、妥当である。LFA による、案件内の計画と実績のモニタリングに対して、別の手段によって、投入とアウトカムの関係性を検証すると考えることもできる。

一方、国際機関による事例のレビューと上記プログラム、テーマ別評価の取り組みから考察すると、案件のパフォーマンス・マネージメントツールとしての LFA の利用そのものに目標設定、指標設定において課題が見られ、案件の成果を十分に捉えられていない懸念がある。更に、複数の機関のテーマ別評価、事業評価において、法整備支援の評価手法、体制の確立の必要性が指摘されている。

(2) インパクト評価の試み

法整備分野を含むガバナンス分野におけるインパクト評価の困難、インパクト評価手法と分野の持つ性質との不適合が指摘されているが、インパクト評価の取り組みを開始している機関もあ

る。また、開発課題に対する効果については、民主化・ガバナンス分野の支援と貧困削減、経済開発等との関連性について考察する研究が実施されている。このような取り組みはまだ事例に限られているが、研究者、ドナー、国際機関双方から必要性の認識が表明されていて、今後の対応が注目される場所である。

3. JICA 支援への示唆と提言

(1) JICA 支援の独自性に見合う評価手法の検討

JICA と他ドナーの指標設定の比較においては、目標のレベルの違いを意識する必要がある。特に重要な違いとして、上位目標、プロジェクト目標のレベル感とロジックである。法運用組織支援の事例では、他ドナー案件において、アウトプットとアウトカムの上に飛躍がある。JICA の支援では、組織強化におけるアウトカムを、ターゲット人口である法運用機関・補助機関の職員やその組織の能力向上としている。そのため、評価のパラメーターは、ターゲット人口の能力向上、能力の質、その結果産出される成果、成果の質となっている。

このようなフォーカスの違いから、他ドナー、国際機関の利用する定量指標、パフォーマンス・マネジメントツール、国際比較指標・指数を直ちに利用することが困難であることが指摘される。国際比較指標において、組織能力向上に向けた分野の指標では多くの重要な視点が網羅されていないことが指摘されている。

他ドナー、国際機関等における評価の取り組みが十分でない現状を踏まえ、JICA の事業の性質に見合った評価実績を確立することは意義がある。

(2) JICA 支援における評価の在り方についての提言

1) 計画段階からの取り組み

目標体系と事業目標レベルの確認

支援事業と制度構築、更に高次の社会経済面へのインパクトの間には、多くの外部要因とステップが存在する。これまでの JICA を含めたドナーの取り組みでは、アウトカムの設定自体が曖昧であり、各事業がどこを目指すのか、課題の全体像の中で、プロジェクトはどの部分に対応するのかがわかりにくい状況のまま、事業評価が行われてきた。この点を踏まえて、対象事業とそれを取り巻く課題の構造を確認し、その中で対象事業の対応できる課題と、その結果解決が期待される事項（上位目標に当たる）を整理すべきである。

目標の精査

指標の設定では、まず目標が重要であることは既に多くの文献で指摘されている。しかし、JICA も含めたドナー、国際機関の支援では、実現したい目標が曖昧な記述になっていて、指標の妥当性を検討することも困難な場合がある。当該事業で扱う課題を特定し、明確に表現することが第一に求められる。

案件管理における適切な指標の設定

上位目標や波及効果を扱う評価とは違い、LFA による案件管理では、予測可能な目標の管理を行う。このような取り組みでは、法整備の当該専門家の持つ知識と、現場の現状に合わせた成果指標の設定がより適切であると考えられる。現地の情勢に見合う指標を設定する。

法整備の課題の性質から、プロジェクト期間や相手国の状況によっては、一見アウトプットと思われるような過程で終わってしまう案件のあることを認識する必要がある。例えば、法令制定などはその例だが、人材育成等でも、行動変容や成果のレベルを引き起こすための時間とプロジェクト期間との関係を考慮する必要がある。このような段階では、法整備分野に特化せず、人材育成、組織能力強化等のテーマを持つ別分野の評価枠組みや手法についても参考にすることが可能と考えられる。

また、定量的な評価だけでなく、課題の性質に合わせた定性的な視点を有効に活用することを検討する必要がある。

形式的定義と実体的定義の融合による国際比較指標の作成が進められているが、「形式」となる部分の検証に加え、「機能」と「実体」を検証し、社会経済へのリーチへ目を向ける必要があり、それぞれの国情や国の発展段階等に応じた適切な指標の選択が求められると考えられる。

2) 支援手法の妥当性、上位の目標達成への貢献を検証する

評価においては、アウトカムと支援の因果関係の考察、上位目標達成に関する評価の必要性が指摘されるが、これらについては、LFA(PDM による評価)で十分に対応できない。他方で、事業管理だけでなく、アウトカムと上位目標の評価においては、ログフレーム (PDM) における明確な目標設定が重要な要素となる。そのため、①計画段階での課題整理と目標設定の結果としての、ログフレーム (PDM) の適切な作成・運用、②LFA による評価と分けて実施する、アウトカムと事業の因果関係分析、上位目標又はそれ以上の目標に関するモニタリング・評価を検討する必要がある。

更に、有効なモニタリング・評価について、以下の二つの機能を持たせるような取り組みを検討することが提案される。

第一に、現在実施中の JICA の法整備支援では、複数のコンポーネントを包含した内容になっているものが複数ある。また、長期に渡り 2 フェーズに渡って、スコープを移しながら、支援を行っている事例もある。こうした投入が、法制度の確立と向上にどのように貢献しているか、コンポーネントや前後の支援間のシナジー等にも配慮しながら評価を行う。このような評価により、上位の目標達成と投入の関連性、インパクトを検証することが可能と考えられる。

第二に、法曹人材育成の分野など、独自の視点・手法で支援を実施している分野では、手法の妥当性検証について、実証的な研究も含めて評価を行うことも検討に値すると考えられる。この場合は、テーマ別評価の可能性が検討される。

3) 評価実務に関する知識の共有

他機関での事例等でも指摘されているが、LFA 始め、事業成果の計測に十分なツールが適切に使えていない課題がある。これは、手法と課題の親和性というより、計画策定や実施に携わる関係者、ツールを共有する相手国側のツールに対する理解や位置づけの認識に起因すると考えられる。事業内容や状況に見合った評価手法・評価ツールを検討する際に、どのような変化を期待するか、期待していない変化が生じた際に案件管理の枠組みをどう調整するか、については、直接関わる関係者が適切に対応していく必要がある。そのため、案件管理、評価等に関する知識の共有を更に進める必要がある。

Executive Summary

Background

JICA provides assistance for establishing legal and judicial systems in order to achieve rule of law in developing countries as a measure for improving governance. JICA began its involvement with technical cooperation in the legal and judicial sector development in 1996 with the launch of the project in the “Legal and Judicial Field” in the Socialist Republic of Viet Nam. Since then, JICA has deployed its assistance mainly in countries shifting to market economy and those undergoing the reconstruction process.

JICA support rests on the following core elements: 1) supporting the development of rules and regulations; 2) supporting the improvement of the capacity of public organizations that implement law; 3) supporting the legal empowerment of people and society; and 4) supporting the development of legal professionals.

In 2013, Ministry of Foreign Affairs of Japan revised the Basic Policy of the Assistance for Legal and Judicial System Development. The policy sets forth Japanese government’s posture to further devote to promote and expand support on the legal and judicial system development.

This Study on evaluation methodology for assistance projects for legal and judicial system development is conducted in order to collect necessary information to review and improve the evaluation methodology of JICA’s assistance for legal and judicial system. The Study collects and analyzes already-available research outcomes on evaluation methodology by various entities and the practices of evaluation of legal and judicial support projects in Japan and abroad comprehensively.

1. Review of Previously Undertaken Research on the Methodology for Evaluating the Assistance for Establishing Legal and Judicial Systems

(7) Current Issues on the Evaluation of the Legal and Judicial System Development related Projects and Programs

Assistance for establishing legal and judicial systems is considered to be a measure to realize “rule of law”. JICA further defines the assistance for establishing legal and judicial systems as an instrument to realize good governance. It aims to support developing countries’ self-help efforts by establishing foundation of such factors as legal systems and human resources for sustainable development of the sector as a whole.

The rule of law has several definitions, namely “formal definitions”, “substantive definitions”, and “functional definitions”. The concept encompasses rules and regulations, law enforcement mechanisms, their functions, and the values produced by the functions. These values produced by the functions are expected to contribute to achieve superior development goals such as poverty alleviation, economic development, peace building, correction of inequality, gender equity, human security, and prevention of corruption. At the same time, the functions themselves are required to containing inherent quality of integrity, authenticity, transparency, neutrality and equity, predictability, and accountability.

Necessity of evaluation for measuring aid effectiveness has been recognized for the projects assisting legal and judicial system. On the other hand, the absence of the systematic evidence for realization of the rule of law is pointed out. First, there is no firm knowledge accumulated for how to achieve the society where legal system is functional, and what kind of process is necessary to achieve such society. Second, a causal relationship among input, output, outcome, and impact is not sufficiently verified from project implementation point of view.

(8) Result-Based Approach and the Assistance for Legal and Judicial System

Bilateral donors and international organizations adopt result-based approach to conduct performance

monitoring for project and program management by setting up clear objectives and applying quantitative performance indicators. Therefore, a number of indicators and monitoring tools have been designed and produced to conduct performance monitoring. At the same time, Logical Framework Analysis (LFA) has been widely utilized for performance management.

However, there has been skepticism whether result-based approach fits naturally into the legal and judicial sector projects: Even the risk of applying result-based approach has been pointed out in recent years. In case of the other donor projects, project outcomes are assumed to link with the desired result of rule of law: However, under the actual social and political conditions, it is difficult to disregard uncountable external factors and only to extract how the project outcomes affect to the desired result of rule of law.

Regarding LFA, some argues that it may not fully fit to the legal and judicial sector projects. Development of legal and judicial system is inherently both time-consuming in achieving some tangible results and unpredictable. However, LFA sets arbitrary-selected performance indicators which are restricted by the time and the project budget. It is also not noted that its forcibly extracted short-term results in LFA do not necessarily link to the eventual effects of the assistance to the legal and judicial systems. Since there are no solid alternatives, LFA has been used as a tool to monitor performance despite of the problems. Therefore, the users need to understand the limitation of LFA and are to be suggested to complementary combine LFA with other mechanisms to overcome the limitation.

(9) Human Rights-Based Approach (HRBA) and Evaluation on Legal and Judicial Support

One of the major approaches which directs legal and judicial sector support is the Human Rights-Based Approach (HRBA). HRBA is based on the universal norm of the human rights, and its concept is to pursue the protection and promotion of the fundamental human rights. Since HRBA's ultimate goal is the protection of fundamental human rights and elimination of unfairness from the society, HRBA projects focus on identification of the most vulnerable people with less access to the rights and benefits, ensuring equality among rights holders, and organization and human capacity development for claiming the rights as well as responding to the claims.

The governance and legal and judicial sectors assistance is naturally important measures to mainstream the norm of the human rights ensuring the qualities such as transparency and accountability in each country's jurisprudence. On the other hand, HRBA contributes to incorporate the views of public including vulnerable people explicitly into the objectives and targeted results of the legal and judicial sector projects.

(10) Performance Monitoring Tools

Performance monitoring, based on the performance management under the result-based approach, attempts to measure achievements of programs by set quantitative indicators representing the desired outcomes such as the capacity of pertinent agencies and outputs of the functions. A basket of indicators is set encompassing critical aspects of the program outcomes such as users' satisfaction of services, experiences, and other factors. Along with the quantitative indicator development, indicators and checklist dealing with more specific issues has been also developed for such purposes as checking quality of regulation and capacity development on the legal professionals.

Currently developed and proposed performance monitoring tools by international NGOs and donor agencies employ more quantitative evaluation than qualitative. Since they are mainly targeting program-level performance measurement, their applicability to the project-level performance measurement should be well examined. In addition, there may be difference in the significance and meanings of indicators and the interpretation depending on their context. Furthermore, it should be noticed that the majority of quantitative indicators are proxies which implications may change depending on the respective countries' historical and institutional context as well as the on-site present

conditions.

(11) Development of Internationally Comparable Indices/Indicators

The data for measuring rule-of-law-related situations has advanced rapidly. Internationally comparable indices and indicators are created by various agencies. Such indices and indicators are developed through the systematic analysis of qualitative data, development of composite indices, and collection of a large amount of quantitative data. In addition, some measuring methods were developed which comprises the factors based on the formal definitions and substantive definitions reflecting the diversity of the definition of the rule of law. In spite of the rapid increase in such indices and indicators, various studies point out the insufficiency of available data which can provide policy implications and/or assist project and program performance management effectively.

(12) Toward Selection and Development of the Effective Indices/Indicators

The issues of international comparable indices and indicators and existing performance monitoring tools indicate the necessity of the data which enables following tasks, namely; to identify policy issues in line with the each country's context and to inform policy makers and upper-level functions of the governments for making policy decisions. The combination of strengthened official statistical systems, performance management data and other information such as perception of general public may be utilized in order to understand the present status of the respective country and to further identify the area where support is necessary. Some examples exist which modifies frequently-used indicators listed in already available performance monitoring tools to match with the countries' context.

2. Characteristics of the Plans and Evaluation Methodology of Other Donors and International Organizations in the areas of the Legal and Judicial Sector Support

(1) Trends and issues in Evaluation Methodology of Other Donors and International Organizations

The result-based management commonly using LFA is predominant in performance management of projects and programs including legal and judicial sector support among donors and international organizations. The level of evaluation varies by the agencies. Some donors and international organizations such as UNDP conduct the program-level outcome evaluation and/or thematic evaluation from time to time. In general, these types of evaluation targeting higher level of objectives can be regarded as necessary considering the limitation of performance measurement and LFA. While LFA may be utilized to manage the performance of output-level which highlights planned and actual results of the projects, the other means of evaluation may be employed in order to review the correlation between inputs, outputs, and outcomes.

Through the review on actual cases of international organizations together with above-mentioned program and thematic evaluation, it was found that LFA has not been properly used as a performance management tool with problematic objective setting as well as inadequate indicator setting. There is also concern over these objectives and indicators not sufficiently capturing the result of the projects and programs. In addition, some thematic, program and even project evaluation studies point out the need of establishment on the evaluation methodology as well as the structure for undertaking evaluation.

(2) Challenge to the Impact Evaluation

Difficulties of the impact evaluation on the governance sector including legal and judicial sector support caused by the incompatibility of methodology and sector characteristics have been pointed out by various researchers. However, some agencies started to conduct impact evaluation. In terms of the effectiveness of legal and judicial sector development on various development problems, some studies attempt to test the correlation between the assistance for democratic governance and such issues as poverty reduction and economic development. While the examples of empirical analysis are still

limited, the necessity of exploring the theme is well recognized by researchers, donors, and international organizations.

3. Recommendation for JICA's Evaluation of its Assistance for the Strengthen of the Legal and Judicial Systems

(1) Selecting the Evaluation Methodology Compatible to Characteristics of JICA's Support

When comparing between JICA and other donors' indices and indicator setting, it is necessary to be conscious of the difference on the level of goals, especially on the level of overall goals, project objectives, and its logic. In the examples other donors' support to law enforcement agencies, there is a disruption in logic between outputs to outcomes. JICA's projects typically set the capacity development of individual officials of the law enforcement agencies and/or the organizations themselves as their outcomes. Therefore, evaluation parameter is set on improvement of efficiency and quality of target populations, rendered results through the improvement, and their quality.

For these different focuses, it is difficult for JICA technical cooperation projects to directly apply such instruments as quantitative indicators, performance measurement tools, and internationally comparable quantitative indices and indicators. Some argues that the internationally comparable indices and indicators do not comprise major important scopes for organizational capacity development, which are one of the core values of JICA's assistance in the field.

Since the current available tools and instruments for evaluation does not fully correspond the needs of JICA's evaluation, it is meaningful for JICA to explore evaluation methodology or the suitable set of indicators along with the characteristics of JICA's technical cooperation projects.

(2) Suggestion on the JICA's Evaluation

1) Importance of the Planning Phase

Confirmation of development objectives and the level of project purposes

There are many steps and external factors involved during the time from implementation of the projects to establishment of the legal and judicial system which eventually entails socioeconomic impacts to the society. Donors' intervention including JICA on the legal and judicial sector has been evaluating their projects without clear outcome setting, direction, and focus. Therefore, it is important to distinguish what to be handled within the scope of the project and what not to be based on the understanding of the background of the project and structure of the problems. The clear and feasible outcomes and impacts for the projects should be, then, identified.

Elaborated Objectives

Several studies pointed out that a clear objective is critical before indicators. However, donors including JICA and international organizations tend to set ambiguous objectives to the projects, and they often face difficulties verifying validity of the indicators, which eventually end up to be unable to measure project performance appropriately. It is important to specifically identify the problems and issues and to clearly and explicitly express the objectives.

Appropriate Indicator Setting for Project Management

Unlike an evaluation handling higher goals and impacts, the project management based on LFA handles objectives within the relatively predictable and controllable scope. For such project management based on LFA, it may be more effective to utilize indicators specifically developed with understanding of the on-site present conditions and knowledge of legal and judicial support expert to create indicators compatible to the on-site present condition.

Project characteristics of legal and judicial support project depend on the project duration as well as

the country's present condition. For these projects, results may seem to remain to be output level rather than entailing some outcomes upon completion in some cases. A project such as development of rule and regulations may be one of the examples. However, even projects for such objectives as human capacity development need to consider the time required before the emergence of the results and the modification of behaviors in target population. In the stage of capacity development, the evaluation methodology applied for projects in other sectors may be also referred to. In addition to the quantitative evaluation, qualitative perspective which is compatible to the context of development objective is also possible to be considered.

While a number of internationally comparable indices and indicators have been produced by merger of formal definitions and the substantive definitions, appropriate selection of indices and indicators depends still on the country's developing context or the status. In addition to the to the confirmation of the effectiveness under the formal definition, the evaluation of the projects should encompass the aspects of the effectiveness in terms of "functions" and "substance" in the light of the eventual impact on the socio-economic situations.

2) Evaluation of Contribution to Achieving Outcomes and Verification on the effectiveness of Assistance Methodology

It is desirable for the evaluation of projects for legal and judicial sector to incorporate analysis on the causality relationships between outcomes and the assistance as well as the degree of achievement of overall goals. It is, however, difficult for LFA (or Project Design Matrix (PDM)-based monitoring and evaluation) to capture these factors effectively. On the other hand, the clearly-set objectives in log-frames (or in PDMs) are also essential for measuring the degree of achievement of outcomes and overall goals. Therefore, the two-folded approach should be considered for further improvement of evaluation practices, namely; i) adequate and effective use of log-frame or PDM with thorough analysis and identification of problems and clear objective setting from the time of planning, and ii) monitoring and evaluation specifically targeting the analysis on the causality relations between project outputs and outcomes as well as the degree of achievement of overall or higher goals.

Furthermore, these approaches can be further elaborated from two aspects as explained below:

First, there are the facts that several on-going JICA's projects comprise a few components within one project. Some have been implemented in a few phases with changed project scopes over time. Evaluation shall be conducted with consideration on how such inputs contribute to the establishment and improvement of the legal system with consideration of the possible synergy between different components and phases. Through such evaluation, it is possible to clarify the correlation between input and achievement of the overall goal and impact comprehensively.

Second, it is worthwhile to review validity of the implementation methodology through evaluation including thematic evaluation and some empirical studies for the area where JICA has outstanding uniqueness such as capacity development of the legal professionals,

3) Knowledge Sharing on Project Management and Evaluation Practice

As also observed in the other donors' projects, there is a problem of inappropriate use of LFA and evaluation tools. The cause is not coming from the issue of the natures of measurement tools vis-à-vis the nature of assistance for the legal and judicial sectors: it rather comes from insufficient understandings and recognition of project stakeholders including counterparts toward the evaluation tools. Project stakeholders themselves need to make the proper decision on the selection of monitoring and evaluation tools by defining what are the desired outcomes of the projects. They are also required to adjust the evaluating framework of the project in case of unexpected changes of situations based on the on-site situations. Therefore, acquisition and sharing knowledge of project management and evaluation by project stakeholders is critical.

法整備支援の評価手法に関する調査研究・分析業務 目次

要約

目次

第1章	調査研究の概要	2-1
1.1	背景	2-1
1.2	目的	2-1
1.3	手法・手順	2-1
第2章	法整備支援の評価に係る先行研究の概説	2-1
2.1	法整備支援の評価手法に関する議論と先行研究	2-1
2.1.1	法の支配と法整備支援の位置づけ、目標レベル	2-1
2.1.2	法整備支援における評価に関する潮流	2-2
2.1.3	法整備支援の評価に係る指標と法の支配に関する国際指標・指数開発の動向	2-6
2.1.4	小括	2-20
2.2	他ドナー、国際機関の法整備分野における事業計画・評価の特徴	2-20
2.2.1	他ドナー、国際機関の法整備支援に係る事業目標体系	2-21
2.2.2	他ドナーの法整備支援に係る事業評価の現状	2-22
2.2.3	プログラム、テーマ別、インパクト評価等の取り組み	2-27
2.2.4	国際機関の評価事例分析	2-30
2.2.5	小括	2-36
第3章	JICAの法整備支援における評価との比較における分析と提言	3-1
3.1	他の援助機関とJICAの法整備支援における事業評価における差異の分析	3-1
3.1.1	評価手法	3-1
3.1.2	目標・指標設定	3-1
3.2	JICAの法整備支援における評価への示唆	3-5
3.2.1	法整備支援における評価の意義	3-5
3.2.2	法整備支援評価における改善の提言	3-6
第4章	結論	4-1

ANNEXES

ANNEX1	国際比較指標・指数の概要
ANNEX2	他ドナー、国際機関の事業目標体系と事業評価
ANNEX3	国際機関の法整備案件事例
ANNEX4-1	プロジェクト目標、上位目標の視点と指標の種類(ドナー別)
ANNEX4-2	プロジェクト目標、上位目標の視点と指標の種類(分野別)

参考文献

略語表

表

表 2.1	USAID 民主化ガバナンス分野における目標体系整理	2-3
表 2.2	人権に基づく開発アプローチによる司法アクセスの目標確認項目	2-5
表 2.3	法の支配の現状に関するパフォーマンス・モニタリングツール及び指標提案	2-6
表 2.4	的確な指標設定の留意点	2-6
表 2.5	Global Measure of Court Performance ¹¹ のコアメジャー	2-8
表 2.6	アメリカ法曹協会の法曹教育改革指数構成要素	2-9

表 2.7	アメリカ法曹協会の法曹専門人材改革指数構成要素	2-10
表 2.8	法の支配国際比較指標・指数の傾向	2-11
表 2.9	法の支配及び法整備に関連する主な国際比較指標・指数	2-13
表 2.10	国際比較指標・指数利用の留意点	2-14
表 2.11	法の支配・法整備評価の指標設定の視点と指標例	2-16
表 2.12	DAC5 項目評価有効性、インパクトの評価の現状	2-21
表 2.13	ドナー、国際機関の事業目標体系	2-22
表 2.14	世界銀行の主な法整備分野支援内容	2-23
表 2.15	USAID 法の支配と人権分野の指標リスト	2-25
表 2.16	事例分析対象案件と JICA 課題別指針目標体系別分布	2-31
表 2.17	制度構築の目標指標設定例	2-33
表 2.18	世銀グルジア及びフィリピン司法制度改革プロジェクトの目標と指標	2-33
表 2.19	人権に基づく開発アプローチの目標・指標設定例	2-34
表 3.1	法運用機関機能向上案件の JICA 及び世銀案件のプロジェクト目標・指標の比較	3-2

図

図 2.1	法の支配と JICA の法整備支援	2-1
図 2.2	法整備支援の事業と因果関係	2-3
図 3.1	世銀フィリピン Judicial Reform Support Project のロジック	3-3
図 3.2	JICA ベトナム国法・司法制度改革支援プロジェクトのロジック整理	3-4
図 3.3	JICA ベトナム国法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2のロジック整理	3-5

第1章 調査研究の概要

1.1 背景

JICA の法整備支援は、「法の支配」を浸透させ、ガバナンスの改善に資することを目指して、1996年「ベトナム国法整備支援プロジェクト」が開始されたことを皮切りに本格的に開始され、市場経済移行国や復興国を主な対象として、①法律・法令などの起草支援、②法を執行・運用する組織の整備、③人々の法制度・司法制度へのアクセス向上の3分野、及び④これらに従事する人材の育成への支援を中心に実施されてきた。

また、2013年には日本政府が「法制度整備支援に関する基本方針（改訂版）」を策定し、日本政府としても法整備支援事業の一層の促進・展開を進めて行くことが定められた。

本格的な技術協力開始より15年あまりが経過し、現在では10カ国以上での協力実施の実績が蓄積されてきた。また、近年では、投資環境整備等支援にも資するという観点から、協力に対する注目は高まっている。

JICA では、支援計画立案や手法についての研究がなされ、2011年に課題別指針の策定により、支援の方向性について整理したが、一方では、支援のインパクトや効果を測る手法については、必ずしも明確な整理がなされてこなかった。

今後の JICA の法整備支援における評価実施手法の応用可能性を検討するために、これまでに国内外で実施された法整備支援の評価や評価手法に関する先行研究を包括的に調査・分析し、整理するために、本調査研究が実施された。

1.2 目的

本調査研究は、これまで国内外で実施された法整備支援の評価や評価手法に関する他ドナー、国際機関等の先行研究レビューを整理して取り纏め、JICA の法整備支援の実施における成果やインパクトを測る評価手法を検討することを目的とする。また、本調査研究の結果を活用し、今後国内外に JICA の法整備支援事業の成果を発信していくことに繋げる。

1.3 手法・手順

1) 先行研究文献レビュー

他ドナー、国際機関、法の支配分野における活動を行う国際 NGO 等による先行研究を収集し、整理した。先行研究の種類では、①他ドナー国際機関の評価に関する規則、ガイドライン等、②他ドナー国際機関による法整備分野の事業評価にかかる文献、③法/司法制度など関連法制度の評価を目的とした国際比較指標・指数等に関する資料等——を対象とした。資料は、主に関連機関のウェブサイトを検索し、入手した。

2) 事例研究

JICA、他ドナー、国際機関の法整備分野の事業実績について、各機関の法整備分野の事業戦略・事業報告書を参考に把握したのち、JICA 課題別指針を参考に、各機関が実施した JICA 事業との類似性が見られる案件について事例を抽出し、事業評価の実施状況と事業評価の枠組み、指標設定等、事業実績の効果測定の手法について分析した¹。

- ・ 事例対象は、法制度整備、法運用機関（民事、刑事）能力向上、司法アクセス・リーガルエンパワーメント、法の支配にかかる事業とした。
- ・ 分析に当たっては、評価スキーム、事業分野を JICA 開発目標・中間目標に準じた分類、評価枠組み、手法、指標、評価に使用するデータ等に関する個票を作成した。

¹ GIZについては、ホームページ上からの詳細な情報の入手が困難であることがわかった。そのため、本事例研究の対象から除外した。また、EU、USAIDについても、目標体系等の確認が十分にできる資料を抽出できなかったため、本事例研究の枠外で別途入手可能な評価報告書によるプログラム評価、インパクト評価、事業評価についてレビューを検討した。

3) JICA の法整備事業の評価の現状把握と他ドナー、国際機関の取り組みから得られる教訓の整理

JICA における法整備分野の事業評価について把握するために、①JICA による法整備分野の事業評価報告書等文献のレビュー、②JICA 法整備事業の評価枠組みの事例レビュー、③これまでの評価に関する課題等の抽出を行った。③では、JICA 評価部へのヒアリング、JICA の事業評価に関する各種ガイドライン等のレビューを行った。

このような取り組みと 1)、2) の結果を踏まえて、今後の JICA 法整備事業における評価の在り方についての提言を取り纏めた。

第2章 法整備支援の評価に係る先行研究の概説

2.1 法整備支援の評価手法に関する議論と先行研究

2.1.1 法の支配と法整備支援の位置づけ、目標レベル

法整備支援は、「法の支配」の実現に向けた、手段として位置づけられる。JICA では、法整備を「グッド・ガバナンスを実現する手段の一つ」²と定義し、「法整備（支援）がその確立を目指す『法の支配』はグッド・ガバナンスの確立の不可欠の要素」とする³。JICA の「法整備」支援では、「グッド・ガバナンスに基づく発展途上国の自助努力を支援するため、これらの国の発展の基礎となる法制度構築や人作りに協力するもの」である。また、法整備支援は格差是正、平和構築、民主的制度の強化、汚職防止、民間セクター活性化といった課題においても検討されるものであるとしている⁴。法整備支援の評価手法を検討する際には、法整備（支援）の開発課題へのインパクトの分析等、これらの様々な課題と総合的な概念である法の支配と法整備（支援）の関係性に留意する必要がある。以下、「法の支配」の概念の整理と法整備（支援）の位置づけについて確認する。

法の支配は、広範な概念を含み、様々な定義が考えられる。松尾は開発のコンテキストにおける法の支配の定義を、形式的定義（formal definitions）、実体的定義（substantive definitions）及び機能的定義（functional definitions）の3分類説により説明している。⁵ 法の支配においては、ルール、執行メカニズム、更には機能とその機能が産出する価値の概念が含まれる。こうした概念を整理したのが下図である。各機能が実現する価値は、更に上位の貧困削減、経済開発、平和構築、格差是正、ジェンダー平等、人間の安全保障といった開発課題の解決に貢献するだけでなく、機能そのものも公正、正統性、中立・公正、予測可能性、透明性、説明責任を内在させることが求められる。

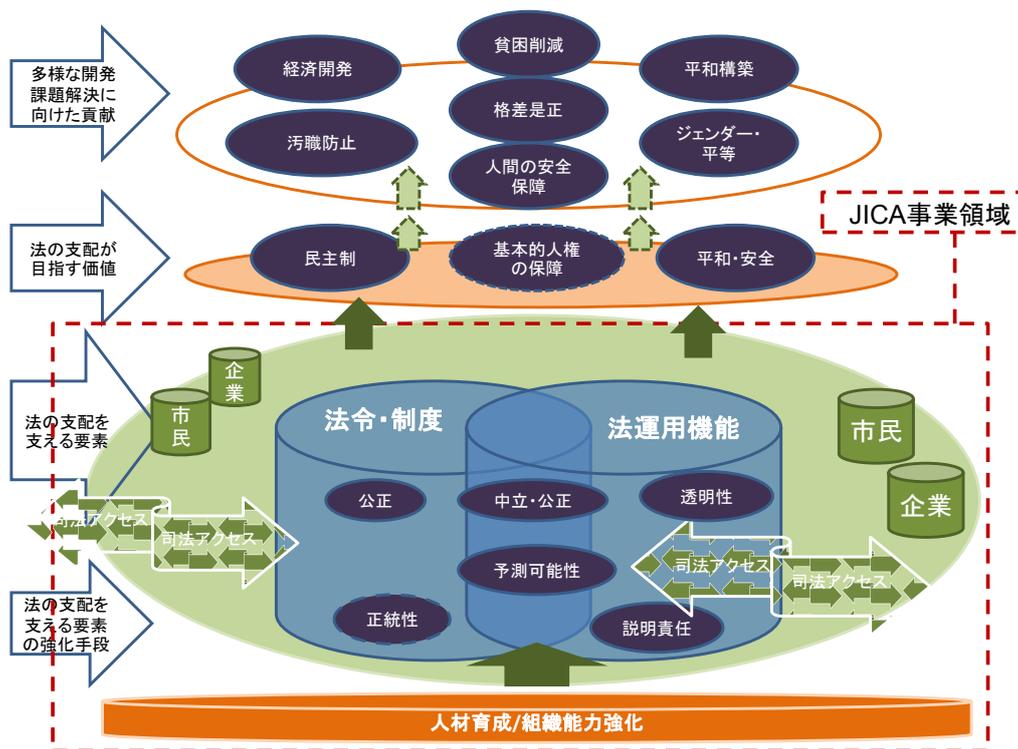


図 2.1 法の支配と JICA の法整備支援

JICA は、法整備支援を、「支援受入国が行う法・司法制度及びこれに関連する諸制度の整備の

² ODA 大綱（2003 年改訂）を引用

³ JICA(2011)、課題別指針：法整備支援、p.23

⁴ 同上、p.2-3

⁵ 松尾弘（2005）、「国際開発援助と「法の支配」」『社会科学研究』第 56 巻第 5・6 合併号 p.109-137

ための諸努力」を支援するものと定義している。この中には、①ルールの整備、②法運用組織の機能強化、③市民のリーガルエンパワーメントの3分野、及び④①～③を支える人材育成の必要性が含まれているとする。⁶上記の図では、赤い破線で囲んだ部分に当たる。

2.1.2 法整備支援における評価に関する潮流

(1) 法整備支援の効果検証の必要性の認識

法整備支援事業の案件では、他の分野の支援同様、援助効果の把握に向けた評価の必要性が認識されてきた。法整備支援事業は、古くは、60年代、米国による中南米諸国への司法改革支援があるが、その後、90年代、旧社会主義体制国の社会経済体制の移行に伴い、様々な制度構築支援の一環として実施されてきた。法整備支援は、最終的な目標である「法の支配」「経済開発」などの目標に対し、どのような貢献があるか、その手段として実施された法整備支援は妥当であったか、といった検証の必要性も指摘されてきた。

Messick は、1960年代に実施された USAID による一連の支援に関する研究、90年代の世銀等の支援に関する研究をレビューしている。この結果、経済開発と司法制度改革の関連性について十分な実証を得られていない、案件成功の前提条件が確認されていない等の課題を指摘している⁷

Carothers は、法の支配に関するドナー支援事業についての効果測定に関して、次のような課題を指摘している。即ち、法の支配に関する支援では、法の支配、経済開発の達成という2つのゴールを設定しているが、この双方のゴールと支援の効果の因果関係について情報が十分に蓄積されていない。更に、法令で定められたシステムが機能する社会というゴールは、どのようなプロセスで実現できるのか、明確な知識がないことを述べている。

Carothers は、こうした課題に対応する限界として、ドナー、援助機関の評価による教訓の抽出が表面的且つ、その後の計画に活かされていない状況を指摘した。併せて、評価の質の向上、実証研究を阻む課題として、①法の支配特有の課題の複雑さ、②各国毎の特殊性、③他の新規案件に向けた教訓は考察しても、終了した案件のプロセスと結果についての考察が十分になされないこと、④政治学や法学の分野で実証的な研究を行う取り組みが見られないこと、⑤法の支配の支援に関わる法曹関係者が、一般的に実証的な研究にあまり興味を持たず、発展的なプロセス重視のアプローチがとられないこと——を挙げている⁸。

こうした状況については、近年大きな変化はなく、「法の支配」における体系だったエビデンスの欠如が指摘されている。⁹

支援と効果の因果関係、その下位から上位レベルへの連鎖については、法整備を含む民主化ガバナンス (Democratic Governance: DG) 支援に関する USAID の評価において、更に次のような分析がなされている。同評価では、目標体系を表 2.1 の通り整理した上で、当該分野では、事業の実施が即国家レベル指標 (メソ及びマクロレベル) の変化に影響を及ぼす訳ではないとしている。これに対して、報告書では、USAID の事業評価レベルでは、多くのアウトプットレベルのデータ収集に多大な労力を費やしている実態についても指摘している。¹⁰

⁶ JICA(2011)、p.23

⁷ Messick, Richard, (1999), Judicial Reform and Economic Development: A Survey of the Issues, The World Bank Research Observer, vol. 14, no. 1 (February 1999), pp. 117-36)

⁸ Carothers, Thomas (2003), “Promoting the Rule of Law Abroad: The Problem of Knowledge”, Rule of Law Series, Democracy and Rule of Law Project, Working Paper Number 34, Carnegie Endowment for International Peace

⁹ Carter, Becky (2013) Evidence on establishment of the ‘rule of law’ through deliberate interventions (domestic or international) (GSDRC Helpdesk Research Report), Governance and Social Development Research Centre, University of Birmingham

¹⁰ National Research Council of the National Academies(2008) Committee on Evaluation of USAID Democracy Assistance Programs Improving Democracy Assistance: Building Knowledge Through Evaluations and Research

表 2.1 USAID 民主化ガバナンス分野における目標体系整理

	アウトプット	アウトカム	ミソレベル	マクロレベル
定義	活動の成果、プログラムによって直接もたらす結果を捉える指標	プログラムの制度・政策レベルへのインパクトを捉える指標	広く国レベルでの政策、セクターレベルの変化を捉える指標	国レベルの民主化・度の変化を捉える指標
対象(地域)レベル	一般的に一地域を対象 (sub-national)	一般的に一地域を対象 (sub-national)	国レベル	国レベル
利用目的	モニタリング	評価(evaluation)	アセスメント	アセスメント
選挙制度改善の例	選挙監視人がいる投票所の数	投票における違反行為(贈収賄、工作など)	選挙の質	民主化度(例:フリーダムハウスの政治的権利指数)

出典: National Research Council of the National Academies(2008) Committee on Evaluation of USAID Democracy Assistance Programs Improving Democracy Assistance: Building Knowledge Through Evaluations and Research

近年では、Cohen 他が、法制度整備支援とドナー、国際機関が志向するより定量的な評価との不適合を指摘し、法の支配、法制度改革等の特性を十分に捉えるために、安定した手法で実施する社会科学的な実証の必要性を指摘している。Cohen 他は、ドナープロジェクトでは、プロジェクトの成果物が目的とする法の支配の結果に結びついているという想定に基づいているとしている。しかし、実際には、社会、政治的な変化のなかで実施されるプロジェクトにおいて、プロジェクト成果と法の支配の状況だけを取り出して分析することは困難であることを述べている。また、法制度改革は時間が係る上予測不可能であるにも拘わらず、ドナープロジェクトでは、任意に選択した、もしくは、時間、予算に制限された指標を用いる点を課題として指摘している。例えば、ケニアにおける各種許認可の合理化と会社登記促進についての案件では、会社登記にかかる日数が短縮されたものの、登記に係る手数料の増加などの影響、実際には登記だけではローンを受けたり、土地所有権を保持したりすることには使えないなどの影響が見られた一方、一連の活動を通して、零細小企業者が意見や要求をする力を得たとし、プロジェクトの枠組みに入らない効果とネガティブなインパクトがあったとする。¹¹

以上のような点から、法整備に関連性の深い、もしくは法整備を含む、ガバナンス、法の支配分野での事業評価の構造と課題を以下の通り整理できる。即ち、事業の集合であるプログラムレベルであっても、「法令で決められたシステムが機能する社会」¹²の実現までのプロセスは不確実であり、ドナー、国際機関における評価手法は、両者の因果関係を証明するという課題を効果的に克服できていない可能性があることを示唆している。図 2.2 では、「経済開発」「法令で決められたシステムが機能する社会」の間に多様で複雑な外部要因の影響と複数の線形でないプロセスが存在することを示唆しているが、このプロセスは十分に検証されていない。

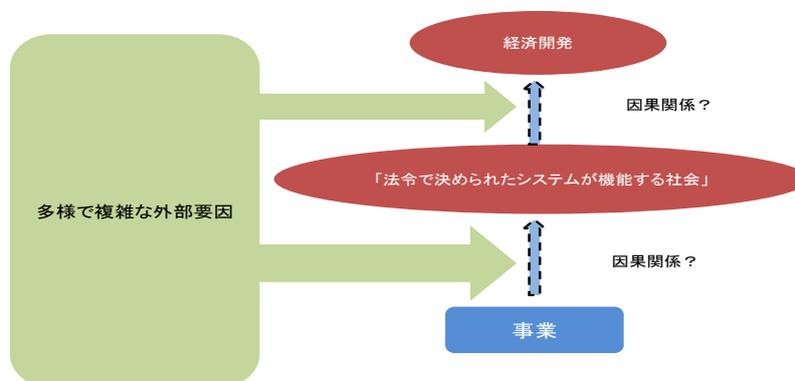


図 2.2 法整備支援の事業と因果関係

¹¹ Cohen, Elin, Kevin Fandl, Amanda Perry-Kessaris and Veronica Taylor (2011), “Truth and Consequence in Rule of Law: Inferences, Attribution and Evaluation”, Hague Journal on the Rule of Law Vol. 3/Issue 01, March 2011, pp.106-129

¹² Carothers (2003)

一方、ドナー支援においては、プロジェクト、プログラムによる効果をどのように捉え、どのレベルまで、その効果への事業の貢献を検証してきたのか。つまり、図 2.2 における「事業」枠内では、プロジェクト、複数のプロジェクトを纏めたプログラムが実施されているが、こうしたプロジェクト、プログラムの効果測定はどのように行われてきたか。次項では、法整備支援におけるプログラムレベルのパフォーマンス・メジャーメントを取り上げて概観する。

(2) 結果重視主義に対する対応

1) パフォーマンス・モニタリングの導入

法整備支援事業を含む民主化・ガバナンス、法の支配等の分野の支援においても、成果の明確化に向けて、1990 年代後半から、より体系立ったモニタリングの必要性を認識し、「パフォーマンス・モニタリング」の手法の提案が複数なされている。このような取り組みの例としては、USAID による民主化・ガバナンス分野のプログラムにおける指標設定について、目標体系と指標設定の関係を明らかにし、具体的な例示も盛り込んだ“Hand Book of Democracy and Governance Program Indicators”(1998 年)の作成、米国の司法・安全に関する調査研究・アドバイザリー等を行う NGO である Vera Institute of Justice による“Measuring Progress toward Safety and Justice: A Global Guide to the Design of Performance Indicators across the Justice Sector”(2003 年)などがある。これらのツールについては、2.1.3 で説明する¹³。

他方、Armitage は、パフォーマンス・モニタリングが、個々の案件ベースでなく、セクター全体で計測される方向にシフトし、インパクトレベルの効果の計測を重視しているとしている。更に、こうしたモニタリング・評価システムを実施するためには、当該国の関連機関による主体的な情報収集・分析活動が必要であり、こうしたシステム構築にむけた時間の必要性を指摘している¹⁴。このような現状は、他の研究者が指摘する、国、地域、課題に特化した指標づくりとそれを支えるデータ収集、処理の工夫の必要性に通じるところがある。この点については、2.1.3(4)で考察する。

2) 結果重視主義の課題

現在では、結果重視 (Result-Based) の潮流により、ほとんどのドナー、国際機関がパフォーマンス・マネージメントに向けたモニタリングのツールであるロジカル・フレームワーク (ログフレーム) を利用した評価分析 (Logical Framework Analysis: LFA) を導入している。しかし、結果重視主義については、既に 1990 年代に、法整備支援を含む法の支配に向けた支援との親和性、結果重視主義が及ぼすリスクについて指摘する研究が発表されている。

Messick は、60 年代の USAID による中南米諸国への支援の効果が出なかった際の前提条件と、90 年代の世銀の支援の前提条件の類似性についての様々な研究結果を取り纏め、成果主義による早期の成果の確認を強調することが、司法改革支援の効果に結びつかない懸念についても触れている¹⁵。

ログフレームを基本とした評価の課題についても、1990 年代後半から議論があった。一般的にパフォーマンス・メジャーメントの手法には、事業とアウトカムの因果関係が検証しにくいという課題が指摘されている¹⁶。Crawford と Keaton は民主化・ガバナンス分野におけるログフレーム分析 (Logical Framework Analysis: LFA) の使用は不適當であるとしている。理由として、LFA が各ドナー機関の業務管理と成果重視主義という内部向けの理由により利用されているものであり、教訓を引き出し、より効果的な事業の形成に資する情報を収集することに適していないこと、ある特定の時間軸の中で計画を実施し、統計データなど定量的なデータが比較的容易に手に入るインフラ整備等の案件と違い、制度・機関の関係性、文化等の変化を目的とする「ソフト」分野支

¹³ USAID(1998), Handbook of Democracy and Governance Program Indicators, Vera Institute of Justice (2003), “Measuring Progress toward Safety and Justice”, American Bar Association (ABA)による Judicial Reform Index など。

¹⁴ Armitage (2006) “Monitoring Performance of Legal and Judicial Reform in International Development Assistance: Early Lessons from Port Moresby&Phnom Penh”, Paper Presented at the International Bar Association

¹⁵ Messick (1999)

¹⁶ JICA(2010) 新 JICA 事業評価ガイドライン第 1 版

援では、時間軸を予測しにくい等の課題があり、効果の計測が困難であることを述べている¹⁷。

近年においても、Cohen 他は、法の支配分野の支援では、ログフレームによる線形の成長が発現しにくいことを指摘し、LFA が同分野の評価に不向きであるとしている。¹⁸

しかし、事業レベルでは、LFA に変わる効果的なモニタリング・評価手法が考案されない中、成果管理に同手法が引き続き使用されているものと推測できる。上述の通り、法整備支援の分野では、支援の投入とアウトカムの因果関係の検証の必要性が長く認識され続けていることから、こうしたツールの持つ限界を、他の仕組みとの組み合わせで、克服する必要があると考えられる。また、LFA によるモニタリング・評価の限界に拘わらず、事業で解決しようとする課題とその背景への理解を基に、インパクト、アウトカム、事業の各目標を明確にする作業の必要性は変わらないと考えられる。この点で、2.2 では国際機関の事例を中心に目標体系と成果の考え方、指標の設定について現状を確認することとする。

(3) 人権に基づくアプローチと法整備評価

人権に基づく開発アプローチ (Human Rights-Based Approach: HRBA) とは、国際的な人権に関する規範に基づき、人権擁護とその促進に向けた人間開発を進めるという概念である。HRBA では、開発課題の根幹に位置する不平等を分析し、開発を阻害する差別・偏見、資源分配の不公平の改善を進め、①開発政策・事業は、人権擁護の推進に向けて実施される、②権利を有する者(権利所有者、rights-holders)と対応する責務の担い手 (duty-bearers) について、前者の権利主張、後者の義務の履行に向けた両者のキャパシティ・ビルディングを図るものである¹⁹。国連開発グループ (United Nations Development Group : UNDG) では、2003 年のステートメントの採択をもって、事業の原則となっている。また、貧困削減に向けた開発を標榜している英国、北欧諸国等も採用するアプローチである。

HRBA においては、開発事業の最終的な目標に人権擁護、不公平の解消等の実現が含まれていることから、事業計画においては、最も権利を享受できない弱者の特定と、権利所有者間の公平の確保の優先、弱者の権利要求に向けたキャパシティ向上等が優先される²⁰。

ガバナンス分野、法整備支援は、HRBA においては、透明性、説明責任などを含む人権擁護に関する規範を各国の法体系に主流化するために重要な分野である。他方、HRBA を採用した法整備支援事業では、その目標の設定において、人権に関する基準・規範との整合性を確認し、弱者に対する責務の担い手側の説明責任などを確認することが求められる²¹。例えば、UNDP の事業では、社会経済的に不利な立場のグループに対する正の変化を起こすことが求められるが、司法アクセスにおける目標設定では、次の点から確認をすることが望ましいとしている²²。

表 2.2 人権に基づく開発アプローチによる司法アクセスの目標確認項目

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ アウトカムは人々の変化について述べているか。・ 変化は人権擁護に関する各種基準に沿ったものか。・ アウトカムは、事業実施前には救済を得られなかった人々が能力を得るためにどのように貢献するか。・ アウトカムは人々の脆弱性を緩和するか。・ アウトカムは変化を計測するためのベースラインを設定することができるか。 |
|---|

出典 : UNDP(2005), Programming for Justice: Access for All : A Practitioner's Guide to a Human Rights-Based Approach to Access to Justice

¹⁷ Crawford, Gordon, and Iain Kearton,(2001), "Evaluating Democracy and Governance Assistance", ESCOR Research Report No.7894

¹⁸ Cohen et al. (2011)

¹⁹ UNHCHR(2006), Frequently Asked Questions on Human Rights-Based Approach to Development Cooperation

²⁰ 同上

²¹ UNDP(2005), Programming for Justice: Access for All : A Practitioner's Guide to a Human Rights-Based Approach to Access to Justice

²² 同上

これに対応して、例えば、国連機関で運営する HRBA に関する知識共有の取り組みでは、HRBA における指標設定について、①アクセス、②市民の参加、受益者タイプのブレークダウン、③情報へのアクセス、④透明性と説明責任の確保——について含めることが提案されている²³。HRBA は、司法アクセスや法の公平性を弱者の視点に立って対応することを求めている、支援の目的と効果に市民の視点や役割について、光を当てることに役割を担っているとも考えられる。

2.1.3 法整備支援の評価に係る指標と法の支配に関する国際指標・指数開発の動向

法整備分野に係る効果測定を行う場合、どのような視点から評価するか。パフォーマンス・モニタリング及び国際比較指標・指数における扱いをレビューする。

(1) 法整備分野の効果測定に向けた取り組み

1) 法整備分野のパフォーマンス・モニタリング、指標概要

法整備分野の事業成果の検証の必要性に対応して、パフォーマンス・モニタリングツールの開発が進んだことは、2.1.2(2)で述べたとおりである。これらのツールでは、利用対象をプログラムとしていることに留意が必要である。これらツールの概要を下表に纏めた。

表 2.3 法の支配の現状に関するパフォーマンス・モニタリングツール及び指標提案

ツール・文献の名前	作成機関・作成依頼機関	作成年	項目	特徴	主なデータ入手先
Handbook of Democracy and Governance Indicators	USAID	1998	法の支配の下、人権、市場経済促進、司法アクセス、司法の効率性・公平性の4中間目標。この下に法令、アドボカシー、政府機能、政府の情報提供等、関連する項目を設置。	当該国における対象分野での変化そのものを計測する指標もあるが、司法へのアクセスなどの部分では、一部インプットについて計測する指標も混在している。	サーベイ(サンプルサーベイも含む)、行政文書、裁判記録等
Measuring Progress toward Safety and Justice: A Global Guide to the Design of Performance Indicators across the Justice Sector	Vera Institute of Justice	2003	戦略目標では、治安・安全、司法へのアクセスを挙げ、制度目標としては、警察、司法省・検察と法的救済、刑務所、説明責任機能	指標バスケットによる評価、物理的な確認だけでなく、各機関のサービスや機能の質(公平性、即応性、対応など)、市民、弱者などへ及ぼす影響と、それに至るプロセスについても評価に含める。	行政データ、裁判所データ、利用者サーベイ、専門家サーベイ
Evaluation of governance, rule of law, judiciary reform and fight against corruption and organised crime in the West Balkans' Lot 2 Final Report	EU	2012	司法改革については、法制度の適切さ、公正・透明性・説明責任、司法の業績(司法へのアクセス、司法の効果・効率性)、市民の信頼、資源と人材をパラメーターとする。	主に形式主義的な項目を扱うプロセス、アウトカム・実体をパフォーマンスととらえ、双方の視点からの数点を指標として抽出し、指標のバスケットを提案	特に指定なし
UN Rule of Law Indicators	UN	2012	刑事司法とそれに関わる警察、裁判所、刑務所のそれぞれの機関について、「業績」「公正さ、透明性、説明責任」「弱者への対応」「能力」	指標バスケットによる評価。紛争復興国を想定し、2時点の比較を可能とする構造。数値の統合、レーティング、ランキングの処理は想定しない。	サーベイ、行政文書、専門家サーベイ、裁判所記録等

出典：各資料より KRI 作成

上記では、複数のツールが、関連する機関の能力、機能のアウトプットをなるべく数値でとることとしている、サービス利用者の満足度や経験を問うようなサーベイも併せてバスケットの指標としている等の共通点がある。

指標を策定する際の留意点として、USAID の Handbook では、的確な指標設定に向けた原則を記載している。これに対して、Vera Institute of Justice は、USAID の原則を拡充する形で、下表の留意点をまとめている。この点は2008年の Vera Atlas より充実されている。Vera Institute が提案している原則は下記の通りである。

表 2.4 的確な指標設定の留意点

① 指標ではなく、アウトカムの定義から始める

指標はアウトカムの考え方により様々である。アウトカムの正確な設定から始めることが重要である。

② バランスの取れた指標群のバスケットで計測する。

アウトカム指標は、多くの場合、代替指標を利用することになる。そのため、単一の指標での正確な計測は困難である。複数の指標群により、欠点を補完し、単一指標での結果の不安定さを安定させ

²³ Human Rights Based Approach Toolkit, (URL: <http://www.hrba toolkit.org>) [アクセス日: 2014年2月3日]

ることが必要である。

③ 期待される変化に対しての指標の感度を確認する。

④ 弱者が経験する変化を別途抽出できるような指標を設定する。

貧困層、ジェンダーなどに意識する。

⑤ 「屈折したインセンティブ」を避けるよう工夫する。

関係者が報告を避けるような可能性のある指標を設定すると正確な計測が難しくなるなどのことを想定する。

⑥ 最も単純で安価な指標を設定する。

⑦ 重要なステークホルダーに信頼と確信を与えるよう設計する。

⑧ 多くの人に容易に理解できる指標を設計する。

出典：Vera Institute of Justice (2003), “Measuring Progress toward Safety and Justice: A Global Guide to the Design of Performance Indicators across the Justice Sector”

ドナーや NGO の取り組みに加え、国連は、特に紛争後復興国における法と秩序の回復に向けた取り組みを進めるため、より体系立った経験の集約、効果の検証による取り組みの効果向上に向け、効果のモニタリング・評価について活動を行うとし、2007年に設置された「法の支配ユニット」により検討が進められている。同ユニットが、刑事司法に関する「法の支配指標」第1版を2011年に公表し、政治体制の不安定、治安の制約、データの不足等が想定される紛争復興国における支援を念頭に、法システム・モニタリングのガイドラインを作成している²⁴。内容は上記表 2.3 に纏めたとおりである。

こうしたモニタリングツールでは、定量的な調査が中心となっている。プログラムレベルを対象としていて、案件レベルの効果測定のレベル感に合致するかどうかについては、検討を要する。プロジェクトにおいては、多くが法令・手続き等の作成支援、組織能力強化、人材育成など、こうしたプログラムレベルの目標を達成するための個別の支援を行うことが想定される。そのため、目標及び指標の設定は、より下位の内容を扱うことも想定される。

2) 各分野における計測手法に関する取り組み

各機関の能力基準、規制の質、法曹教育等に特化したツールも作成されている。こうしたツールで取り上げられている指標は、上記のパフォーマンスツール等でも利用されている。また、アメリカ法曹協会では、法曹教育改革、法曹人材改革に関する指数を策定している。この2点はツールではないが、特定のテーマに関する評価の視点を纏めている。

こうした各分野で用いられている計測手法は、先進諸国における様々な公共セクター、司法機関の業績管理の手法を応用して作成されている。こうしたツールの課題としては、様々な統計や行政データを要することもあり、その点で途上国や紛争復興国への応用の可能性を問う見方もある²⁵。

規制の質

OECD・SIGMA による「Improving the Quality of Laws and Regulations: Economic, Legal and Managerial Techniques」と「Checklist of Law Drafting and Regulatory Management in Central and Eastern Europe」

中・東欧諸国の社会主義体制の崩壊と自由主義経済への移行支援に向けて、1993年にOECDと欧州委員会の共同イニシアチブとして、Support for Improvement in Governance and Management in Central and Eastern Europe (SIGMA)を開始した。SIGMAでは1994年には合計12カ国への支援を実施したが、経済体制の移行に向けた法整備は活動の重要な位置を占めた。この中で、「質の良い」

²⁴ UN Rule of Law Website、http://www.unrol.org/article.aspx?article_id=32、[アクセス日：2014年2月9日]

²⁵ 世銀“Performance Measure Topic”では、先進国で利用されている司法機関のパフォーマンス・マネジメント手法は、そもそも正式な司法機関を対象としているため、伝統的な調停システムが中心であったり、権利に関する意識の醸成が必要である途上国に導入することは、あまり有効ではないとしている。また、データ収集にかかるコスト、時間的にも非常に負担が大きいとしている。(世銀ウェブサイ URL: <http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/TOPICS/EXTLAWJUSTINST/0,,contentMDK:20756997~menuPK:2025688~pagePK:210058~piPK:210062~theSitePK:1974062~isCURL:Y,00.html>) [アクセス日 2014年2月4日]

規制を策定するために必要なガイドラインやチェックリストの整理を行った。

「規制の質」とは、次のように定義されている。

規制の質

- ・ 法を利用する側から見た質（わかりやすさ、簡潔さ、民間ビジネス・市民のアクセスの容易さ等）、法の構成・構造（柔軟性、他の法令と国際基準等との一貫性等）、
- ・ 法に関する基準（構造、整理、わかりやすい草案、用語、執行機関の明記等）、
- ・ 効果の基準（明確に定義された問題との関連性、現実社会との関連性等）、
- ・ 経済分析基準（費用便益、経済便益、中小企業、競争、貿易へのインパクト等）、
- ・ 実施基準（実用性、実施可能性、執行可能性、一般による受け入れ可能性、必要な予算の確保等）。

出典：OECD/SIGMA (1994) Improving the Quality of Laws and Regulations: Economic, Legal and Managerial Techniques

こうした質の確保に向けて、前者は、規制の管理、一般との協議・参加、技術面での質の確保等の規制策定のステップに沿って、必要な事項をチェックリストとして挙げ、EU 各国の事例と併せ説明している²⁶。これに対して、後者は規制の草案から法案作成、公布までに必要な手続や内容等を、各段階でチェックリストとして纏めている²⁷。

両者とも、明確な基準を提示しているわけではないので、指標には不向きであるが、起草作業における視点について網羅している。

裁判所機能

International Framework for Court Excellence の「Global Measures of Court Performance Discussion Draft Version 3」

アメリカ、オーストラリアなどの裁判所機能向上に関する支援を行う機関が形成する、International Consortium for Court Excellence(IFCE) では、裁判所の機能について計測するツールの開発を進めている。「Global Measures of Court Performance(Global Measures)」では、裁判所の業務の効率や効果を測る 11 のコアメジャーを設定し、各項目を数値で表現する。各コアメジャーについては、IFCE が設定した裁判所の持つ中心価値、裁判所の持つ 7 つの機能について、どのメジャーがどの部分と関連が深いのか、整理している。11 のコアメジャーは下記の通りである。こうした項目は国際比較指標等に活用されている。また欧州連合の司法の効率性委員会(CEPEJ)では、裁判所時間管理ガイドライン (SATURN Guidelines for Judicial Time Management) を作成している²⁸。

表 2.5 Global Measure of Court Performance 11 のコアメジャー

コアメジャー	内容
1. 裁判所利用者の満足度(Court User Satisfaction)	裁判所利用者のうち説明責任、公平さ、正確さを保持し、時宜に合い、十分な知識に裏付けられている、丁寧な審判を行っているか（手続きの正当性）。
2. 手数料(Access Fees)	民事訴訟一件当たりを支払われる平均的な裁判手続き手数料。アクセスについて計測。
3. 訴訟決着率 (Case Clearance Rate)	申し立ての在った訴訟全体数に対する終結した訴訟数の割合（パーセンテージ）
4. タイムリーな訴訟処理率 (On-Time Case Processing)	決められた時間内に終結した訴訟の割合（パーセンテージ）
5. 公判前勾留 (Pre-Trial Custody)	刑事被告が審理の開始を待って勾留されている時間の長さ
6. 裁判の公正さ (Court File Integrity)	正確さ、完成度、アクセスの容易さの基準を満たした訴訟記録の割合（パーセンテージ）
7. 未処理案件数(Case Backlog)	決められた時間内以上に裁判所内に留まっている訴訟の割合

²⁶ OECD (1994) Improving the Quality of Laws and Regulations: Economic, Legal and Managerial Techniques”

²⁷ OECD/SIGMA(1997) ”Checklist of Law Drafting and Regulatory Management in Central and Eastern Europe”

²⁸ CEPEJ ウェブサイト

[https://wcd.coe.int/ViewDoc.jsp?Ref=CEPEJ\(2008\)8Rev&Language=lanEnglish&Ver=original&BackColorInternet=eff2fa&BackColorIntranet=eff2fa&BackColorLogged=c1cbe6](https://wcd.coe.int/ViewDoc.jsp?Ref=CEPEJ(2008)8Rev&Language=lanEnglish&Ver=original&BackColorInternet=eff2fa&BackColorIntranet=eff2fa&BackColorLogged=c1cbe6)

8. 審理日程の確実性 (Trial Date Certainty)	重要案件のうち、当初決められた審理日程通りに必要な手続き・審理等が実施された割合
9. 職員の関与 (Employee Engagement)	裁判官、裁判所職員のうち、生産的に裁判所の使命と業務に従事していると表明した職員の割合
10. 裁判所規則に対する遵守状況 (compliance with Court Orders)	民事・刑事裁判手数料の請求全額に対する実際の支払い額の割合
11. 訴訟一件当たりのコスト (Cost Per Case)	一訴訟案件当たりの支出

出典：IFCE(2012) “Global Measures of court performance Discussion Draft Version 3”

法曹人材と教育

アメリカ法曹協会 (American Bar Association: ABA) では、法曹教育改革指数 (Legal Education Reform Index) を作成している。これは、法学の高等教育に関する基本的な原則等から作成されたもので、以下の 22 の要素から形成されている。各要素は定性的な分析によって結論づけられた現状について、各要素で求められる要素と関連する事象がみられたか、どうかで判断し、3 段階 (「肯定的」「どちらともいえない」「否定的」) の評価を行う。22 の要素は下記の通りである。

表 2.6 アメリカ法曹協会の法曹教育改革指数構成要素

<p>I. 許認可、認定証明、評価 要素 1：適切な権限を有する機関によって定められた法曹教育に関する規制 要素 2：許認可及び認定証明に関する基準 要素 3：許認可及び認定証明に関する手続き 要素 4：規範と執行</p> <p>II. 入学規則と要求事項 要素 5：入学試験とその他入学に関わる基準 要素 6：入学に係る差別の不在 要素 7：特別な入学措置 (少数派等の割合を増やすための措置)</p> <p>III. カリキュラムと教授法 要素 8：総合的なカリキュラム 要素 9：倫理と中心的な職業的価値に関する指導 要素 10：専門的な職業技術に関する指導 要素 11：教授法</p> <p>IV. 成績評価、学位授与、資格認定 要素 12：成績評価と試験 要素 13：学位授与 要素 14：学術機関の記録管理 要素 15：認証機関枠組み、ネットワークへの参加</p> <p>V. 教員資格と雇用条件 要素 16：教員資格 要素 17：採用、昇進、任期 要素 18：教員の給与 要素 19：法学の教員の学術の自由と結社の自由</p> <p>VI. 組織運営と能力 要素 20：法律文献へのアクセス 要素 21：物理的施設状況と技術的能力 要素 22：クラスの大きさと業務、支援スタッフ</p>
--

出典：ABA, Legal Education Reform Index Factors, ABA ウェブサイト

同指数は関連する法令、制度や政策について確認する形式的なアプローチと、規則や手続きの運用の結果を示すアウトカムの双方を含む構造になっている²⁹。

²⁹ ABA Judicial Education Reform Index ウェブサイト、URL: http://www.americanbar.org/advocacy/rule_of_law/publications/assessments/leri.html [アクセス日: 2014年2月4日]

これに加えて、ABA は、法曹人材に関して、法曹専門人材改革指数（Legal Professional Reform Index）を作成している。同指数では、法曹人材の権利・地位や教育の現状、プロボノ活動、法律扶助等の実施状況、法曹協会の活動状況等についてカバーしている。弁護士活動における質というより、弁護士として活動するために適切な権利、環境・条件の付与がについて網羅されている³⁰。

表 2.7 アメリカ法曹協会の法曹専門人材改革指数構成要素

<p>I. 職業上の自由と保障</p> <p>要素 1: (不適當な干渉や脅迫が無い状態での) 弁護士業の実践 要素 2: (依頼人の行い、種類と同定されない) 職業上の免責 要素 3: (自由が制限された) 依頼人へのアクセス 要素 4: 弁護士と依頼人の間で行われるコミュニケーションの機密性 要素 5: 情報へのアクセス 要素 6: 弁論権</p> <p>II. (弁護士業を営むための) 教育、研修、認定</p> <p>要素 7: (適切な法教育課程の修了など) 学術的必要条件 要素 8: (弁護士研修など) 実践準備 要素 9: 弁護士資格認定プロセス 要素 10: 弁護士資格認定付与 要素 11: 差別の無い資格認定</p> <p>III. 遵守事項と実施基準</p> <p>要素 12: 独立した法律の実践 要素 13: 法的サービスを提供するための) 情報および報酬にかかる権利 要素 14: 継続教育 要素 15: (弁護士業界における) マイノリティー、ジェンダーバランスへの配慮 要素 16: 職業倫理 要素 17: 懲戒手続きと制裁措置</p> <p>IV. 法的サービス</p> <p>要素 18: 法的サービス提供能力 要素 19: (貧困や自由に制限) 不利な立場にある人々への法的サービス 要素 20: 代替的紛争解決手続(ADR)</p> <p>V. 弁護士会</p> <p>要素 21: (国家などからの) 弁護士会の独立および組織管理 要素 22: 会員に対するサービス 要素 23: (リーガルエンパワーメントを目的とした) 公益および市民意識プログラム の促進 要素 24: 司法改革への積極的な関与</p>
--

出典：ABA, Legal Profession Reform Index Factors, ABA ウェブサイト

(2) パフォーマンスツールの問題点

Hammergren はパフォーマンスツールの持つ問題点について、次のように述べている。まず、データセットとして扱われている指標間の関係と文脈による解釈の違いがある。代替指標として設定されている指標は、各国の文脈や状況次第で数値の意味合いが変わってしまう。例えば、Messick による議論を引用し、市民の司法サービスに対する信頼度が増加すると、利用度が上がり、その際に案件未処理率が上がるといった、プラスとマイナスの状況が同時に発生することを挙げている。更に、様々な側面を持つ課題を複合して評価することにより、課題間のバランスやそれぞれの課題の大きさを捨象してしまう問題がある。また、その状況をスコアやレーティングする際の評価の妥当性（例：どの程度であれば可・不可か）の問題を孕んでいる。このような問題について、Hammergren は、上述した USAID のハンドブックについても、各国において、テストベースで利用した際に、現地の状況に合わないものや、矛盾する指標が数多く指摘されたことを紹介している。指標の評価では、論述式での説明では、最終的な評価の判断が難しい一方、定量評価に

³⁰ ABA Judicial Profession Reform Index ウェブサイト、

URL: http://www.americanbar.org/advocacy/rule_of_law/publications/assessments/lpri.html [アクセス日：2014年2月4日]

よるスコア等にした際の解釈の幅ができることを避け、文脈、評価基準に関する理解を得るため、簡単な説明書きを付すことを提案している³¹。

また、更に Hammergren は、実際の案件評価での利用では、各国の現状や課題の性質に対応する必要があることが確認されることと、一般化せず、可能な限り、課題そのものを対象とする指標の設定が必要であることについても触れている。³²

(3) 国際比較指標・指数開発の動き

近年、様々な機関が法の支配について計測を試みてきた。Botero 他は、法の支配に関するデータ整備は急速に進み、「法の支配計測革命」とも言えるような様相を呈していると説明する。様々な機関によって国際比較可能なデータが作成されている。こうしたデータは、定性データの体系的な分析、複合指数化、大量の定量データ収集等により作成されている³³。Parsons 他は国際比較指標・指数をレビューし、その結果を以下の通り纏めている。³⁴

表 2.8 法の支配国際比較指標・指数の傾向

<p>全体的な傾向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作成主体の多くが NGO。 ・ 扱われているトピックは機関とテーマに分けられるが、前者では警察、検察、裁判所、刑務所、非政府司法機能、後者ではガバナンス、人権、汚職、犯罪・安全。 ・ 情報源は、専門家の見解、一般への意識調査が最も多く、元データを利用するものが多いが、なかには、2次データを再統合して利用している場合もある。 <p>法の執行を扱う指標群・ツール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法の執行についての項目を有する指標群・ツールはレビューした 31 のうち、21 であり、警察、人権、民間企業の操業等の観点からの法の執行を扱う。 ・ 多くは一般の意識調査を情報源とし、場合によっては非常に大きなサンプルを使用しているものもある（特に地域及び正解的な汚職度計測に利用される指標群）。 <p>司法制度を扱う指標群・ツール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 司法制度に関する指標群・ツールはレビューした全 31 にのうち 28。 ・ <u>テーマは、多くが司法汚職、司法の独立性を扱ったものに限られた。</u> ・ <u>内容では、英米法の視点から作成されたものが多く、大陸法、社会主義法、イスラム法、その他慣習法の観点はほとんど見過ごされている。</u> ・ 情報源は専門家の見解が最も多く、その他、一般に対する意識調査があるが、約半分がこのどちらかの情報源を使い、その他は、専門家の見解に司法セクターレビューや行政データを組み合わせて計測したもの。 ・ <u>多くは、法令・法規の有無の確認に留まり、そうした法令の施行状況については確認しない。</u> ・ 多くが裁判所の公正さや汚職、信頼度、透明性、説明責任、監視について計測している。約半分は司法セクターと他の政治機構・権力との関係性についても確認している。 ・ 司法セクターの能力では、裁判にかかるコスト、裁判所の運営効率に加え、ジェンダーに関する暴力に特化した検察官、法廷通訳等少数派や弱者に配慮した仕組みについて計測する例もある。 ・ <u>ほとんど扱われていないのは、司法における任命、訓練、昇進といった人事管理、司法セクター人材の説明責任、賠償・補償、裁判前の拘束と保釈など。多くの重要な点はカバーされていない。</u>
--

出典： Parsons et al.(2008), “Rule of Law Indicators: A Literature Review-A Report to the Steering Committee of the United Nations Rule of Law Indicators Project”, Vera Institute of Justice. 下線は KRI による。

³¹ Hammergren, Linn, Diagnosing Judicial Performance : Toward a Tool to Help Guide Judicial Reform Program, World Bank, 世銀ウェブサイト URL: <http://siteresources.worldbank.org/INTLAWJUSTINST/Resources/hammergrenJudicialPerf.pdf> [アクセス日：2013年12月26日]

³² 同上

³³ Botero, Martinez, Ponce, and Pratt (2012), ”Rule of Law Measurement Revolution: Completeness Between Official Statistics, Qualitative Assessments, and Quantitative Indicators of the Rule of Law”, in Botero et al. (ed). “Innovations in Rule of Law”, 2012, pp. 14-18

³⁴ Parsons, Jim, Monica Thornton, Besiki Kutateladze, Hyo Eun (April) Bang, and Aminou Yaya,(2008) “Rule of Law Indicators: A Literature Review-A Report to the Steering Committee of the United Nations Rule of Law Indicators Project”, Vera Institute of Justice

また、近年では、世界正義プロジェクト(World Justice Project: WJP)の「法の支配指標」に見られるように実体的、機能的定義と形式的定義を融合し、法の支配の定義に立脚しているとも言えるような計測手法例が複数存在する³⁵。

主なものを表 2.9 に纏めた(各指標の概要については ANNEX1 参照)。指標の特徴を踏まえて、三つのカテゴリーに分類した。第一に法の支配の状況、法司法制度、司法機関等に関する現状を対象としたグループ、第二に人権、汚職、ガバナンス一般等、法の支配に関連の深い事項を扱う複合を含む指数を中心としたグループ、第三に民間セクターの操業環境について調査しているグループを挙げた。

このうち第二のグループの汚職、安全・安心に関するデータでは、地域ごとに実施されているサーベイやトランスペアレンシー・インターナショナルの汚職認識指数等、一般市民の経験や認識について大きなサンプルを利用して作成されたものもあるが、本調査研究では対象としなかった³⁶。

第一のグループでは、法の支配の解釈や評価に関する様々な議論を受けて、作成されている世界正義(World Justice Project : WJP)プロジェクトによる法の支配指数(Rule of Law Index)、ABAによる中・東欧における自由経済体制への移行に向けた支援の中で作成された司法改革の現状把握向けに作成された司法改革指数、更に WJP のデータに関して項目を増やした実験的な取り組みである Vera Atlas プロジェクトを挙げた。このうち、国際比較が可能で、多くの国をカバーしているのは WJP の法の支配指数だけである。

第二のグループは、主に指数やスコアにより多くの国をカバーし、国際比較が可能なデータを挙げた。ただし、こうしたデータは、法整備の現状について詳細にブレイクダウンしたデータがなく、法の支配や経済、企業活動の自由など、抽象化されたテーマについて総合的に評価したものであることから、プロジェクト評価等への利用の可能性は低いと考えられる。他方、例えば、Heritage Foundation の経済的自由指数(Index of Economic Freedom)では、法の支配について、中心的なテーマを所有権の保護に関する状況としている点で、計測対象と合致した場合、計画段階の現状調査や評価段階での参考資料として利用の可能性はあると考えられる。

第三のグループは規則、許認可等に関して、民間セクターが経験する状況を実数で報告するものであるため、関係する分野についての利用(例:会社登記、規制緩和等)であれば、利用の可能性はあり得る。例えば、「ビジネス環境の状況」(Doing Business)は、会社登記、解散、契約履行に関する裁判等手続に係る日数、手続数、コストの3つの項目のデータを取っている。ただし、一部指数化していると部分もある。

³⁵ 松尾弘(2009)、「法の支配」をめぐる国際的動向と「法の支配ユビキタス社会」への展望—国連総会および NGO の動きを中心に—、慶応法学、第12号(2009:1)、p.233

³⁶ トランスペアレンシー・インターナショナルの汚職認識指数(Corruption Perception Index)、Afrobarometer、Latinobarometer など、汚職、安全・安心等に関する経験や認識を大きなサンプルサイズのサーベイがある。

表 2.9 法の支配及び法整備に関連する主な国際比較指標・指数

資料名	法の支配、司法機能			人権、汚職、ガバナンス一般に関する指数						民間セクター	
	Rule of Law Index	Judicial Reform Index	Vera Atlas Justice Indicator Project	The Gingranelli-Richards (CIRI) Human Rights Dataset	World Governance Indicators	Global Integrity Reports	Country at the Cross Road	Index of Economic Freedom	Bertelsmann Transformation Index	Doing Business	Enterprise Survey
作成主体	World Justice Project (WJP)	American Bar Association	Vera Institute of Justice	CIRI Human Rights Data Project	Kaufmann, Daniel, Aart Kraay, Massimo Mastruzzi	グローバル・インテグリティ (Global Integrity)	Freedom House	Heritage Foundation	Bertelsmann Stiftung (ベルテルスマン財団)	世界銀行、国際金融公社 (IFC)	世界銀行、欧州復興開発銀行 (EBRD)、米州開発銀行 (IDB)、英国国際開発省 (DfID)
作成頻度	年1回	不定期	試行1回	年1回 (2012年より)	年1回 (1996、98、2000年、2002年から年1回)	年1回 (2004年、2006年から年1回)	年1回 (2008、2009年は調査なし)	年1回	年1回 (2003年、2006年から隔年)	2004年、2006年から年1回 (最新:2013年)	3~4年に一度 (国、地域による)
カバーする国	97カ国 (2012~13年版実績、2010年35カ国、2011年66カ国)	20カ国 (2013年)	4カ国4都市 (2008年)	202カ国 (2013年)	213カ国 (2013年)	33カ国 (2012年)	2012年は72カ国。2011年までは約30カ国をカバー。	186カ国 (2014年版)	128カ国 (2012年)	185カ国 (2013年)	120カ国で実績
データ作成方法	サーベイ及び専門家に対する質問票調査結果を集計・統計処理によるレーティング、ランキング	専門家サーベイによる数値指標作成	一般サーベイ、専門家サーベイ、行政データ、法令、第三者報告書を利用し、結果を記載し、評価を3種類に分類。(肯定的、課題の可能性、判断できない)	二次データ利用した専門家によるレーティング	二次データ利用した複合指数	インテグリティスコアボードは、専門家による数値化。なお、2010年から全体的な評価を示す Global Integrity Indexの作成を中止している。	専門家によるレーティング	2次データを利用した点数化とランキング作成。	複合指数	専門家サーベイによる数値指標作成とランキング	民間商工業者に対するサーベイ
データの種類	指数	3分類(肯定的、課題有りの可能性、判断不能)、実数、定性データ	3分類(肯定的、課題有りの可能性、判断不能)、実数、定性データ	レーティング	複合指数	指数	スコア	スコア、ランキング	スコア、専門家による報告	実数、一部指数	実数
データのブレイクダウン有無等	サブ要素別のブレイクダウンあり。	定性データ、判断基準を報告(記述)。分類についても主要項目についてそれぞれに評価。	ブレイクダウンあり。	各指標でブレイクダウン有り。ただし、司法の独立は指標一つで、様々な構成要素等の分析はできない。	ブレイクダウンなし。	指数毎にブレイクダウンあり。	テーマ別に統合、ブレイクダウンなし。	テーマ別に統合。ブレイクダウンなし。	クライテリア毎に統合、各設問ベースのブレイクダウンなし。	ブレイクダウンあり。	ブレイクダウンあり。

出典：各種資料を基に KRI 作成

(4) 当該国の法の支配に係る現状分析・事業評価における指標の選択と留意点

1) 国際比較指標・指数の利用の際に留意すべき一般事項

ガバナンス一般的に国際比較指標・指数の利用の際に留意すべき事項は下記の通り、纏められる。

表 2.10 国際比較指標・指数利用の留意点

作成主体	作成主体により信頼度が変わる。
計測対象	実際に計測されている対象を確認する。ガバナンス指標の多くは代替指標であることから、情報源が調査内容に合っていないこともある。
翻訳の課題	国際的な比較指標の場合、各国の調査で各国のコンテキストと調査主旨に見合った翻訳・通訳が行われているか留意する必要がある。
データソース	1次データは、条約・基準等の遵守状況、専門家によるレポート、サーベイ、事象の発生数などがある。評価したい内容によって適切性を検討する必要がある。
カバレッジ(国・都市等、発行年、サンプル)	国際比較指標の場合、カバーしている国についての確認が必要。また、調査地点は都市が多い。発行頻度も確認が必要。評価対象によっては、調査対象人口やサンプルサイズも適合する必要がある(例：社会的弱者は調査対象か)。
データ作成方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複合指数の場合、統合されている1次データによって計測対象との適合性を確認する必要がある。 ・ 人口別、地域別等のブレイクダウンの有無等もデータによっては必要であるので確認が必要。

出典：UNDP(2008), Governance Indicators: Users' Guide

2) 国際比較指標・指数の利用に関する議論

国際比較指標の飛躍的な増加にも拘わらず、政策示唆を得たり、事業管理を行ったりするに足るデータについては、複数の研究が不十分であることを指摘している。Hammergren は、こうした指標・指数が事業管理に不向きである理由として、以下を挙げている。

- ① 毎年のデータを比較してもあまり変化がなく、大きな変化があったとしても十分な理由の説明ができない。(世銀 Doing Business を除く)
- ② 指標・指数は非常に広範な総合的なレベルを対象としている一方、改革プログラムが部分的、低位の変化を対象としているため、改革プログラムが指標・指数の変化をほとんど及ぼすことがない。また、一般の意識や利用者の意見を対象とする場合、対象者が引き起こされた変化を経験していない、または、気づかない可能性もある。
- ③ 指標・指数の変化が改革によるものであると結論づけるのが難しい。
- ④ 非常に詳細にふりをかけられた指標・指数では、司法システムの現状がわかりにくくなる。また、国際的な基準の遵守は、全体のシステムへの正の影響があまりないままに、スコアだけ押し上げる事もある。

課題のうち④については、特に、世銀 Doing Business のような実数データに特に顕著であることを説明している。こうした、技術的な小さな取り組みによる効果の過剰評価については、ドナー、国際機関の案件担当者も認識すべき課題とする³⁷。

Cohen らによるケニアの企業登記と各種許認可に関わるプロジェクトの事例研究については、既に 2.1.2 (1)で紹介した。この事例は、Hammergren の指摘した事項を端的に表す事例となっている。ケニアにおける世銀・DfID の事業の結果、企業登記が容易になったことや、合計 379 にもわたる許認可が廃止となった。このことにより、2008 年の Doing Business ランキングでは、「ト

³⁷ Hammergren, Linn (2011), "Indices, Indicators and Statistics: A View from the Project Side as to their Utility and Pitfalls", Hague Journal of the Rule of Law, 3, p.305-316

ップ改革者(Top Reformer)」として取り上げられている。しかし、実際には、廃止となった許認可は非常に限られた産業を対象としていることから、効果が限られること、企業登記の容易さの一方、登記手数料が跳ね上がったことなどを挙げている³⁸。

このような現状から、相手国・地域や対象課題に合致したモニタリング指標の選択について、どう対応すべきか、取り組みについて次項で述べる。

3) より効果的な指標の考案に向けて

上に述べたような国際比較指標や既存のパフォーマンス・モニタリングツールの課題を踏まえ、各国、各課題に即した政策課題の抽出、政策担当者や上部の意思決定機能の政策決定に活用可能なデータ整備の必要性が指摘される。

Hammergren、Botero 他は、政府による公式統計の充実の必要性を述べ、政府統計、NGO 等による特定分野のデータを補完する形で利用すべきであるとしている。³⁹Hammergren は、当該国・地域の状況に見合った成果管理データと利用者、一般サーベイの組み合わせにより、当該国基準での現状認識と最も需要の高い改善が特定できるとする⁴⁰。

同様に、Foglesong と Stone は、日常の行政手続きや管理のなかで様々なデータが作成されているが、司法機関においてデータを利用した政策策定の「文化」が一般的でないことがデータの有効利用を促進しない理由であるとしている。Foglesong と Stone は、司法改革が様々な課題を同時並行で解決していくことが求められる現状を指摘し、関連する二つのデータを組み合わせた、簡便なデータを利用することで、課題を明確にして、対策を引き出す事につながるとしている（下記囲み参照）。Foglesong と Stone は、法の支配に関わる取り組みは段階的で終わりのないプロセスであり、取り組みを促すこうしたデータとそれを利用する職業的な文化が重要であるとしている⁴¹。この取り組みは、パフォーマンス・メジャーメントのなかで挙げられている指標をより現状に合わせ、政策課題に見合う形で利用しているものであり、指標設定の考え方を検討する際に参考になり得る。

データを利用した政策課題の明確化と対策：ナイジェリア・ラゴス州の取り組み

ナイジェリア・ラゴス州では、司法システム全体の効率、汚職、質等様々な課題を抱えている。司法長官は、通常利用される「公判前勾留（有罪判決前に勾留されている収監者の割合）」ではなく、勾留されている者一人当たりの公判前勾留期間の長さや拘置所のスペースの占有率についてデータを分析したところ、①ほとんどが1ヶ月以内の勾留だった、②1ヶ月以上、1年以内割合は少数派だった、③拘置所のスペースの多くが少数派である長期勾留者によって占められている——ことがわかった。この結果、短期間の勾留数自体を減らすとともに、長期勾留の担当者には公判を早期に終結させる努力を促した。本取り組みは、ハーバード大学ケネディスクールの“Program in Criminal Justice Policy and Management”により支援された。

出典：Foglesong, Todd and Christopher Stone (2011) “Strengthening the Rule of Law by Measuring Local Practice, One Rule at the Time”, in Botero et al. (ed). Innovations in Rule of Law, 2012, The Hague Institute of Internationalisation of Law pp. 14-18, Foglesong, Todd and Christopher Stone (2011), “Prison Exist Samples as a Source for Indicators of Pretrial Detention”, Indicators in Development Safety and Justice, Harvard Kennedy School Program in Criminal Justice Policy and Management, URL:

<http://www.hks.harvard.edu/criminaljustice/indicators-of-safety-and-justice> [アクセス日：2014年2月4日]

³⁸ Cohen et al (2011)

³⁹ Hammergren (2011)及び Botero, Martinez, Ponce, and Pratt (2012), ”Rule of Law Measurement Revolution: Completeness Between Official Statistics, Qualitative Assessments, and Quantitative Indicators of the Rule of Law”, in Botero et al. (ed). Innovations in Rule of Law, 2012, The Hague Institute of Internationalisation of Law pp. 14-18

⁴⁰ Hammergren (2011)

⁴¹ Foglesong, Todd and Christopher Stone (2011) “Strengthening the Rule of Law by Measuring Local Practice, One Rule at the Time”, in Botero et al. (ed). Innovations in Rule of Law, 2012, The Hague Institute of Internationalisation of Law pp. 14-18

表 2.11 法の支配・法整備評価の指標設定の視点と指標例

目標レベル	パラメーター	指標の視点	例	
インパクトレベル	治安と安全の現状	市民の意識 犯罪の現状 民事係争の現状	(本調査研究においては、対象とせず、例省略) ・国内犯罪指数、路上犯罪指数 (Vera Institute 2003)	
	政府権力のチェックアンドバランス	権力の効果的な抑制	(本調査研究においては、対象とせず、例省略)	
	汚職の不在	汚職度	・市民の汚職度に関する意識、企業家の汚職に対する経験 (Transparency International Corruption Barometer, Corruption Perception Index他、多数)	
	基本的権利の保障	個人の生活と安全の権利保障状況 表現、発現、信仰、思想等の自由	(本調査研究においては、対象とせず、例省略)	
	民間セクターの活動			
	司法セクター一般の成果	・信頼度	・市民及び専門家(弁護士等)の司法に対する信頼度 (UN ROLI他複数) ・公平性、遵守すべきプロセスに関する違反事例報告、苦情の数 (EC Thematic Evaluation) ・公判前勾留日数 (Vera Institute 2003)	
司法セクター全体の成果	・効率	・国際的な規範、条約、基準等への準拠状況 (ABA JRI, USAID Handbook)		
制度	公平・透明性、説明責任、独立性	ルールの整備 ルール整備に必要な機能の有無	・法令間に矛盾等があった場合に対応を決めるシステムの有無 (USAID Handbook) ・法令策定に当たっての市民参加 (Vera Atlas)	
		公平・透明性、説明責任の確保状況	・捜査・裁判対象の差別の不在 ・裁判、法の運用に関する情報公開 ・裁判、法運用機関の人事に関する透明性、説明責任	・重罪裁判のうち、政府職員が告訴され、解決した裁判の割合 (USAID Handbook) ・司法決定が、司法上層部、私的な利益、他の政府機能の影響を受けずなされている (ABA JRI) ・裁判、法の運用に関する情報アクセスを可能とするシステムの有無 (WJP, ABA JRI) ・裁判所、法運用機関において、法令、組織内内規、決定等について周知される職員の割合 (USAID Handbook) ・公開された裁判の割合 (少年犯罪や文化的に注意を要する場合を除く) (USAID Handbook) ・裁判においてメディアが傍聴、判決後の関係者インタビューができた度合い、結果を報道できた度合い (USAID Handbook)
		公平・透明性を確保するシステムの有無	・弁護士会の活動 ・司法及び運用機関の業務に関するルールの整備	・裁判官、検察官の任期 (UN ROLI) ・法運用機関職員、専門職の業績モニタリングの実施と公開 (UN ROLI) ・司法セクターの倫理綱領の有無 (ABA ROLL) ・司法セクターにおける苦情申し立て手続の有無 (ABA JRI) ・司法の利益を保護し、振興する、活動している団体の存在 (ABA JRI)
	司法の独立性	・裁判所の独立性 ・裁判官及び法運用機関職員の人事に対する外部影響力の不在、地位の保障 ・各機関の内部統制機能	・裁判官は特定の法の合憲性について検討し、場合によっては、その法令の適用を回避することができる (USAID Handbook) ・裁判官、法運用機関職員の採用、昇進が能力・業績に基づくものである割合 (USAID Handbook) ・裁判官の任期 (USAID Handbook) ・法曹職員の給与レベル (USAID Handbook) ・内部統制機能の有無 (USAID Handbook)	
	司法アクセス向上の成果	・裁判コスト等障壁の低減、法律扶助を含めたサービスの提供の結果 ・市民の法・司法に関する知識の向上	・法廷において、代理されなかった被告の割合 (USAID Handbook, EC Thematic Evaluation) ・法的システムへのアクセスの仕方を知っている人口の割合 (民事、刑事の様々な係争、事件、苦情申し立て等の場面を想定し、その際に届け出、申し立てを行う機関について問う) (USAID Handbook)	
	司法アクセス	・各種法的サービスのアウトプット、サービス利用数 ・サービスへの信頼度、満足度 (法律扶助) ・有害な刑罰からの保護 ・裁判、係争における当事者の情報へのアクセス	・人口構成別にみる法的な権利に関する情報を得ている数 (教育、訓練、マスメディアへの接触等) (USAID Handbook) ・10万人当たりの公選弁護士、法律扶助による弁護士、法律相談を得た被告の数 (USAID Handbook) ・公選弁護士、法律扶助、法律相談によって支援された案件数 (USAID Handbook) ・ADRのシステムを利用した案件数 (USAID Handbook) ・裁判にかかる費用の問題で取り下げられた案件の割合 (USAID Handbook) ・法的なサービスに対する満足度 (Vera Institute 2003) ・法律扶助を行う弁護士に対する評判 (Vera Institute 2003) ・法律扶助を受けている者の審理開始前の勾留期間 (Vera Institute 2003) ・法律扶助を受けた者のうち、実刑判決を受けた人数と刑期の長さの平均 (Vera Institute 2003) ・記録が当事者 (民事、刑事の原告、被告) に提供された件数の割合 (USAID Handbook)	
司法アクセスの効率	・業務効率、即応性 ・代表性 ・サービスの対象の包括性	・被告者が逮捕されてから弁護士、法律アドバイザーへ最初に接触するまでの時間 ・同一の法律アドバイザー、弁護士と各被告が継続して接触した回数 (法的な代表性に関する代替指標、Vera Institute 2003) ・代理をもたない原告のうち、裁判書類や手続きが要求によって提供された割合 (USAID Handbook)		
司法アクセスの確保に向けた機能の有無	・物理的なアクセス (裁判所等からの距離) 人口当たりの設置数 ・コスト等の障壁等	・村落及び都市の社会・経済の主流から取り残された人口集中地域で開設された新しい裁判所数 (USAID Handbook) ・最も近い裁判所から半日以上移動時間を要する人口の割合 (USAID Handbook) ・10万人当たりの裁判所、派出所 (USAID Handbook) ・裁判における通訳の有無 (UN ROLI他複数) ・誤審の場合の賠償の有無、賠償のための資金の確保 (UN ROLI) ・裁判手数料の額 (UN ROLI, CEPEJ) ・法律扶助の手数料、補助比率 (UN ROLI, CEPEJ) ・商取引に関する係争の調停センターが設立される (USAID Handbook)		

表 2.11 法の支配・法整備評価の指標設定の視点と指標例(その2)

目標レベル	パラメーター	指標の視点	例
人材育成	法曹人材の質	・法曹人材の能力評価	・国内及び海外の専門家による法曹人材の能力評価(EU Themanitic Evaluation)
	法曹人材育成の成果	・法曹人材の数	・住民10万人当たりの裁判官、検察官の数 ・住民10万人当たりの弁護士数
	人材育成制度の機能	・適正な人事管理システムの稼働状況	・客観的な評価による人材登用が行われていると考える専門家の割合
	法曹人材育成の制度整備状況	・人事制度の整備状況 ・教育訓練制度の整備状況	・裁判所、法運用機関職員等のスキル、業績に基づくキャリア形成のシステムの有無(USAID Handbook、EU Thematic Evaluation) ・業績レビューを受ける職員数(USAID Handbook) ・適正な給与水準 (EU Thematic Evaluation) ・継続教育、On-the-Job Trainingの整備状況(EU Themanitic Evaluation)
司法省の機能	(指標例として挙げられるものが特定できず。事業レベルでは調整能力など事例あり。)		
裁判所	裁判所システムの機能がもたらす成果	・信頼度、満足度 ・信頼度、満足度の高さを計測できる代替指標：新規、社会的弱者が関わる訴訟数等	・裁判官と検察の、被告と被害者の権利に対する理解・尊重について、市民の認識・評価(UN ROLI) ・裁判所は、収入、人種、国籍又は社会的出身、ジェンダー、宗教に関わりなく公平な扱いを行っていると考えられる市民の割合(UN ROLI、USAID Handbook) ・裁判所の利用者満足度(CEPEJ) ・以前に裁判所での手続きや裁判の経験のない新規の原告の割合(Vera Institute 2003、貧困層の信頼とアクセスについての指標) ・貧困層の被告が裁判手続きを行った小規模な案件の種類(Vera Institute 2003、貧困層の信頼とアクセスについての指標) ・勝訴した係争者と敗訴した係争者の司法の尊重の度合いの比較(Vera Institute 2003、貧困層の信頼とアクセスについての指標) ・裁判所が地域社会の安全に寄与していると考えられる一般市民の割合 (Vera Institute 2003)
	裁判所機能の効率性	・訴訟1件に係る時間、裁判、手続等の遅延状況と未処理案件数など ・裁判所内のプロセスだけでなく、判決から執行までに係る時間を見ることでシステムとしての効率をみるものもある。 ・少額(又は、貧困層の提訴案件等)の時間を見ることで公平性も確認する。	・通報された犯罪数に対する判決、調停がなされた件数の割合(USAID Handbook) ・新規の訴訟が終結するまでに要する平均月数 (USAID Handbook) ・裁判、行政手続き等遅延(UN ROLI、USAID Handbook) ・職員別の平均担当件数(USAID Handbook) ・未処理案件数(UN ROLI、WJP ROLI等) ・提訴から第1回聴聞までに要した時間(Vera Institute 2003) ・判決・裁判所の決定から30日以内に執行される係争の割合(Vera Institute 2003) ・少額の金銭的価値に関する裁判において、提訴から裁判終了までの時間 (Vera Institute 2003)
	裁判所機能の産出する成果の質	・判決の執行 ・手続の適切さ	・確実な執行(WJP ROLI) ・手続きの適正度(WJP ROLI)
	裁判所の能力、機能の現状	・行政管理の実施状況(計画、予算等の策定) ・物理的な施設・設備、ITによる情報システム等の敷設状況 ・給与、謝金等支給、予算確保・執行 ・記録作成能力 ・人事管理能力	・裁判所の戦略的計画と予算策定能力 (UN ROLI、USAID Handbook) ・裁判所の管理情報システムの有無(UN ROLI、USAID Handbook) ・裁判所の施設、設備、システム等の有無(USAID Handbook、ABA JRI) ・遅延のない裁判官給与支給 (UN ROLI) ・公選弁護士に対する給与又は報酬の遅延のない支払い (UN ROLI) ・起訴記録の質 (明確さ、完成度)(UN ROLI、EC Themanitic Evaluation) ・ケース・ファイリングと追跡システムの有無(ABA JRI) ・現行法を全ての裁判官に速やかに配布するシステム、国家レベルで法の改訂について特定し対応するシステムの有無(ABA JRI) ・管理部門の職員の能力・業績ベースの採用(USAID Handbook)
制度 (関連機能)	検察の機能	(本調査研究では裁判所機能のみ例として挙げた。このほか、検察、警察等関連機関別に指標があるが、本調査研究では例示省略)	
	...		
	弁護士の機能	・組織能力など	・弁護士の組織能力(ABA JRI)
	経済法関連	経済法に関わる機能の産出する成果	・信頼度、満足度 ・手続きに係る時間等
経済法に関わる機能の透明性		・NGO等第三者による政策策定への参加	・アドボカシーNGOのうち、活動が法令・制度の向上に影響を与えていると考える団体の割合、具体的な影響例(USAID Handbook)
経済法執行機能の有無		・必要な機能の設置	・独占禁止規制機関、商法に関する裁判所の設置(USAID Handbook)
市民社会	・市民社会における人権等の擁護に関する活動団体の有無など	・アドボカシーNGOのうち、活動が法令・制度の向上に影響を与えていると考える団体の割合、具体的な影響例(USAID Handbook)	

表 2.11 法の支配・法整備評価の指標設定の視点と指標例(その 3)

目標レベル	パラメーター	指標の視点	例
キャ デ バ イ ン テ グ レ イ ビ ル	組織	<ul style="list-style-type: none"> 行動変容 学習(知識レベル、知識共有のメカニズム) 物理的資源の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織としての行動変容 ・ 知識共有メカニズムなど (国際比較指標、モニタリングツールでの事例なし)
	個人	<ul style="list-style-type: none"> 成果(産出されるもの) 行動変容 学習・教育訓練等=知識/技術レベル 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 資源の有無と活用 ・ 成績の向上など ・ 行動の変化 ・ 知識の習得 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各機関の予算、建物、備品、コンピューターシステムなど (国際比較指標、モニタリングツールでの事例なし)

USAID Handbook: USAID Handbook of Democracy and Governance Indicator (1998) Vera Institute 2003: Measuring Progress toward Safety and Justice: A Global Guide to the Design of Performance Indicators across the Justice Sector
 ABA JRI: American Bar Association Judicial Reform Index Vera Atlas: Vera Atlas Justice Indicators UN ROLI: UN Rule of Law Indicators
 EU Thematic Evaluation: 'Evaluation of governance, rule of law, judiciary reform and fight against corruption and organised crime in west balkans' Lot 2 Final Report

(5) 法整備の現状を計測する指標例

法整備に関わる現状を計測する指標についてどのような対象をどのような指標で計測しているか把握するために、(1)、(2)でレビューを行ったパフォーマンス・モニタリングツール、国際比較指標に見られる評価の視点・指標を2.1.1で整理した目標レベルや要素ごとに分類し、表に表した(表2.11参照)。各項目について、評価の視点(パラメーター)の種類を設定し、各パラメーターに具体的な評価項目例を挙げた。

この表では、2.2の事例研究以降で案件管理における指標での活用についても確認することを想定したため、目標体系では①上位に位置するもの(仮にインパクトレベルとする)、②その下に位置する制度、及び制度構成要素となる各機関や求められる特質、更に、③プロジェクトレベルのアウトカムになり得る、より低次の内容を含めることとした。③については、JICA「技術協力プロジェクトアウトカム指標の考え方：評価実務ハンドブック」(Version 1.5、2006年)での能力向上における案件類型と指標の視点を参考に、組織(法司法に関わる機関)、個人(法司法に関わる機関の職員等)の「学習」、「行動変容」「成果」を含めた⁴²。

3章で概観するように、プロジェクトレベルでの上位目標では、インパクトレベルを扱う場合が限られるため、国際比較指標・指数でも触れている汚職分野等の代表的なものを例示として挙げるに留めている。インパクトレベルの指標では、法整備の結果として、「安全・安心」「政府権力のチェックアンドバランス」「汚職」「基本的権利の保障」の項目を挙げた。各分野においては現状を把握するための様々な指標がそれぞれの分野で検討されている。

本項では主に制度レベルの指標について概観する。制度における法運用機関のカバレッジでは、多くの国際比較指標は、通常司法と刑法、場合によってはインフォーマルな調停機関を含めている。本調査研究においては、「裁判所」「経済法運用機関」を例として取り上げた。

1) ルールの整備

ルールの整備においては、国際基準の要求事項の網羅、基本的な条項等の有無の確認が基本の指標となっている。「法の質」について評価する指標例は特に見られなかった。

2) 司法の公正、透明性、説明責任、独立性

この分野では、公正、透明性、説明責任、独立性を確保するための、システムの有無とその結果について確認する指標の双方が存在する。例えば、法に関する情報公開では、司法情報のアクセスを可能とするシステムの有無とメディア等による情報アクセスの実態を問うものの双方が挙げられている。

3) 司法アクセス

司法アクセスでは、①司法アクセスの成果(弁護士による公判の割合、公選弁護士、法律相談等サービスの利用数、利用者の満足度など)、②司法アクセスに関する障壁(司法機関と利用者の物理的な距離、コスト)、③サービス効率(逮捕から弁護士との面会までの時間など、サービス提供にかかる時間など)を挙げている。

4) 人材育成

人材育成では、育成された人材数を成果とし、法曹人材育成に関する制度の整備状況(業績評価、人事制度等の整備状況)、教育訓練制度整備状況などが挙げられている。育成された法曹人材の質については、詳細な指標をもつツールはほとんどなく、EUのテーマ別評価報告書で、「専門家による人材の能力評価」について触れられているだけとなっている。

5) 司法機関の機能・能力

司法機関の機能・能力については、裁判所と経済法関連機関についてパラメーターと指標を整理した。大きく分けて、機能の産出する成果、効率性、機関の能力について、多くの指標例が挙

⁴² JICA「技術協力プロジェクト アウトカム指標の考え方：評価実務ハンドブック」では、能力向上に関わる類型として、個人、組織、サービス利用者、地域(社会システム)、地域(システム)における状況改善・問題解決の5類型に分類している。このうち、地域(社会システム)に関しては、国家又はサブナショナルなレベルでの制度構築・機関機能強化と捉え、制度レベルの中で扱う事とした。サービス受益者については、特に人権に基づく開発アプローチの概念の把握には、有益であるものの、後に見る本件で扱う事例ではあまり例が見当たらなかったことから、司法アクセスの中で扱う事とした。

げられた。

産出する成果としては、市民や裁判所利用者の満足度に加え、新規訴訟の数（うち貧困層の割合）を「信頼度」の代替指標として提案するものもある。他方、それ以外の成果を測る指標は限られ、刑事訴訟における、通報数対判決、民事訴訟全体における調停が成立した案件の割合等がある。他方、「成果の質」の切り口では信頼度以外の現状を計測する指標については、「手続きの遵守」や「判決の確実な執行」「貧困層の関わった案件の勝訴率」程度が挙げられただけであった。

効率性では、典型的に申し立てから判決までの日数、未処理案件数等、速度と遅延度合いを計測するものが中心であった。また、裁判官当たりの担当案件数など、組織内での業務効率について扱うものもある。

機関の能力では、施設・建物、裁判官、行政担当職員の配置など、インプットベースの内容について扱うものから、戦略・計画・予算等の策定能力など組織的な管理能力、給与支払い等十分な予算の確保などの管理能力について把握する指標が挙げられた。また、審理進行や記録を管理するシステムの有無とその運用状況、記録の質と管理なども、各ツールで扱われている指標となっている。

2.1.4 小括

法整備支援における事業の効果計測、実証的な検証は、ドナー、国際機関の間での長年の課題であるが、有効な手法が特定されていない。一方で、援助機関の国内・内部の管理に関する政策的な要請から、結果重視主義が法整備の分野にも適用されてきた。しかし、明確な目標と定量的で明確な成果の提示によって特徴づけられる結果重視主義では、法整備支援の持つ特徴と合致した有効な効果の検証ができないことが研究者らから指摘されている。

成果の管理に用いられるパフォーマンス・モニタリング・ツールも複数開発されてきた。こうしたツールの課題は、代替指標を利用することが多いため、各国の文脈や状況次第で数値の意味合いが変わってしまったり、場合によっては解釈の方向が変わったりすることである。また、様々な側面を持つ課題を複合して評価することにより、課題間のバランスやそれぞれの課題の大きさを捨象してしまう問題や、その状況をスコアやレーティングする際の評価の妥当性（例：どの程度であれば可・不可か）の問題も指摘される。

国連機関や北欧のドナー各機関では、人権に基づく開発アプローチ（HRBA）による支援を行っている。弱者の権利へのアクセスに配慮し、権利保有者と責務担い手の双方について、キャパシティビルディングを図るアプローチでは、評価において成果の捉え方が多少特徴的である。また、司法と市民の関係において、弱者の視点を重視している。

近年では、法の支配の様々な側面を計測する国際比較指標・指数の開発も進められてきた。法の支配について、形式的主義、実体的主義、機能的主義から表現する試みも進められ、法の支配について市民や企業などの体験を表現することを意図したものもある。しかし、このような指標・指数を直ちにドナーの支援事業レベルの効果測定に用いることは困難であり、適当でないことが指摘されている。

政策課題を特定し、対処手段を考察し、効果を測定するのに適切なデータの在り方については検討がなされているが、当該国、当該制度、組織に見合った現場レベルのデータの開発が特に重要であるといえる。

2.2 他ドナー、国際機関の法整備分野における事業計画・評価の特徴

本項では、他ドナー、国際機関の法整備分野における評価手法についてレビューを行う。内容は、各機関の法整備に関する政策・事業方針と特徴、事業の目標設定と事業評価の特徴、法整備分野における評価枠組みや評価実施の現状について纏めている。また、手法のレビューの一貫として、事業の目標体系や評価指標等の詳細情報を入手することができた、世銀、ADB、UNDP について、ログフレームの目標と指標設定、利用データについて情報を整理した。

2.2.1 他ドナー、国際機関の法整備支援に係る事業目標体系

評価手法の比較の前提として留意すべき他ドナー及び国際機関の事業目標体系と事業評価に係る特色について纏める。

(1) アウトカムレベルの評価の扱い

本件調査研究では、各案件のアウトカムレベル以上の効果についての評価手法の検討を中心に進めている。しかし、ドナーによっては、事業評価レベルでのアウトカムレベルの評価について、実施やフォーカスのばらつきがあることに留意する必要がある。JICA の OECD/DAC5 項目評価に関する他ドナーの評価実施状況の調査では、下記の点が指摘された。同様の内容については、後述する事例研究でも指摘された。

表 2.12 DAC5 項目評価有効性、インパクトの評価の現状

有効性	<ul style="list-style-type: none"> 有効性の分析の中心は、数値化した事業目標の達成状況(=アウトカム)の確認。目標達成への帰属や外部要因の影響に関する分析を行っている評価報告書は少ない。 <u>有効性で事業目標の指標、目標値、入手手段等の適切性について検証している機関ほとんどなし。事業の論理性、指標の妥当性はモニタリングの過程で適宜修正されているためと考察。</u>
インパクト	<ul style="list-style-type: none"> <u>上位目標との関連性は、記載されているが、上位目標ではない事柄について評価されている場合あり。</u> 事後評価で実際に評価をしない機関が多い。 <u>記載されているが、上位目標ではない事柄について評価されている場合あり。</u> GIZ、KfW は実際には分析せず。機関によっては、個別事業評価とは切り離し、課題別、テーマ別等の切り口から、別途定量的なインパクト評価調査を実施。 援助のプログラム化が進み、インパクトの厳密な評価はプログラムレベルで実施。

出典：JICA(2010)、下線は KRI による。

これによると、インパクトについては、上位目標の達成に向けた分析については、厳密に行っているわけではないこと、事後評価での評価がない機関が多いことから、指標の妥当性や適切性について検討することが困難であることが想定された。同様に、有効性における指標の適切性についても、検証が行われていないことが指摘されている⁴³。

(2) 目標体系の違い

各ドナー、国際機関では、政策、業務管理等の差異から、プロジェクト計画における目標体系や各目標のレベル設定に差異がある。便宜的に JICA の目標体系に合わせて事業の目的レベルを整理しているが、実際には、案件規模、スキーム等の違いによるレベルの違いがあることが考えられる。案件レベルのアウトカム特に顕著な違いでは、UNDP について、アウトカムレベルが比較的高次に設定されていることである。このような差異は、下表に纏めた通りである。機関別の事業評価制度等については ANNEX2 で説明する。

⁴³ JICA(2012)、「DAC 評価 5 項目の評価視点及び判断基準の標準化」報告書

表 2.13 ドナー、国際機関の事業目標体系

	JICA	世銀	UNDP	ADB	USAID	EU
事業レベルの目標体系 (目標定義)	開発戦略目標、中間目標: 協力プログラムが対応する開発課題レベル		インパクト(impact): MDG等国際的、地域、国家レベルの変化。長期に渡って直接引き起こされた変化等	(Country Partnership Strategy: CPS)	国別開発協力戦略ゴール (Country Development Cooperation Strategy Goal: CDCS Goal、USAID、相手国政府、市民社会、その他開発パートナーによって、CDCS期間の中で達成すべき、最も高いインパクト)	
	上位目標: 間接的、長期的な効果、対象社会へのインパクト	(Country Assistance Strategy: CAS)	アウトカム(outcome)(プログラム): 開発の实际的、または意図した変化で、介入により発現を支援することを目的。特定の個人やグループにおける制度や組織の成果や態度の変化	インパクト(impact)、ゴール(goal)または長期的目標(longer-term objective): 国家レベルの目標の場合、セクター、またはサブセクターを対象とし、プロジェクト終了後、案件によって3年から10年の中長期的スパンでの発現を見込んでいる。	開発目標 (Development Objective: DO、USAIDと他の開発パートナーにより達成され、実質的にもたらすことのできる変化、USAIDがそのインパクトの発現に説明責任を有する) =プロジェクト・ゴールに対応	上位目標 (overall objectives): プロジェクトの環境及ぼす広範で長期的な変化(直接的または間接的、予測済み又は予測されなかったもの)
	プロジェクト目標: ターゲットグループや対象社会への直接的な効果	プロジェクト開発目標 (Project Development Objective: PDO) 中間アウトカム (Intermediate outcome)	アウトプット(output): 短期間(5年以下)のプロジェクト、又はプロジェクト以外の活動によって提供された資源によって産出された結果	プロジェクト・アウトカム (project outcome): プロジェクトで達成する事項。受益者がアウトプットを利用して示す態度変化やシステムの成果の変化。	中間結果 (Intermediate Results、DOを達成するのに十分な複数の成果) =プロジェクト目標に対応 サブ・中間結果 (Sub-intermediate Results)	プロジェクト目標 (project purpose): 中心課題を扱った中心的で、特定された目的
	アウトプット: 活動を行うことによって、産出される財・サービス			アウトプット(output): プロジェクトにより作り出された物理的、具体的なモノ、サービス		アウトプット(output): プロジェクトで作出されたモノとサービス
主要な事業スキーム	技術協力*	借款、技術協力	技術協力	借款、技術協力	技術協力	技術協力、資金協力
その他特徴			Human Rights-Based			EU拡大に伴う支援

*ログフレームが対象となるのは技術協力プロジェクトのみ。

出典: 各機関の情報を元に KRI 作成。

2.2.2 他ドナーの法整備支援に係る事業評価の現状

本項では、法整備支援に関する他ドナー、国際機関の法整備分野での支援概要とその評価について概観する。

(1) 世界銀行 (世銀)

1) 世銀の法整備分野の事業

世銀が「法の支配」のテーマ行っている法制度改革支援では、国際開発協会 (IDA) と国際復興開発銀行 (IBRD) 合わせて、2013年に5.9億ドルを拠出している。こうした拠出金は、借款に加え、信託基金等による支援も含まれる。2009年までの実績では23の借款事業が完了し、90の無償資金協力が行われた。更に29の司法セクターアセスメントが実施されている⁴⁴。支援分野としては、大きく分けて、①裁判所運営と業績管理、②司法へのアクセス、③法律に関する情報と教育——の3つに分けられる。それぞれについての具体的な活動分野については以下の通りである。また、世銀では、1994年から2012年の実績で「法の支配」「法と正義」に関連する活動を含んだ開発政策金融174案件実施している⁴⁵。

事例分析対象とした案件は、すべて6年から11年の長期にわたる案件で、投入金額は110万米ドルから20万ドル以上の案件となっている。

事業内容は、裁判所の施設整備、マネージメントシステムの向上とITシステムの導入などと、商法・会社法、会社登記に関するプロジェクトが含まれている。

⁴⁴ World Bank (2009) Initiatives in Justice Reform

⁴⁵ World Bank (2012) The World Bank: New Directions in Justice Reform: A Companion Piece to the Updated Strategy and Implementation Plan on Strengthening Governance, Tackling Corruption

表 2.14 世界銀行の主な法整備分野支援内容

裁判所運営・業績管理	戦略計画策定、財政管理、データ収集・データの利用、運営・組織統治手続、司法セクターにおける人材選定の近代化支援、キャリア開発、人材管理等
司法へのアクセス	法律・司法に関わるサービスに関する市場分析、法律に関するサービス、法律扶助(特に貧困層、社会的弱者対象)、移動裁判所、移動法律サービスの創設、ADR、公共機関の説明責任向上(行政手続改善、省庁・オンブズマン機能向上)
法情報と教育	大学院における裁判官、検察官、司法関連職員への教育、世銀研究所を通じた人材育成。市民啓発

出典：World Bank (2009)

2) 世銀の法整備事業評価

世銀では、「ガバナンス強化と汚職撲滅計画」実施の一環として司法改革支援に関する戦略を作成し、課題解決型、実証ベースアプローチを適用した支援を行うとした。この中で、優先的な政策としてデータの重要性を強調し、デザイン、モニタリング、評価一貫したわかりやすく綿密なプロジェクトサイクル運営が必要であることを述べている。特に司法改革における実証データの欠如について課題として挙げていて、結果から高次のゴールを繋ぐ連鎖を明らかにするエビデンスベースアプローチの有効性を強調している⁴⁶。

また、後に述べる通り、こうした実証研究の一環として、インドネシアにおけるコミュニティベースの司法アクセス案件でインパクト評価を実施中である。

一方で、既存案件については、計画・評価の実施で様々な課題が指摘された。事例を基にすると、各案件のプロジェクト目標では、司法制度と機能向上を目指しているとし、ルールの整備と裁判所機能に評価の視点を置いている。しかし、なかには、プロジェクト目標レベルにルール整備、施設建設、IT システムの導入などが含まれている例もあった（グルジア案件）。プロジェクト目標の設定が曖昧となっている。その一方で、総括的なアウトカム評価を、利用者満足度・信頼度調査としていて、具体的に達成しなかった内容が不明瞭なままとなっているケースもあった。このうち、ペルー案件については、終了時評価で目標設定と指標の課題が指摘されている。

人材育成については、人材の能力を評価するより、「ある程度の教育を受けた人材」（海外の法科大学院における訓練など）を評価している（例：スリランカ案件 Key Performance Indicator v. 商法に関する訓練を受けた法曹人材数）。

このような傾向は、借款による支援の場合、ソフトだけではなく、ハード支援を伴う（施設建設、IT システム導入など）性質にも起因すると考えられる。特にグルジア案件では、移行経済下の新しい法制度整備に向けた施設建設等、フィリピン案件の地方裁判所、スリランカ案件では移動裁判所の設置など、大きなインプットがあり、この建設等に係る作業が主要なコンポーネントとなっていることも影響している可能性がある。

(2) アジア開発銀行（ADB）

1) ADB の法整備分野の事業概要

ADB では法制度改革支援の一環として司法改革支援を行っている。バングラデシュ、パキスタン、フィリピンで有償資金協力による司法改革支援も行われているが、ADB の司法改革支援は技術協力が中心である。1990 年代初頭に始まった ADB の司法改革支援は 1998 年 - 2008 年の 10 年間で 44 件の技術協力が行われている。技術協力分野は司法関係機関に対する組織能力強化（運営改善、財政管理）、法曹人材の育成、司法の独立性・透明性向上支援、市民に対するサービスデリバリーの改善（法知識向上支援、公知支援、行政手続き改善）としている⁴⁷。また近年では都市貧困層の司法アクセス改善支援や土地法制改革支援なども実施している。

⁴⁶ World Bank (2012)

⁴⁷ ADB (2009) Special Evaluation Study on ADB Technical Assistance for Justice Reform in Developing Member Countries

2) 法整備分野事業評価

ADB では、上述の通り、法整備分野の支援が技術協力中心であり、技術協力の内容も、協力計画策定など小規模な支援も多い。法令の起草支援に関する案件も含まれていて、評価では、ADB の投入の効率について評価したり、起草と法案可決に至るステップを指標したりするなど、案件の規模に併せて調整が図られているものと想定される。また、上位目標において、社会経済的なインパクトなど、よりインパクトレベルの指標を利用しているケースもあるが、案件の終了時評価報告書 (TCR) では、インパクトレベルの評価を行っていないため、検証はされていない。

2009 年にはそれまで実施されてきた技術協力に関するテーマ別評価を実施した。詳細は 2.2.3 (4) を参照。

(3) 国連開発計画 (UNDP)

1) UNDP の法整備分野の事業概要

UNDP の司法・安全分野での支援でのフォーカスは、①司法へのアクセス、②法の支配、③安全としている⁴⁸。UNDP の支援は、人権に基づく開発アプローチ (HRBA) を基本とし、国際的な人権に関する基準・枠組みの遵守と推進に向けたものとしている⁴⁹。

司法アクセスへの取り組みでは、HRBA に基づき、UNDP の支援のアウトカムを検討する際に、人権をプログラム・アウトカムの質的なパラメーターと捉え、司法システムの能力向上を通じた司法アクセスの向上を進めるとしている。支援の手法としては、司法セクター改革に向けた国家戦略・プログラム策定、司法ニーズ、キャパシティアセスメントの実施、貧困層、社会的に顧みられない人々が不利益を被った際に法的な補償を受けるためのエンパワーメント、法的保護、法律扶助、法に関する意識啓発、和解・調停の執行、市民社会と議会による監視等の向上、女性の人権保護や法的サービスへのアクセス向上などを含む、緊急性の高い法・司法ニーズへの対応、司法セクターにおける深刻な課題への対応 (例：警察の暴力、非人道的な刑務所の環境)、フォーマルとインフォーマルな司法システムのリンケージ強化がある⁵⁰。また、プロジェクト実施に加え、アジア・太平洋諸国における司法アクセスに関する情報共有 (Asia-Pacific Rights and Justice Initiative, AP-A2J) も行っている。

2) UNDP の法整備事業評価

UNDP ではアジア・太平洋諸国の司法アクセス分野の支援体制強化に向けて、事業計画手法について、方法を纏めた文書、「Programming for Justice: Access for All: A Practitioner's Guide to Human Rights-Based Approach to Access to Justice」を 2005 年に纏めている。同書では、UNDP の司法へのアクセス分野での支援のフォーカスを法的保護、法に関する意識啓発 (legal awareness)、法律扶助 (legal aid and counsel)、和解・仲裁、執行、市民社会、国会による監視とし、プログラム形成の手順と留意点を纏めている。このアウトカムの設定では、UNDP のプログラムが達成に貢献できるものとし、人権の観点から人々の生活への正の変化への寄与を対象とすることとしている。案件形成の問題分析段階では、司法アクセスアセスメントを行うとし、人権に基づく開発アプローチ (HRBA) を根本に据えて、弱者を含む得た裨益人口の理解、評価等に関するデータを収集することとしている⁵¹。

HRBA の性質が明確に表れているのは、スリランカ案件である。権利所有者と責務保有者双方についてのキャパシティビルディングや司法アクセスに関わる指標を数多く利用しているだけでなく、データについては、詳細なブレイクダウンを求めている (2.2.4 表 2.19 参照)。

アウトカムレベルとアウトプットの因果関係の検証については、UNDP では帰属を明らかにす

⁴⁸ UNDP (2011), Fast Fact, Democratic Governance Group, Bureau for Development Policy

⁴⁹ UNDP (2004), Access to Justice Practice Note

⁵⁰ UNDP ウェブサイト (Access to Justice and Rule of Law)

http://www.undp.org/content/undp/en/home/ourwork/democraticgovernance/focus_areas/focus_justice_law/

⁵¹ UNDP(2005), Programming for Justice: Access for All: A Practitioner's Guide to Human Rights-Based Approach to Access to Justice

ることは困難とし、「貢献分析(contribution analysis)」を行うとしている。貢献分析では、確実な因果関係を検証するのではなく、もっともらしい結びつき(plausible association)について分析する。この分析では、アウトカム産出のロジックを整理した「アウトカム・モデル」を確認し、UNDP 支援の付加価値の抽出、実施前後の比較、アウトカム・モデルと対立する仮説との対比、可能であれば、反事実的設問に関する検証等によりアウトカム産出への支援の貢献を考察する⁵²。例えば、スリランカの事例では、支援のアウトプット達成への貢献、アウトカム達成に対する UNDP 支援が貢献した事項について、インタビューや状況の確認によって分析を行っているが、厳密な帰属の分析は行っていない。

(4) 米国国際開発庁 (USAID)

1) USAID の法整備分野の事業概要

米国の外交戦略目標に基づき、民主主義の推進、人権の尊重、グッド・ガバナンスの促進を根源的な開発目標としている。2013年に採択された「DRG (Democracy, Human Rights and Governance) 戦略」はこれまでのアメリカの DRG に対する取り組みから抽出した課題と教訓を今後のプロジェクト形成・実施に活用するために戦略フレームワークとして纏めたもので、自由・尊厳・発展のための民主主義の確立支援を最終目標とし、4つの戦略目標および戦略目標に付随する各サブ目標が示されている。戦略目標は以下の通り⁵³。

- ① 透明性の向上 (Promote participatory, representative and inclusive political processes and government institutions)
- ② 説明責任の確保 (Foster greater accountability of institutions and leaders to citizens and to the law)
- ③ 人権の尊重 (Protect and promote universally recognized human rights)
- ④ 自立支援 (Improve development outcomes through the integration of DRG principles and practices across USAID's development portfolio)

USAID の法整備支援では、上記の戦略目標に基づき、市民参加の機会拡大および社会的弱者(女性、子供、民族・宗教的マイノリティ)の救済に配慮し、司法改革支援、司法アクセスの改善支援、司法関係組織の能力強化、司法の独立性向上支援を行っている。

2) USAID の法整備事業評価

USAID の事業管理では、上記の戦略目標下に設けられた中間成果にアウトカムまたはアウトプットレベルの指標が設定されている。法整備分野に特に関係の深い各分野の指標は下記の通りとなっている。

表 2.15 USAID 法の支配と人権分野の指標リスト

	指標	種類
法の支配と人権	・ WJP の法の支配指数の「司法アクセス」「効果的な刑事司法」の平均値	アウトカム
	・ CIRI データセット (Cingranelli-Richards Human Rights Dataset) の「物理的公正に関する権利指数(Physical Integrity Rights Index)と「新エンパワーメント指数 (New Empowerment Index)」の複合	アウトカム
憲法、法と法システム	基本的自由を取り入れた憲法が米国政府の支援により起草、修正される。	アウトカム
	当該国の法的枠組みの変更に向けて米国支援により実施された公聴会、一般との協議の数。	アウトプット
	米国政府が支援した、基本的自由を保障し、国際的な人権に関する基準を適用している法、憲法改正の数。	アウトカム
	基本的自由の侵害、国際的な人権基準を満たさない条項について、米国政府の支援で変更がなされた法、規制、憲法改正の数。	アウトプット

⁵² UNDP(2011) Outcome-level Evaluation: A Companion Guide to the Handbook on Planning Monitoring and Evaluating for Development Results for Programme Units and Evaluators

⁵³ USAID (2013) USAID Strategy on Democracy Human Rights and Governance

法の独立性	米国政府の支援により、法の独立性を向上させるように設計された法、規則、手続きの数	アウトプット
	CIRI データセットの「司法の独立」指数	アウトカム
	米国政府支援により訓練された裁判官、司法関連機関職員数	アウトプット
司法システム	米国政府が支援した、改良された訴訟管理システムを導入した裁判所	アウトカム
	米国政府支援による法律扶助、被害者支援を受けた低所得、疎外されたコミュニティの個人・グループ数	アウトプット
	司法の独立、説明責任に関して市民の意識啓発、NGO 支援、報道のために実施された、米国政府支援のキャンペーン数	アウトプット

出典：米国国務省, Standard Foreign Assistance Indicators (2013 年 8 月版)

「法の支配と人権」に係る指標では、WJP の法の支配指標 (“access to civil justice”、“effective criminal justice”)、による計測となっている。同指標は米国政府作成の「人権状況に関する国別報告書 (Country Report on Human Rights Practices)」等を利用して指数を作成する。

2008 年に USAID の法司法分野を含む民主化・ガバナンス(DG)分野の支援について知識を集約し、ロードマップを作成することを目的とした調査が行われている。この結果、インパクト評価に関するパイロットプログラムの実施、セクターレベルの民主化指標の設定、ケーススタディの活用、学習に向けた USAID の組織的な仕組みの再構築が提案された。

報告書では、DG 分野では、事業の実施が即国家レベル指標の変化に影響を及ぼす訳ではないことから、こうしたレベルの指標が、事業自体が生み出す結果を評価するのに適していないことを指摘している。他方、報告書では、USAID の DG 分野の評価では、多くのアウトプットレベルのデータ収集に多大な労力を費やしている実態についても指摘されている。更に、インパクト評価を行うためには、適切なレベルのアウトカムレベルのデータ収集をプロジェクトの実施前、実施中、そして実施後適切に計画し、実施しなくては実現しないと述べている⁵⁴。

また、DG 分野におけるプログラムの有効性を高めるための情報収集の一環として、インパクト評価の必要性が挙げられている。本調査では、インパクト調査の手法と DG 分野への適用における課題について検討した後、実際のプロジェクトをレビューし、インパクト評価手法の適用と実施が可能であるとの結論を得ている。USAID の調査では、ベースライン調査による受益者サーベイ等が実施されていることから、こうした調査を利用した評価が可能であるとしている⁵⁵。

なお、インパクト評価事例については、アフガニスタンにおける非公式司法システムに関する事例が確認された (2.2.3 (4)参照)。

(5) オーストラリア国際開発庁(AusAID)

AusAID は戦略目標の一つとして、貧困削減のための効果的なガバナンス支援を掲げている。ガバナンス支援は、①サービスデリバリーの改善 (政府機関の効率性・有効性向上、説明責任の向上)、②治安の向上および司法関係組織の能力強化、③人権から成る⁵⁶。このうち、法整備支援は②に位置付けられ、2010 年実績では AusAID 年間予算の 15%に相当する⁵⁷。

法整備支援では紛争影響国における社会の安定と脆弱性の克服、及び司法アクセスの改善に重点を置き、特に法執行能力の強化、女性、子供、など社会的弱者の救済を中心に据えた支援を行っている。支援分野は民商事法分野、刑事法分野、警察・税関・入国管理局を含む司法関係組織の能力強化としている。⁵⁸支援対象国は主に大洋州であるが、カンボジア、アフガニスタンなどの紛争影響国においても支援の実績がある。また、支援では、オーストラリア国内の関係機関が一体となつての協力 (Whole-of-Government) を行っている。評価では事業評価のほか、テーマ別評価も実施している。

⁵⁴ National Research Council of the National Academies Committee on Evaluation of USAID Democracy Assistance Programs (2008), Improving Democracy Assistance: Building Knowledge Through Evaluations and Research

⁵⁵ 同上

⁵⁶ AusAID(2012), Building on Local Strength: Evaluation of Australian Law and Justice Assistance

⁵⁷ 同上

⁵⁸ 同上

(6) 欧州連合/欧州委員会(European Union: EU/European Commission:EC)

欧州委員会 (European Commission: EC、ヨーロッパ連合の執行機関) では、現在実施中の周辺国支援では、Southern Programme (モロッコ、チュニジア、ヨルダン)、Eastern Programme (アルメニア、アゼルバイジャン、グルジア、モルドバ、ウクライナ)、トルコ向け支援がある。⁵⁹ 支援は技術支援と資金提供があり、EU のガバナンスに関する基準の遵守に向けた技術的な支援や、法運用機関の機能強化や施設整備への支援を行っている。EU では拡大政策の中で、加盟候補国に対し、加盟に関わる条件であるコペンハーゲン・クライテリアを満たすためのガバナンス分野での支援を行ってきた。こうした中で OECD との協力で実施している SIGMA (Support for Improvement in Governance and Management) による法制度構築に向けた支援や各種ツールの作成を行っている⁶⁰。

EU では域内国の司法制度の効率性を高めるために、司法制度効率性に関する委員会 (European Commission for the Efficiency of Justice: CEPEJ) を設置している。CEPEJ では、毎年、域内国及び周辺の協力国の司法機関の能力、裁判に係る費用、法律扶助等の司法アクセスを含む現状について、データを取り纏めている。CEPEJ が取り纏めるデータは、12 項目 208 問にも及ぶ。

案件管理では、協力案件には Result-Oriented Monitoring (ROM) を行い、案件ごとにログフレームやモニタリングスケジュールを作成することを義務づけているが、同文書は公開されていない。他方、次項で述べるとおり、2012 年には西バルカン諸国への法整備支援を含むガバナンス分野のテーマ別評価を行っている。

2.2.3 プログラムレベル、テーマ別、インパクト評価等の取り組み

EU/EC、欧州復興開発銀行(European Bank for Reconstruction and Development: EBRD)、AusAID、ADB のテーマ別評価について概要を纏めた。EU/EC、EBRD、AusAID、共通する点としては、モニタリング・評価に関する課題を挙げている。EU/EC の評価では、テーマ別評価に加えて、プログラムレベルの指標の提案を含む今後のモニタリング・評価の手法の検討を別途行っている。主な内容は下記の通りである。

(1) 欧州連合/欧州委員会 (EU/EC)

ヨーロッパ連合 (EU) が、新規 EU 加盟候補国である西バルカン諸国 (アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、コソボ、旧ユーゴスラビア共和国マケドニア、モンテネグロ、セルビア) について、新規加盟時の EU 法への適用と施行に向けた能力向上支援の取り組みで、2000 年から 2007 年に実施されたガバナンス、法の支配、汚職対策、組織犯罪分野を対象とした復興開発と安定に向けたコミュニティ支援 (Community Assistance for Reconstruction, Development and Stabilisation)、加盟前支援措置 (Instrument for Pre-Accession Assistance: IPA) の結果を評価したものである。

評価設問では、これまでの支援の妥当性、効率性、インパクト及び持続性の 4 項目について確認すると共に、これまでの支援の強みと弱み、教訓、特に持続的な効果を与えた支援の内容と支援順序立て、西バルカン諸国での応用可能性、対象国以外の移行国での経験とその適用の可能性を検討することが示されている。

評価対象国それぞれについて、プログラム戦略、計画等計画文書、関連行政文書、各プロジェクトベースで作成される「成果重視モニタリング (Result Oriented Monitoring : ROM)」のレビュー、現地踏査、インタビューによる情報収集の後、各分野の現状、プログラム策定及び実施プロセス、各分野の進捗、5 項目評価を行っている。

評価では「有効性」について評価されていない。インパクトについては、長期的モニタリング必要であることが指摘されている。制度面での政策、法令等の作成は比較的容易にできて、わかりやすく、持続性もあるが、組織開発はより長期で速度が遅く、複雑なプロセスが要求され、支援による効果の持続性もより低くなるとしている。また、支援の強み・弱みの分析において、法的、制度枠組み、裁判所システム、司法セクターの構造等の改革が進捗していることを評価している

⁵⁹ CEPEJ ウェブサイト、http://www.coe.int/t/dghl/cooperation/cepej/default_en.asp [アクセス日:2014 年 1 月 20 日]

⁶⁰ OECD/SIGMA ウェブサイト <http://www.sigmaxweb.org/about/> [アクセス日:2014 年 1 月 20 日]

一方、EUの支援においてのアウトカム評価指標がないために十分に有効性を判断できないとしている⁶¹。

(2) AusAID

AusAIDは、2010年に法司法分野の支援についてテーマ別評価を実施している。評価設問として、妥当性（支援の目的が適切か）、効果、持続性、支援の拡大の是非を設定した評価を行っている。オーストラリアの支援が、複数の国内関連機関によって実施されていることに鑑み、主要な機関について、活動領域、傾向、パターン、拠出実績、プログラム文書、聞き取りなどの情報を基にマッピングを行った後、ケーススタディを行っている。また、効果に関しては、ケーススタディレベルでの結果に対して、効果とその測定における課題を述べている。

持続性に関する評価において、各機関が自己完結的なモニタリング・評価機能を持っていることから、プログラムとしての統合的な目標管理ができていないことを指摘している。また、多くが結果ではなく、アウトプットを計測する場合や、多くの指標でデータが十分とれないものなど、十分に成果を計測することができないことも指摘している。更に、紛争復興における支援では予防的な措置としての司法と安全に関する支援を行うことから、効果の計測が難しいことも述べられている（例：予防された紛争について、どの程度予防されたのかの計測は困難としている）⁶²。

(3) 欧州復興開発銀行（EBRD）

EBRDでは1995年から、透明性があり予見可能性の高い法的環境整備による健全な市場形成と投資環境向上に向けた支援として、法的移行プログラム（Legal Transition Programme: LTP）を実施してきた。LTPでは、EBRDの技術協力基金プログラムとして、25カ国において87の法制度改革プロジェクトを①法制度のアセスメント、②基準設定、③アウトリーチ活動、④法制度改革と、8つのコア対象法律領域で実施している。本評価は、2001年から2010年に実施されたプログラムについて評価したものである。

評価は、プログラムの性質を受けて、ログフレームを調整し、OECD/DAC5項目評価の視点で評価を行った。サンプル国5カ国（アルメニア、ハンガリー、ロシア、セルビア、モンゴル）を選定し、8つのコア対象法律分野ごとに評価結果を纏めるとともに、法制度アセスメントと制度改革について別途評価を行った。評価に使われたログフレーム等は資料として掲載されておらず、上位目標や各コア領域での目標体系については不明であるが、特に支援によって策定された法制度等が明文化されていることを「ハードエビデンス」として重視したことを述べている。また、妥当性では、EBRDの貸付・投資に向けて意義のある制度整備を評価している。また、資料として、世界経済フォーラムによる世界競争指数、世銀グループのDoing Businessデータ、WJPの法の支配指数等を利用している⁶³。

(4) アジア開発銀行（ADB）

ADBは2009年に1991年から2008年に実施された司法改革に関する技術協力（TA）についての評価を行った。これは、Strategy 2020策定に当たって、今後の司法改革支援の継続を検討するための判断材料を提供することを目的としていた。

評価では、「司法改革」とされた案件を対象とし、法、経済運営、公共政策のそれぞれのセクターにおいて、「法と司法」に関連する案件を抽出している。支援内容は次の通りである。司法機関の資金、運営、ガバナンス、司法の独立と説明責任、司法機関職員と機関の能力向上、司法関連機関のサービス提供、処理能力、運営能力の向上、権利と義務の擁護、法の支配の強化と予測可能性、入手可能性、説明責任の確保、市民の法的サービス改善への要求能力向上（法律情報、法律に関する情報の理解、エンパワーメント、社会的説明責任の確保）などが含まれた。ADBが実施した上記期間に実施した44の技術協力(TA)、借款4件のうち、終了報告書が作成されている22

⁶¹ Consortium of Berenschot and Imagos/ European Commission (2012), Thematic Evaluation of Rule of Law, Judicial Reform and Fight against Corruption and Organized Crime in the Western Balkans-Lot 3 Final Main Report

⁶² 同上

⁶³ EBRD (2012), Legal Transition Programme Review

案件の TA について、妥当性、有効性、効率性、持続性の 4 項目から評価している。

評価では、すべての案件について、加重平均を使って終了報告書におけるレーティングを計算し直し、合算して総合評価している。

評価結果では、全体として「成功」としながら、いくつかの課題を挙げている。実施の方法等に課題を指摘している。例えば、ADB 側には司法改革について、戦略的な開発課題という認識がなく、国別計画における十分な記述がないこと、モニタリング・評価が十分に行われていないこと、十分な時間や資源が配分されていない等の課題が挙げられている⁶⁴。

(5) インパクト評価

法整備分野を含むガバナンス分野におけるインパクト評価の困難、インパクト評価手法と分野の持つ性質との不適合が指摘されている。調査に係る費用、統制群の用意など、社会の広範な部分をカバーする分野での実施を困難にする技術的な課題、更に倫理的な課題（介入しなかったグループを作るなどの課題が挙げられる⁶⁵。しかし、一方では、組織、人材育成のインパクトやより広範な社会経済への影響等についてのインパクト評価については検討すべきであるとする考えもある⁶⁶。USAID の民主化ガバナンス案件評価に関してレビューを行った研究では、インパクト評価の手法を工夫することで、法整備を含む民主化案件でのインパクト評価は可能であるとしている⁶⁷。

インパクト評価の取り組み事例としては、世界銀行（世銀）によるコミュニティレベルのリーガルエンパワメント案件におけるインパクト評価の試みがある。本評価のコンセプトノートとベースライン調査結果によると、プロジェクトはコミュニティベースの紛争調停者の設置と訓練、法律扶助・苦情処理ネットワークの形成、法律関連の支援ニーズに対する意識啓発を行い、地域における非公式紛争調停機能の強化、コミュニティレベルの法に関する意識啓発を通じた公式紛争調停メカニズムへの信頼醸成を目的とする。インパクト評価では、ランダムサンプルによる統制群とマッチング・デザインによる評価を計画している。また、同評価調査では、定量評価に加えて、村落における調停の現状に関するプロファイリング・マッピング、ケーススタディ、エスノグラフィ調査を加え、文脈の理解や波及効果等について検証している⁶⁸。

USAID によるアフガニスタンでのインフォーマルな紛争解決機能向上に関する支援では、インパクト評価事業を同時並行で進めた。伝統的な紛争解決システムの能力に向けた協力について、評価対象案件自体の実施期間の短さや案件の性質上、サンプルを完全にランダム抽出できないなどの制限があり、統計的に有意なデータを取ることはできなかったが、可能な限り反事実的なサンプルによるベースラインとエンドラインの比較を行っている⁶⁹。

開発課題に対する効果については、民主化・ガバナンス分野の支援と貧困削減、経済開発等との

⁶⁴ ADB(2009), Special Evaluation Study on ADB Technical Assistance for Justice Reform in Developing Member Countries

⁶⁵ Menzies, Nicholas, "Are impact evaluations useful for justice reforms in developing countries?", 世銀ウェブサイト上のブログ、(URL: <http://blogs.worldbank.org/governance/are-impact-evaluations-useful-justice-reforms-developing-countries>) アクセス日: 2014年2月1日

⁶⁶ 同上

⁶⁷ National Research Council of the National Academies (2008), "Improving Democracy Assistance: Building Knowledge Through Evaluations and Research"

⁶⁸ World Bank (2008) Impact Evaluation of Mediation and Community Legal Empowerment component of the Support for Poor and Disadvantaged Areas Project, Indonesia Concept Note, World Bank, 世銀ウェブサイト: URL: <http://siteresources.worldbank.org/INTIUSFORPOOR/Resources/SPADAMCLEImpactEvaluationConceptNoteFINALOctober08.pdf> 及び World Bank (2009) Community Access to Justice and Conflict Resolution in Aceh and Maluku: Baseline Quantitative Survey of the Mediation and Community Legal Empowerment program in Aceh and Maluku, and the Conflict Resolution and Mediation Training program in Aceh (Draft) 世銀ウェブサイト URL: <http://siteresources.worldbank.org/INTISPPMA/Resources/MCLE0Baseline0Report0Draft0Oct09doc.pdf> [アクセス日: 2014年2月1日]

⁶⁹ Checchi and Company, Inc./USAID (2012) Impact Evaluation Report July 2012: Rule of Law Stabilization Program- Informal Component (RLS-1)

関連性について考察する研究が実施されている⁷⁰。

このような取り組みはまだ事例に限られているが、研究者、ドナー、国際機関双方から必要性の認識が表明されていて、今後の対応が注目される場所である。

2.2.4 国際機関の評価事例分析

事業レベルでの評価の実際について把握するため、法整備支援における国際機関の評価事例分析を行った。事例分析は下記の手順で行った。

- ① **事例個票の作成**：評価スキーム、事業分野を JICA 開発目標・中間目標に準じた分類、評価枠組み、手法、指標、評価に使用するデータ等に関する個票を作成した (ANNEX3)。
- ② **指標の分析**：目標の「何」を「何」を指標として測っているか、という点を抽出した。
- ③ **目標・指標の課題抽出**：目標・指標の課題について、アウトカム指標設定のポイントを元に分析した。アウトカム指標設定のポイントについては、3.1.1 で詳細を述べる。

対象事例の抽出方法は、以下の通り。当初事例分析では、法整備分野における支援実績のある他ドナー、国際機関のうち UNDP、世銀、ADB、二国間ドナーとして、GIZ、AusAID を対象として検討した。また、併せて、研究・調査も含めて実績の多い USAID、EU についても、事例の検索を行った。

しかし、本事例研究で利用する目標体系や評価手法が記載された事業計画書、評価報告書などの有無を確認した結果、GIZ については、ホームページ上からの詳細な情報の入手が困難であることがわかった。そのため、本事例研究の対象から除外した。また、EU、USAID についても、目標体系等の確認が十分にできる資料を特定できなかったため、本事例研究の枠外で別途入手可能な評価報告書によるプログラム評価、インパクト評価、事業評価についてレビューを検討した。

上記の結果を受けて、UNDP、世銀、ADB について、各機関のホームページから必要な情報を網羅した評価報告書等を入手し、事例案件リストを作成した。

UNDP については評価リソースセンターのページおよびプロジェクトページより法整備に関する案件の検索を行い、関連プロジェクト 37 件を抽出した。他方、ログフレーム等、本事例研究に必要な資料は、別途プロジェクト計画時の文書を入手する必要があった。この資料の入手は、2010 年以降のプロジェクトに限られるため、対象 10 件中、実施地域等を考慮し、3 件をレビュー対象事例として抽出した。

世銀については文献サーチページより法整備に関する案件検索を行い、関連プロジェクト 63 件を抽出した。このうち、レビュー対象事例として基本情報、評価を含む終了時報告書 (Implementation Completion Report) の入手が可能な 10 件を抽出した。更に、実施領域、対象地域を考慮して 4 件に絞り込んだ

ADB についてはプロジェクトサーチページより検索を行い該当プロジェクト 24 件を抽出した。実施領域、対象地域を考慮し、事業計画書、終了報告書の入手が可能な事例 5 件をレビュー対象とした。

各対象事例のレビューでは、評価スキーム、事業分野を JICA 開発目標・中間目標に準じた分類、評価枠組み、手法、指標、評価に使用するデータ等について詳細分析を行った。各事例の対象国、評価のレベル・種類、JICA 中間目標の分類は下表の通りである。

⁷⁰ 法の支配と貧困削減の研究については、Brown による “Evidence on ‘rule of law’ aid initiatives” (GSDRC Applied Knowledge Service Helpdesk Research Report, 2013 年 10 月)が整理して紹介している。

表 2.16 事例分析対象案件と JICA 課題別指針目標体系別分布

S	対象プロジェクト・事例名	対象国	JICAの開発課題体系												
			1.1 憲法草案の起草	1.2 個別法令の起草	1.3 法制度に関する情報の整理	1.4 法制度改革プランの策定	1.5 起草・立法能力の向上	2.1 司法省および関連機関の機能強化	2.2 経済法分野の法令の運用を担う組織の機能強化	2.3 民事・刑事・行政事件を扱う組織の機能強化	3.1 市民社会の法知識の向上	3.2 アクセスしやすい紛争解決枠組みの構築	3.3 法律・司法制度へのアクセスをサポートする制度の整備	4.1 法曹等の養成	4.2 大学/大学院の法学教育の実施・改善
JICA	ラオス人民民主共和国 法整備支援プロジェクト The Legal and Judicial Development Project in Lao PDR	ラオス			◆				◆		◆				
	ベトナム社会主義共和国 法整備支援プロジェクト(フェーズ3) Support for the Legislative Revision of the Civil Code and laws related thereto, and personnel in the legal sector	ベトナム		◆						◆	◆		◆	◆	◆
	ベトナム社会主義共和国 法・司法制度改革支援プロジェクト Technical Assistance for the Legal and Judicial System Reform	ベトナム		◆					◆		◆		◆	◆	◆
	ベトナム社会主義共和国 法・司法制度改革支援プロジェクト フェーズ2 Technical Assistance for the Legal and Judicial System Reform Phase II	ベトナム		◆					◆		◆		◆	◆	◆
UNDP	Enhancing the Democratic Rule of Law through Strengthening the Justice System in Timor-Leste (Revised Justice System Programme)	東ティモール							◆		◆		◆	◆	◆
	Rule of Law Programme for Kosovo Support to Rule of law and Access to Justice Support to Judicial Education in Kosovo Equal Access to justice Project (A2J)	コンボ				◆					◆	◆	◆	◆	◆
		スリランカ							◆		◆	◆		◆	◆
WB	Judicial Reform Project	グルジア							◆	◆	◆	◆		◆	
	Justice Services Improvement Project	ペルー				◆	◆		◆	◆	◆	◆			
	Judicial Reform Support Project	フィリピン					◆	◆			◆		◆		
	Legal and Judicial Reform Project	スリランカ		◆					◆	◆			◆	◆	
ADB	Implementation of Land Legislation	カンボジア		◆					◆		◆	◆		◆	
	Implementation Land Legislation Phase2	カンボジア		◆					◆		◆			◆	
	Improvement of the Administration of the Supreme Court	インドネシア							◆		◆			◆	
	Enhancing the Autonomy, Accountability and Efficiency of the Judiciary, and Improving the Administration of Justice	フィリピン				◆			◆						
	Promoting Governance in Financial Transactions	ラオス									◆		◆		
	Legal System Development up to Year 2010 and Capacity Building for Secured Transactions Registration	ベトナム		◆							◆	◆			
	Supporting the Preparation of the Law on Gender Equality	ベトナム		◆											

(1) 一般的事項

1) 目標と指標のレベル

JICA の事例も含めた全事例について、表 2.11 で整理した指標のパラメーターに従って、上位目標、プロジェクト目標について利用している指標を分類した結果を ANNEX4-1 に示す。

この結果によると、インパクトレベルの指標を置いている例はほとんどなかった。世銀、UNDP 等の場合、上位目標については、CAS（世銀）、UNDAF（国連）といった上位の計画に対応するため、このような上位計画によって、インパクトレベルの目標が扱われるためであると考えられる。

同一案件で、上位目標とプロジェクト目標通して同じ視点で評価しているものも多い。制度構築や法運用機関機能向上には時間を要するため、案件レベルの上位目標が、直ちにインパクトレベルに置かれず、制度構築、法運用機関の機能強化のレベルに留まると考えられる。一方、ADB ラオス案件では、民商事分野での法令実施支援について、短期間の支援にも関わらず、上位目標に外国直接投資額の増額、GDP における民間セクターの貢献の割合向上を挙げている。因果関係の証明が難しく、また、プロジェクト目標と上位目標のレベルの関係からみても、妥当性について検討を要する指標の例と考えられる。

2) 目標・分野別指標設定

事例について、上位目標及びプロジェクト目標レベルの目標と指標を、対象としている内容ごとに分類した。この分類は、JICA の課題別指針の開発戦略目標の分類にほぼ同等であり、他ドナーの支援との違いも踏まえて、①起草支援・制度設立・強化（「起草・制度」）、②法の運用機関の機能・能力向上（「機能」）、③司法アクセス、④人材育成（「人材」）とした。この結果を ANNEX4-2 に示す。

各機関のアウトカム、インパクトレベルが JICA のプロジェクト目標、上位目標と比較して高次に設定されていることもあり、JICA 「アウトカム指標の考え方」で提案されているような、成果には到達されていないが、組織・個人が知識習得や行動変容を経験している状態を指標に採用するケースは限られている。一方で、インプットやアウトプットのレベル（例：訓練の実施、訓練人数）の指標がプロジェクト目標レベルにみられた。

各分野における指標設定の詳細については次項以降で述べる。

(2) アウトカム・インパクトとしての「市民の意識」

受益者が経験する事柄を直接計測するという観点から、意識調査は主な国際比較指標・指数や汚職、安全・安心に関する調査等でもしばしば用いられている。事例においては、司法機能・制度の成果、法の支配の状況を示す指標として、複数案件で意識調査が利用されている。基本的に、その他の要素（法令・制度設置、建物建設、トレーニング等のアウトプット、機能の効率性等）を併せて評価している。表 2.11 に見るとおり、司法システム全体の成果を測る指標は非常に限られ、実体的な指標は意識調査以外に有力なものがないため、利用しているログフレーム見られたが、数としてはそれほど多いわけではない。他方、次項以下に述べるように、各機関の機能の成果指標として、市民の信頼を利用する例は複数見られた。

こうした意識調査にはいくつか課題が指摘されている。事例での指摘も併せて、下記に纏めた。

第一に、意識調査結果とプロジェクト・プログラム実施との因果関係の証明である。意識調査では、信頼の度合いについての情報を得ることは可能であっても、原因や事業との関連性を証明することは難しいとの指摘がある⁷¹。

第二に、市民の認識は、同時期に起こった事象に左右されやすいことがある。例えば、世銀フィリピンの例では、プロジェクト期間中に起こった司法長官の弾劾事件で、プロジェクトの実施に拘わらず、信頼度が著しく低下した。

⁷¹ Himelein et. al.(2010) Surveying Justice: A Practical Guide to Household Surveys, Justice and Development working paper series, World Bank

第三に、意識調査に係る手間、コストについて留意する必要がある。これに関連し、ベースライン調査であれば案件開始後適切な時期までに、また、実施状況モニタリング・評価であれば評価時期に先立ち完了している必要があり、治安状況、政情の変化等に左右されて、計画通りに実施しない場合、評価不能になる可能性がある（例：UNDP スリランカ、世銀フィリピン）。

(3) 法起草、制度設立・強化に関する指標

法起草、制度設立・強化における分野の事例は ADB の事例に限られるが、指標では、「ルールの整備」（ルールの有無、必要な要件の網羅）について確認する指標が中心である。指標の中には国際的な基準の遵守について述べるものもあるが、単に有無を問うものもある。また、策定された法令、制度についての司法及び司法補助機関関係者への周知と一般に対する公知の指標を設けている。事例の多くで指標設定に課題が見られ、指標そのものを利用することは困難と考えられるが、一例として、下記を挙げる。

表 2.17 制度構築の目標指標設定例
(ADB カンボジア Implementation Land Legislation Phase 1, 2)

	目標	指標
プロジェクト目標	<ol style="list-style-type: none"> 1. 不動産所有法で定めた政令の作成・適用 2. 新法の解釈と適用について、司法、法関連コミュニティ、その他関係者への情報共有と訓練 3. 一般に対する新法の影響と権利保護のための公知・意識啓発 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 不動産所有法の施行に向けた下位規則の枠組み完成 2. 司法機関職員、弁護士、土地登記官が土地登記を効果的で公平に運用できる 3. 一般が土地登記の要点を理解し土地に関する権利の主張ができるようになる。

出典: ADB Cambodia Implementation Land Legislation Phase 1, 2

(4) 裁判所機能の向上(法運用機関の機能・能力強化)

国際機関事例では、法運用機関の機能・能力強化では、主に機能のもたらす成果、機能の効率性を指標として取り上げているものが多い。また、起草、制度整備と複合的に実施する案件もあり、この場合、ルール整備、司法アクセスなど、様々な要素を網羅的に指標にとるものもある。例として、世銀によるグルジア、フィリピンの司法制度改革案件のプロジェクト目標と指標を下表に纏めた。

成果に関して、裁判所については、利用者・市民の信頼度・満足度を成果の指標とする場合と、実績（調停に関する活動実績）の場合があるが、検察、経済法に関する機能についての成果も合わせてみると、信頼度・満足度を指標とする場合が多い。法運用機関の機能・能力向上で最も頻度の高い指標の種類は、「効率性」であった。効率性では、未処理案件の数、訴訟申し立てから判決までの時間などで計測されている。

表 2.18 世銀グルジア及びフィリピン司法制度改革プロジェクトの目標と指標

案件名	目標	指標
世銀 Georgia Judicial Reform Project	プロジェクト目標 高い司法倫理を有し、効率的、効果的な紛争解決が可能で、独立した専門性の高い司法の開発を支援する。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 訴訟案件の流れの管理の向上（注：実際には案件管理の電子化とその運用状況） 2. 修復の終わった裁判所数 3. 判決の執行における遅延状況 4. 司法への訓練実施状況 5. 市民の信頼
世銀 Philippines Judicial Reform Support Project	プロジェクト目標 一般の信頼と安心を醸成できる効果的でアクセスが容易な司法システム開発	<ol style="list-style-type: none"> 1. 裁判所利用者満足度、信頼度 2. パイロットモデル裁判所での満足度、信頼度 3. パイロットモデル裁判所の機能確立（運営、財務独立の手法確立） 4. 内外とのコミュニケーション手段確立

出典:世銀の両案件 ICR

(5) 司法アクセス

司法アクセスに特化した事例は UNDP のスリランカ案件 1 案件だけであるため、一般化はできないが、同案件が権利保有者と責務の担い手双方へのキャパシティビルディングを想定しているため、司法機関の物理的な位置、司法アクセス機能の効率、裁判所機能の効率等、責務の担い手側の状況と司法アクセスの成果について指標にしている。

表 2.19 人権に基づく開発アプローチの目標・指標設定例(Sri Lanka Equal Access to Justice)

目標	指標
<u>Expected Country Programme Outcome</u> 司法救済メカニズムのより広く多様な司法アクセス	1. 紛争解決への支援を受ける権利、支援を提供する機関に関する知識を有する市民の割合（性別、エスニックグループ、年齢、地域でブレイクダウンする） 2. 一回以上の審理で弁護人を得た被告の割合（1.同様ブレイクダウンする） 3. 警察が課題に対して解決に向けた対応を行うと信頼している市民の割合 4. 司法セクター機関（治安関係機関も含む）に対して人権委員会と国家警察委員会に提出された苦情数 5. <u>紛争地において機能している裁判所及び準公式裁判所(Quazi Courts)の数</u> 6. 平均再勾留期間
<u>Expected Country Programme Action Plan Output1</u> 責務の担い手が社会経済的に不利な立場のグループの課題により望ましい対応ができる。	1. 未処理案件数 2. 公判前勾留者に関するデータベースを所有する拘置所の数 3. 国家レベルの司法アクセスに関するデータ収集とアップデートの頻度 4. 新規の判例、解釈に関する訓練に参加した裁判官の割合 5. 刑事裁判において法律扶助を提供機関数（政府又は NGO）
<u>Expected Country Programme Action Plan Output2</u> 社会経済的に不利な立場のグループが自らの権利についてより多くの知識を得て、法的サービスへのアクセス、それを通じた利益を得ることができる。	1. <u>公的な証明書を保持していない人々の数（性別、エスニックグループ、地域でブレイクダウンする）</u> 2. <u>コミュニティベースの救済機関での女性参加の割合</u> 3. 法律扶助機関によって提供された弁護人によって代理がなされた刑事裁判件数 4. スリランカにより社会経済的弱者に対してベースラインで明らかになった課題を中心に実施された意識啓発キャンペーンの数

出典：UNDP “Sri Lanka Equal Access to Justice”プロジェクト計画文書を元に KRI 作成（下線部は KRI による）

(6) 法曹人材育成

本調査研究で扱った事例では、人材育成機関に対しての支援を取り上げた案件では、UNDP コソボのプログラム中にある法曹人材育成に向けたプロジェクトであるが、この案件では、当該プロジェクトのアウトカムとその上位目標である司法機関の能力向上との関連について検証する指標類が設定されていない。他方、UNDP 東ティモール案件においても、法曹教育に関するコンポーネントを有しているが、活動のアウトプットに対して期待されるアウトカムの記載はなく、国別プログラムレベルのアウトカムのみ記載がある。従って、法曹人材育成に関する指標については考察が不可能であった。

(7) 国際比較指標の利用

国際比較指標で利用されていたのは世銀企業調査（Enterprise Survey、実際は世銀・EBRD による Business Environment and Enterprise Survey: BEEPS）で、民間セクターの操業環境だけでなく、

法制度への信頼性などの計測への利用例があった。また、事例分析対象ではないが、ADBのパキスタンにおける司法アクセスプログラムでは、司法セクターのパフォーマンス・モニタリングを試みている。この中では、Doing Business を利用している⁷²。

(8) 目標・指標設定の課題

目標及び指標設定において見られた課題を下記の通り纏めた。目標及び指標の設定について、「JICA アウトカム指標の考え方」を参照し、アウトカム指標設定のポイントに基づき分析した。アウトカム指標設定のポイントとは下記の通りである。

直接的的確性 (direct/valid)	目標をより直接的に表している。「何にどのような変化が現れることを目指すのか」を明確に捉えている。
使用可能性 (operational)	「何を図るか」が具体的に表されている。指標内の文言の定義が十分になされている。
過不足ない (adequate)	データ収集、測定コスト面に配慮しつつ、目標達成を的確に反映できる数の指標を設定する。
実用的 (practical)	データ収集にかかるコスト、手間が適切なレベルである。
信頼性 (reliable)	評価者、データ入手先の偏向等がない。

出典:JICA (2005) 技術協力プロジェクト アウトカム指標の考え方 評価実務ハンドブック、JICA (2010) 新 JICA 事業評価ガイドライン【実践編】第1版(執務要領)を参考に KRI 作成。

プロジェクト目標レベル

問題の種類	内容
目標の問題	
	<ul style="list-style-type: none"> 活動、アウトプットの言い換えになっている (ADB カンボジア 1、2、ADB インドネシア、ADB ベトナム 1、ADB ベトナム 2) 目標が、何がどうなることを目指しているか、不明瞭 (ADB ラオス、ADB ベトナム)
指標の問題	
直接的的確性	<ul style="list-style-type: none"> アウトカム評価において、インプット、アウトプットレベルの指標の利用 (例: 人材育成について、訓練を受けた人数 (世銀スリランカ)) 評価が目標のどこに対応するのか不明 (「より効率的、透明性と即応性の高い司法フレームワークへ改善」の目標に対して指標の「会社登記法の遵守」が対応するのか不明: 世銀スリランカ)
使用可能性	<ul style="list-style-type: none"> 何をどのように計測するか記述がない (ADB カンボジア 1、ADB ベトナム、世銀スリランカ) ベースライン、ターゲットがない (ADB カンボジア、ADB フィリピン、UNDP スリランカ)
過不足	<ul style="list-style-type: none"> 組織能力の強化の目標に対して、市民の認識のみで評価 (UNDP コソボ)
信頼性	<ul style="list-style-type: none"> 市民の意識調査が、プロジェクト期間中に発生した事件に影響を受けた結果となった (世銀フィリピン)

上位目標レベル

問題の種類	内容
目標の問題	
目標の定義が曖昧	<ul style="list-style-type: none"> 対象、状況ともに抽象的で、具体的に何をどのような状態にすることが目標なのか不明。(「司法機能の基礎の構築」(世銀ペルー))
指標の問題	

⁷² ADB(2009) Completion Report: Pakistan: Access to Justice Program (Project Number:32023)

直接的/的確性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標と計測の内容にズレがある（ADB カンボジア 1、ADB ベトナム） ・ プロジェクト目標、アウトプットの言い換えになっている（ADB カンボジア 2、UNDP 東ティモール） ・ マクロ経済指標を設定しているが、プロジェクトによるアウトプットだけで、マクロ指標へのインパクトが及ぼせるか、的確性に課題(ADB ラオス) ・ コンポーネントに分かれた場合、コンポーネントごとの目標が明確でない（世銀フィリピン）
使用可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な計測方法が不明瞭（ADB インドネシア、ADB フィリピン：双方とも汚職度を指標に利用しているが、汚職度をどのように計測するか明確でない） ・ 具体的なベースラインやターゲット、目標とする状況の記述がない。（ADB 全体的にない、UNDP 東ティモール、UNDP スリランカ）
過不足	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標達成度を達成するのに十分な指標がない。（例：司法セクターの向上について、目標で様々な視点を挙げているが、指標では全てに対応していない。ADB フィリピン、UNDP 東ティモール）

1) 目標設定の問題

他機関の例では、プロジェクト目標、上位目標双方について、目標の定義が曖昧であり、評価における困難が指摘される事例があった。このような目標の定義の曖昧さの中には、「司法機関の機能向上」など漠然と定義されていて、どのような事項についてどのような変化を産出することを意図しているのか、不明瞭である例が見られされた。また、こうした案件では、指標の設定の直接性/的確性、過不足などを判断することが難しく、効果の計測自体の困難さが指摘された。

2) 指標設定の問題

指標の設定で特に目立った課題は、直接的/的確性に関してで、これは、一部上記で述べた目標設定の不明瞭に起因するとも考えられる。下位の目標の言い換えになっている例や目標の対象と計測内容のズレが見られた。上位目標において、インパクトレベルの指標を設定している例はほとんどないが、ADB ラオス案件では、マクロ指標を使った経済効果を挙げている。しかし、プロジェクト期間・投入からして、因果関係が確認できるか不明であり、終了時評価では特に触れていない。

指標の指標可能性の課題として、プロジェクト目標、上位目標双方で、何をどのように計測するか明確でないもの、ADB、UNDP でベースラインやターゲットが設定されていないものがあった。

(9) モニタリング・評価の枠組みに対する評価実績

世銀の終了次報告書（Implementation Completion Report: ICR）ではモニタリング・評価の質や LFA の質も含めたマネジメント体制についてレビューを行うが、ADB と UNDP では特に言及がなかった。これに関して、事例研究対象外でも、2.2.3 で述べた通り、EU、EBRD、AusAID は、テーマ別評価では、プロジェクトレベルのモニタリング・評価に向けた適切な体制が整備されていないことを課題としてあげている。

2.2.5 小括

他ドナー、国際機関の法整備支援に関する事業と評価の現状について概観した。案件管理手法としては、LFA を利用した結果重視の管理が中心である。評価においては、UNDP に見られるように、プログラムレベルでのアウトカムの評価の取り組みがなされている機関もあるが、事業ごとのアウトカム評価はなされていない。その他のドナー、国際機関ではテーマ別評価を実施している。但し、この取り組みは定期的なものではない。

国際機関による事例のレビューと上記プログラム、テーマ別評価の取り組みから考察すると、案件のパフォーマンス・マネジメントツールとしての LFA の利用そのものに目標設定、指標設定において課題が見られ、案件の成果を十分に捉えられていない懸念がある。更に、複数の機関

のテーマ別評価、事業評価において、法整備支援の評価手法、体制の確立の必要性が指摘され、評価のグッドプラクティスを抽出することが困難な結果となった。

第3章 JICA の法整備支援における評価との比較における分析と提言

3.1 他の援助機関と JICA の法整備支援における事業評価における差異の分析

3.1.1 評価手法

(1) アウトカムレベル、インパクトレベルの評価

他ドナー、国際機関の評価制度と他ドナー、国際 NGO、国際機関によるパフォーマンス・マネジメントツールの現状を合わせて考察すると、法整備支援分野におけるアウトカム評価を行うタイミングとしては、プログラムレベルの評価への重要性が増している点が注目される。

UNDP は、もともと事業評価のうち、プロジェクト評価は、義務づけていないが、アウトカム評価を義務づけている。アウトカム評価では、アウトカム及びアウトプット指標を利用した評価が行われている。評価によっては、計画時に策定しているログフレームに厳密に沿って実施しないものもあるが、ログフレーム指標を利用した検証を行うケースもある（前述スリランカの事例）。プログラムに戦略や一環性がある場合には、このようプログラムレベルのアウトプット評価に意義があると考えられる。

複数のドナー、国際機関では、テーマ別評価を実施している。これは、既に述べたパフォーマンス・メジャーメント、LFA の限界から見ると、妥当なことであり、LFA による、案件内の計画と実績のモニタリングに対して、別の手段によって、投入とアウトカムの関係性を検証すると考えることもできる。

(2) LFA の位置付け

ログフレームの利用は基本的に全ての機関で認められる。JICA の事業評価と同様、実際の評価は、指標に加えて、様々な視点での評価を行っている。他方、EU の ROM に見られるとおり、事業ごとの計画は上位目標へのリンケージへの意識が薄い、事実上、モニタリングツールとなっている場合もある。ADB についても、少なくとも公開されている終了時評価（Technical Assistance Completion Report）ではインパクトレベルの評価は妥当性やロジックの確認程度となっている。

3.1.2 目標・指標設定

JICA と他ドナーの指標設定の比較においては、目標のレベルの違いを意識する必要があり、厳密な比較は適切ではないが、JICA 事例案件との類似・差異が認められる。

1) 法令起草・制度構築

法令起草については、JICA 「ベトナム法整備支援フェーズ3」、ADB のカンボジア土地法、ラオス金融取引関連規制、ベトナム・ジェンダー関連法が扱っている内容となっている。このような案件の場合、JICA の支援ではプロジェクト目標レベルが法令の制定としているが、ADB の案件では、ベトナム・ジェンダー法案件については、法案の議会可決までのステップが目標とされているが、土地法の案件では、前述の通り、司法機関内の周知、公知をプロジェクト目標に組み入れている。

2) 法運用機関の機能向上・組織能力向上

法の運用機関の機能向上・組織能力向上においては、JICA、世銀の事業、UNDP のプログラムにおいて、複数のコンポーネントや機関を対象とした案件が実施されている。このような案件では、JICA と世銀の案件の比較では、世銀の案件の目標が司法セクター全体を対象としているのに対して、JICA の案件では、法運用機関の能力をよりブレークダウンした形の目標設定を行っていることに特徴がある。下表で明らかなおと、JICA2 案件では、法運用機関の業務に関する学習、行動変容のレベルについても捉えるとともに、法・司法機関の「判決、業務執行」「法規範文書の内容、法規範文書の運用及び裁判・執行」を特定している。

表 3.1 法運用機関機能向上案件の JICA 及び世銀案件のプロジェクト目標・指標の比較

案件名	目標	指標
JICA ベトナム国法・司法制度改革支援プロジェクト	<p>プロジェクト目標</p> <p>①バクニン省(パイロット地区)において、<u>司法補助機関の業務及び判決、執行業務に関する能力の改善に関する経験を蓄積するとともに、</u></p> <p>②その蓄積された経験を中央司法機関、ベトナム弁護士連合会が吸収、分析して活用し、</p> <p>③これにより、<u>中央司法機関や弁護士連合会の判決、執行実務を支援する体制を改善し、</u></p> <p>④その地方組織に対する<u>指導、助言及び支援能力が改善される。</u></p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. <u>改正手続法に基づく公平、効率的な訴訟手続き</u> 2. <u>検察官、弁護士の論述の質</u> 3. <u>説得力ある判決</u> 4. <u>パイロット地区における想定外の判決数</u> 5. <u>パイロット地区の司法・司法補助システムの経験の教材での扱い</u> 6. <u>法曹機関、人材向け補助機能、ツールの質</u>
JICA ベトナム国法・司法制度改革支援プロジェクト (フェーズ2)	<p>プロジェクト目標</p> <p>中央司法関係機関において、実務上の課題及びベトナムの発展ニーズを踏まえて、<u>法規範文書の内容、法規範文書の運用及び裁判・執行の実務の改善のための組織的・人的能力が強化される。</u></p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 執務参考資料が、(改正された)法規範文書の内容を踏まえて作成・改訂される 2. 執務参考資料や法規範文書作成方法が業務フローに反映される 3.
世銀グルジア案件	<p>プロジェクト目標</p> <p><u>高い司法倫理を有し、効率的、効果的な紛争解決が可能な、独立した専門性の高い司法の開発を支援する。</u></p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. <u>訴訟案件の流れの管理の向上</u> (注：実際には案件管理の電子化とその運用状況) 2. <u>修復の終わった裁判所数</u> 3. <u>判決の執行における遅延状況</u> 4. <u>司法への訓練実施状況</u> 5. <u>市民の信頼</u>
世銀フィリピン案件	<p>プロジェクト目標</p> <p><u>一般の信頼と安心を醸成できる効果的でアクセスが容易な司法システム開発</u></p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. <u>裁判所利用者満足度、信頼度</u> 2. <u>パイロットモデル裁判所での満足度、信頼度</u> 3. <u>パイロットモデル裁判所の機能確立 (運営、財務独立の手法確立)</u> 4. <u>内外とのコミュニケーション手段確立</u>

出典：各プロジェクト終了時評価、詳細計画調査報告書を基に KRI 作成。下線及び JICA ベトナム国法・司法制度改革支援プロジェクトの目標中番号は KRI による。

図 3.1、3.2、3.3 は世銀フィリピン案件、JICA ベトナムにおける法・司法制度の目標体系と指標について、整理したものである。インプット、他ドナーの貢献等まで含む厳密なロジック分析にはなっていないが、JICA 支援と指標設定の特徴について比較しながら考察する。国際機関案件を含めて、法整備支援において、様々な要素を含む支援が多いが、この 3 案件でも、ルール整備、司法機関の能力向上、効率性向上、法曹人材育成など、様々な要素を含む点で一致している。しかし、プロジェクト目標のレベルにおいて、違いが見られることがわかる。

世銀案件は、目標を司法アクセス向上に向けて、司法機能を効率性、アクセス、公正さ、基本的な組織能力、司法改革における一般、関係者とのコミュニケーションの各要素に分解し、アウトカム達成に向けたパフォーマンスを計測している。最終的な効果の計測は利用者満足度、信頼度、パイロット裁判所運営の基本的な組織能力獲得 (運営、財務手法確立) 等になっている。パ

パフォーマンスの質については特に計測されず、利用者の満足度、信頼度とアウトプットの結果としての運営・財務の手法確立によって評価する。ここでは、パイロット裁判所におけるサービスの質については、利用者からのフィードバックのみで計測する。

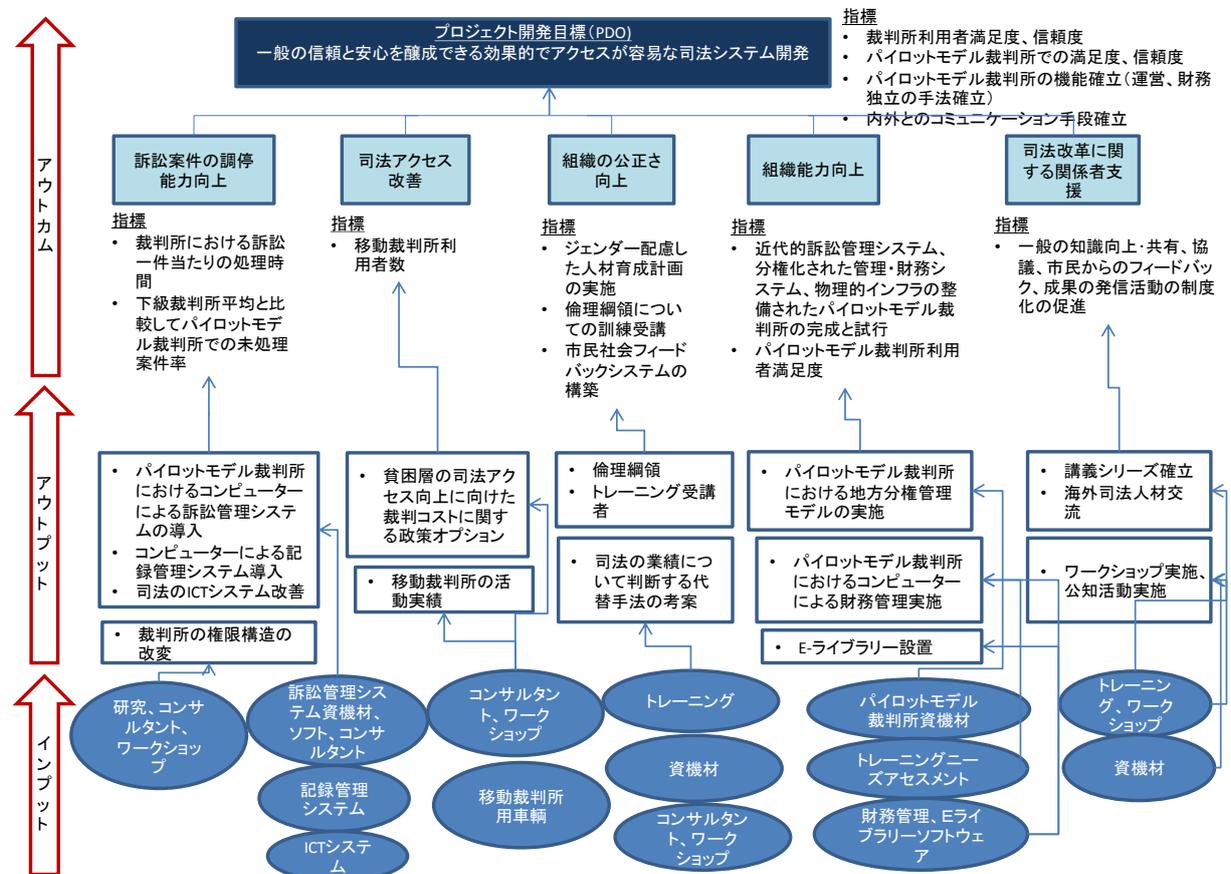


図 3.1 世銀フィリピン Judicial Reform Support Project のロジック

他方、JICA の法・司法制度整備支援においても、同様に法運用機関の機能向上を目標としているが、上位目標の設定が法運用機関による裁判・執行、つまり、業務・サービスとなっていて、直接の計測対象をその成果としている。評価においては、指標のレベルをサービス受益者の意識・満足度ではなく、「説得力ある判決」「検察官、弁護士の論述の質」でサービスの質や内容の確認を行う指標が設定されている。また、「パイロット地区での経験の教材における利用」「法曹人材向け補助機能、ツールの質」など、対象機関の組織的な学習、行動変容、サービスの質についての確認も行っている。

JICA ベトナム国法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2では、目標レベルが法運用機関におけるより特定された能力の向上とされ、指標もこの能力獲得の証左としての組織行動変容、成果について取り上げている。

双方の案件では、アウトカム、プロジェクト目標、上位目標の間いくつかの想定がなされていると考えられた。この点について、図中赤い網掛けの箱で加筆した。

これによると、JICA 案件では、個人や組織の学習が重要なステップになっている。また、上位目標では、一般市民や企業の受ける体験が成果として想定されるものの、実際には、こうしたステップが上位目標の前に起こりうるものが想定される。こうした段階を捉えるモニタリングや評価の手法について検討することも可能と考えられる。

また指標について、フェーズ1では様々な数値指標が、実際には現地の状況から必ずしも状況を反映しないものであることなど課題が指摘された。

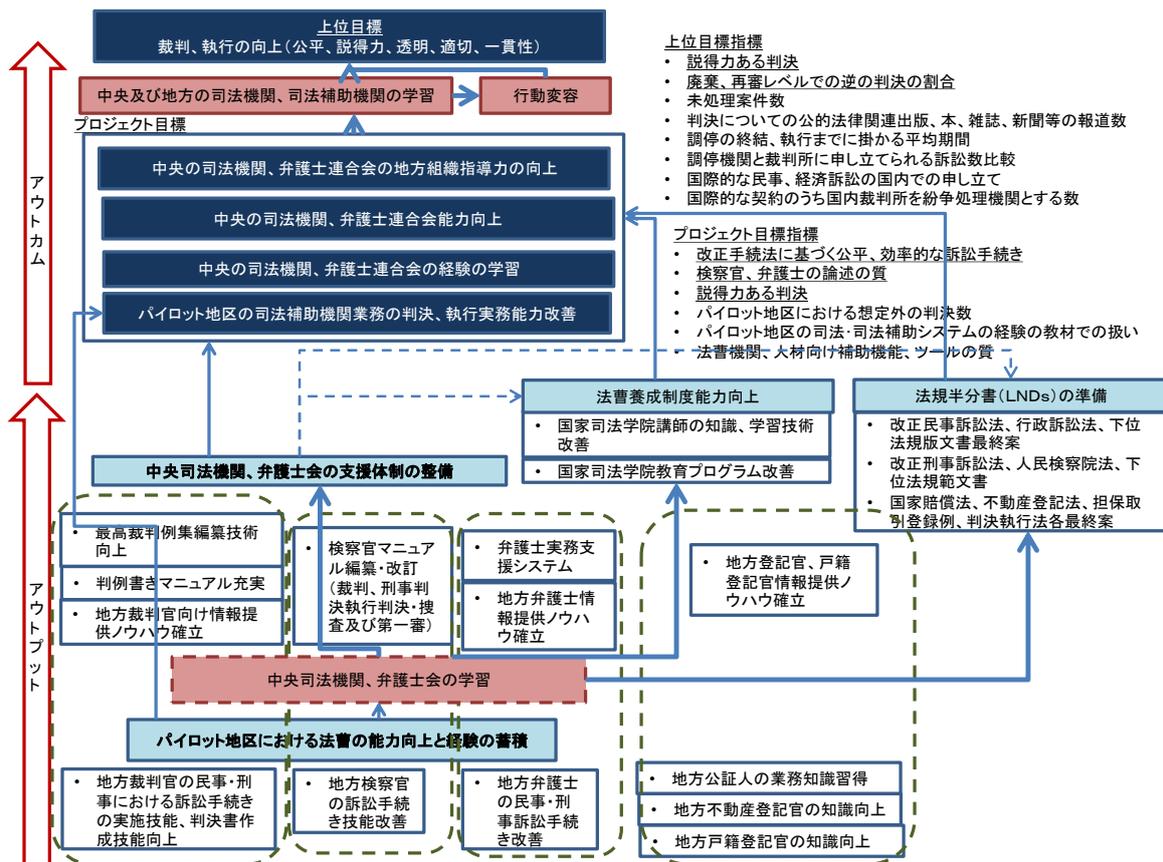


図 3.2 JICA ベトナム国法・司法制度改革支援プロジェクトのロジック整理

フェーズ 2 では、司法機関職員の実務における人材育成に特にフォーカスを当てて支援を行っている。しかし、現状の指標では、アウトプットレベルの指標であるツールの有無（執務参考資料作成、資料作成要領の業務フローへの反映）を挙げているものの、組織・人的の具体的に強化された内容については、十分に網羅されていない。ツールを作成すること自体が組織及び個人能力の証左であるとも考えられるものの、複数グループあると考えられる受益者別、組織別の評価の方法を具体的に検討する必要があると考えられる。また、こうした評価においては、例えば、学習、行動変容について、評価者による観察に基づく達成度の評価なども検討が可能であるが、この場合、定性的な評価も検討する余地があると考えられる。

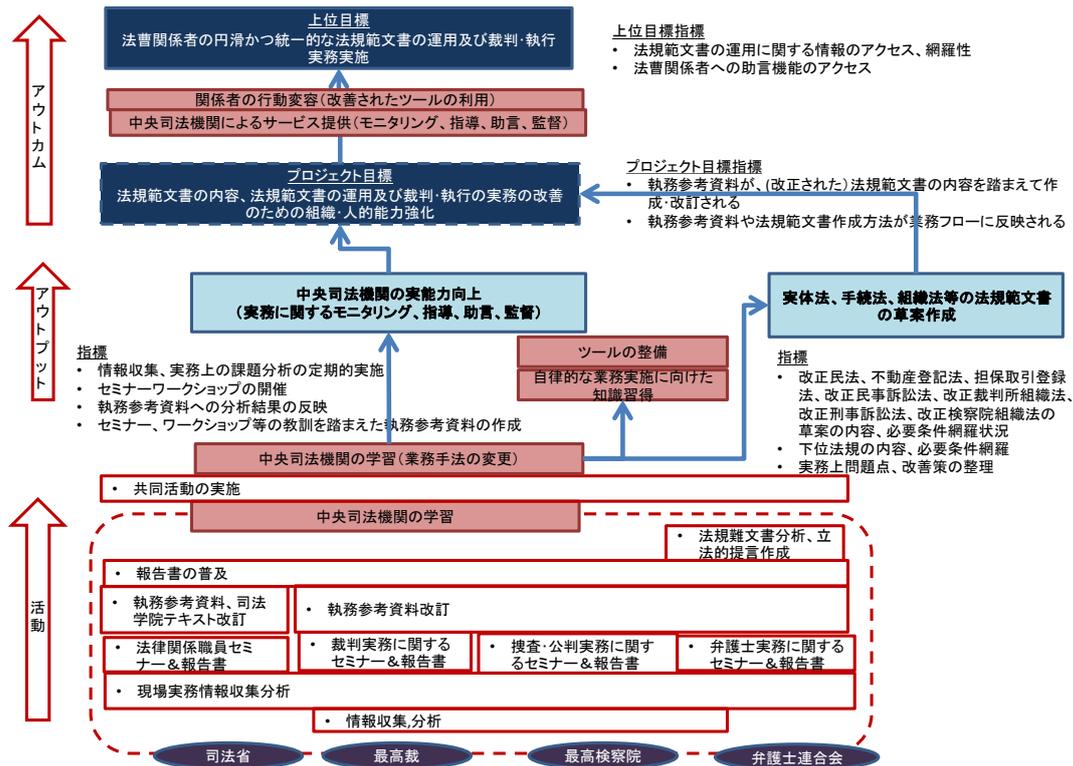


図 3.3 JICA ベトナム国法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2のロジック整理

3) 定量指標の利用

他ドナーの指標では、定量指標を利用している例が多い。国際的な比較指標や成果パフォーマンス・メジャーメント・ツールが、直接的な数値、代替指標を利用した近似値であり、代表的な指数を利用している例も多い。JICA の支援においては、こうしたマクロ数値の利用について、外部要因の排除が難しく、事業実施でのコントロールが不能である等の課題が指摘されている。また、前項で分析したとおり、JICA 支援の扱う課題の性質と目標のレベルから、必ずしもよく利用される指標が適切な指標とならないことが指摘される。

一方で、定量、定性指標の双方を組み合わせた評価を利用することも検討できる。定量データでは、プロジェクト実施中のプロセスについての考察は不可能であること、代替指標としてインタビュー等を利用する場合、構造化された質問票の場合は質問者のバイアスを免れないことなどの限界を定性評価と合わせた評価で克服できるとしている。また、多くの定量データは、単一のデータに依存している。定性評価では、現実社会の複雑な事象、文脈に考慮できるため補完が可能である⁷³。このような手法も検討が可能と考えられる。

3.2 JICA の法整備支援における評価への示唆

3.2.1 法整備支援における評価の意義

JICA と他ドナーの指標設定の比較においては、目標のレベルの違いを意識する必要がある。特に重要な違いとして、上位目標、プロジェクト目標のレベル感とロジックである。法運用組織支援の事例では、他ドナー案件において、アウトプットとアウトカムの間に飛躍がある。JICA の支援では、組織強化におけるアウトカムを、ターゲットである法運用機関・補助機関の職員やその組織の能力向上としている。そのため、評価のパラメーターは、ターゲットの能力向上、能力の質、その結果産出される成果、成果の質となっている。

⁷³ Bamberger, Michael, Vijayendra Rao, Michael Woolcock (2010) Using Mixed Methods in Monitoring and Evaluation: Experiences from International Development, Policy Research Working Paper No.5245, World Bank

このようなフォーカスの違いから、他ドナー、国際機関の利用する定量指標、パフォーマンス・マネジメントツール、国際比較指標・指数を直ちに利用することは困難であることが指摘される。国際比較指標において、組織能力向上に向けた分野の指標では多くの重要な視点が網羅されていないことが指摘されている。

他ドナー、国際機関等における評価の取り組みが十分でない現状を踏まえ、JICA の事業の性質に見合った評価実績を確立することは意義がある。

3.2.2 法整備支援評価における改善の提言

(1) 計画段階からの取り組み

1) 目標体系と事業目標レベルの確認

支援事業と制度構築、更に高次の社会経済面へのインパクトの間には、多くの外部要因とステップが存在する。これまでの JICA を含めたドナーの取り組みでは、アウトカムの設定自体が曖昧であり、各事業がどこを目指すのか、課題の全体像の中で、プロジェクトはどの部分に対応するのかがわかりにくい状況のまま、事業評価が行われてきた。この点を踏まえて、対象事業とそれを取り巻く課題の構造を確認し、その中で対象事業が対応できる課題と、その結果解決が期待される事項（上位目標に当たる）を整理すべきである。JICA ラオス案件では上位目標が多数設定されていることから、当該事業がラオスにおける法的な基盤（逆に言えば、現状のボトルネックに対応している）となること、そのため、解決により達成できる事項が複数想定されるとの解釈も成り立つ一方で、上位目標達成の想定時間軸で全ての課題が解決可能か、検討する必要も指摘される。このように、法整備を取り巻く課題の連鎖の中で、どの部分までをプロジェクトに含めるか、どの部分をプロジェクトで扱うか、明確にすることは、次項で述べる目標設定に密接に関わる重要な作業となる。

2) 目標の精査

指標の設定を行う際に、「何」を計測したいのか、不明瞭な場合、指標を設定することは非常に難しい。事後評価の有無に拘わらず、検証可能な指標を設定することも重要と考えられる。

指標の設定では、まず目標が重要であることは既に多くの文献で指摘されている。しかし、JICA も含めたドナー、国際機関の支援では、実現したい目標が曖昧な記述になっていて、指標の妥当性を検討することも困難な場合がある。当該事業で扱う課題を特定し、明確に表現することが第一に求められる。

3) 案件管理における適切な指標の設定

上位目標や波及効果を扱う評価とは違い、LFA による案件管理では、達成の予測可能な成果について管理を行う。このような取り組みでは、法整備（支援）に携わる専門家の持つ知識を活用し、現場の現状に合わせた成果指標の設定がより適切であると考えられる。

一方、法整備の課題の性質から、プロジェクト期間や相手国の状況によっては、一見アウトプットと思われるような過程で終わってしまう案件のあることを認識する必要がある。例えば、法令制定などはその例だが、人材育成等でも、行動変容や成果のレベルを引き起こすための時間とプロジェクト期間との関係を考慮する必要がある。

また、このような段階では、法整備支援分野に特化せず、人材育成、組織能力強化等のテーマを持つ別分野の評価枠組みや手法についても参考にすることが可能と考えられる。その際、定量的な評価だけでなく、課題の性質に合わせた定性的な視点を有効に活用することを検討する必要がある。例えば、人材育成、組織能力向上においては、個人や組織の学習、行動変容について、観察や状況の説明等、定性評価による進捗の把握もあり得る。

形式的主義と実体的主義の融合による国際比較指標の作成が進められているが、「形式」となる部分の検証に加え、「機能」と「実体」を検証し、社会経済へのリーチへ目を向ける必要があり、それぞれの国情や国の発展段階等に応じた適切な指標の選択が求められると考えられる。

(2) JICA 支援における評価の在り方についての提言

1) 支援手法の妥当性、上位の目標達成への貢献を検証する

現状の LFA に代表される事業管理においては、設定したアウトカムレベルの目標に対する支援の貢献度が十分に計測されないこと、従って、手法の妥当性について十分に検証できないという課題が明らかになった。他方で、LFA（JICA における PDM による案件管理）において、課題分析と整理に基づく明確な目標設定がなされていないことから、プロジェクト目標や上位目標達成についての評価が十分にできないことが指摘された。また、上位目標達成については、プロジェクト評価では、インパクト発現と併せて予測に留まることが多い。

つまり、アウトカムと支援の因果関係の考察、上位目標達成に関する評価については、LFA(PDM による評価)で十分に対応できない一方、ログフレーム（PDM）に纏められる明確な目標の設定が重要な要素となる。そのため、①計画段階での課題整理と目標設定の結果としての、ログフレーム（PDM）の適切な作成・運用、更に、②LFA による評価と分けて実施するモニタリング・評価を検討する必要がある。

特に②について、更に、次の点に基づき、評価を充実させることが考えられる。

第一に、現在実施中の JICA の法整備支援では、複数のコンポーネントを包含した内容になっているものが複数ある。また、長期に渡り、スコープを移しながら、支援を行っている事例もある。こうした投入が、法制度の確立と向上にどのように貢献しているか、コンポーネントや前後の支援間のシナジー等にも配慮しながら評価を行うことが必要である。このような評価により、上位の目標達成と投入の関連性、インパクトを検証することが可能と考えられる。

第二に、法曹人材育成の分野など、独自の視点・手法で支援を実施している分野では、手法の妥当性検証について、実証的な研究も含めて評価を行うことも検討に値すると考えられる。この場合は、テーマ別評価の可能性が検討される。

2) 評価実務に関する知識の共有

他機関での事例等でも指摘されているが、LFA 始め、事業成果の計測に十分なツールが適切に使えていない課題がある。これは、手法と課題の親和性というより、計画策定や実施に携わる関係者、ツールを共有する相手国側のツールに対する理解や位置づけの認識に起因すると考えられる。事業内容や状況に見合った評価手法・評価ツールを検討する際に、どのような変化を期待するか、期待していない変化が生じた際に案件管理の枠組みをどう調整するか、については、直接関わる関係者が適切に対応していく必要がある。そのため、案件管理、評価等に関する知識の共有を更に進める必要がある。

第4章 結論

法整備支援に関わる評価の経緯と現状について、他ドナー、国際機関、国際 NGO 等の先行研究、事例を基にレビューしてきた。

法整備支援における事業の効果計測、実証的な検証は、ドナー、国際機関の間での長年の課題であるが、有効な手法が特定されていない。一方で、援助機関の国内・内部の管理に関する政策的な要請から、結果重視主義が法整備の分野にも適用されてきた。しかし、明確な目標と定量的で明確な成果の提示によって特徴づけられる結果重視主義では、法整備支援の持つ特徴と合致した有効な効果の検証ができないことが研究結果だけではなく、後に述べる事例研究にあっても明らかになった。

結果重視主義に基づくパフォーマンス・メジャーメント、法の支配の様々な側面を計測する国際比較指標・指数の開発も進められ、国際機関の事例に見るとおり、こうしたツールのエッセンスはある程度活用されてきていると考えられる。しかし、このような定量手法は、法制度のもつ複雑さや文脈に十分に対応できず、事業レベルで引き起こされる変化への感度、解釈の方法の課題などが指摘され、本来の法整備の効果を実証的に検証するツールとしてはそのままの利用は適切でない。

政策課題を特定し、対処手段を考察し、効果を測定するのに適切なデータの在り方については検討がなされているが、当該国、当該制度、組織に見合った現場レベルのデータの開発が特に重要であることが指摘される。しかし、この分野の取り組みについては、本調査研究では十分な先行事例を特定することはできなかった。

国際機関による事例のレビューと上記プログラム、テーマ別評価の取り組みから考察すると、案件のパフォーマンス・マネジメントツールとしての LFA の利用方法そのものに課題が見られ、案件の成果を十分に捉えられていない懸念があることがわかった。更に、複数の機関のテーマ別評価、事業評価において、法整備支援の評価手法、体制の確立の必要性が指摘された。

他方で、JICA と他ドナーの指標設定の比較においては、目標のレベルの違いを意識する必要がある。特に重要な違いとして、上位目標、プロジェクト目標のレベル感とロジックである。法運用組織支援の事例では、他ドナー案件において、アウトプットとアウトカム間に飛躍がある。JICA の支援では、組織強化におけるアウトカムを、ターゲットである法運用機関・補助機関の職員やその組織の能力向上としている。そのため、評価のパラメーターは、ターゲット人口の能力向上、能力の質、その結果産出される成果、成果の質となっている。

このようなフォーカスの違いから、他ドナー、国際機関の利用する定量指標、パフォーマンス・マネジメントツール、国際比較指標・指数を直ちに利用することが困難であることが指摘される。国際比較指標において、組織能力向上に向けた分野の指標では多くの重要な視点が網羅されていないことが指摘されている。

他ドナー、国際機関等における評価の取り組みが十分でない現状を踏まえ、JICA の事業の性質に見合った評価実績を確立することは意義がある。

以上の分析を受けて、以下の通りの提言について 3 章で述べた。

- ・ 目標体系と事業目標レベルの確認
- ・ 目標の精査
- ・ 案件管理における適切な指標の設定
- ・ 支援手法の妥当性、上位の目標達成への貢献を検証する
- ・ 評価実務に関する知識の共有

JICA の法整備支援の特殊性や目標体系に合致する評価手法の検討は、計画段階での事業コンセプトの明確化、目標と成果の確認から始まる。評価の手法については、JICA 事業のスケール感や分野の性質に基づき、人材育成、組織整備の点から、他分野での事例について教訓を得ることも可能であると考えられる。また、これまで結果重視主義の流れについて、法整備支援への適用の

妥当性が指摘されながら、多くのドナー、国際機関で同様の指標を使った成果の管理を行ってきた。成果管理、成果からインパクトへの連鎖を明らかにする因果関係の特定など、定性データも合わせて活用しながら取り組むための評価枠組みの検討が必要であると考えられる。

ANNEX1 国際比較指標・指数の概要

資料名	Rule of Law Index
作成主体	World Justice Project (WJP)
作成頻度	年1回
カバーする国	97カ国(2012～13年版実績、2010年35カ国、2011年66カ国)
データ作成方法	サーベイ及び専門家に対する質問票調査結果を集計・統計処理によるレーティング、ランキング
Web リンク	http://worldjusticeproject.org/sites/default/files/WJP_Index_Report_2012.pdf

1. 概要

非政府組織の世界正義プロジェクト (WJP) が発行する指標群により法の支配の現状を計測することを目的として、2009年より毎年作成されている。アプローチとしては、司法関連制度や機関についての評価ではなく、法の支配が確立された社会が目指す状況に対して、各国がどのような状況にあるか、司法制度、機関による活動のアウトカムについて計測することを目指している。法で規定されている (“de jure”) だけではなく、法がどのように施行されているか、法に規制されている側がどのような経験を得ているか (“de facto”) について計測する。

2. 指標の構成

法の支配を、次の4つの原則で定義している。①政府と個人の説明責任、②明確で基本的な権利を保障する法の確立、③立法過程・運用・施行の公正、利用可能性の確保、効率性、④能力を有し、倫理的、独立、中立、代表性のある者による時宜にあった裁判(裁き)の実施。この原則に従って、法の支配を具体的に表現する9つの要素を設定し、各要素にサブ要素の指標を設定している(合計48のサブ要素がある)。9つの要素は次のとおり。①政府権力の限定、②汚職の不在、③秩序と安全、④基本的な権利、⑤開かれた政府、⑥法の執行、⑦民事司法、⑧刑事司法、⑨非公式な司法。指標群の構成は、2009年の開始から徐々に変更されてきている。

データは、各国の人口規模第1から第3までの都市においての一般投票 (General Population Poll: GPP) と、認定回答者向け質問票(Qualified Respondents' Questionnaires: QRQ)により収集される。

結果は0(法の支配の低い状況)から1(法の支配の高い状況)の間で指数化され、同じ年の調査であれば、他国との比較は可能。現在発表されているものでは、指数を構成する要素が徐々に変更されているなど、経年比較は実質的に不可能。

GPPの質問票は、仮想のケースにおいて関係者がどのような行動をとると予想されるか、を問う仮想シナリオ、回答者及びその関係者が経験した民事・刑事関連の体験、情報のアクセスや司法関連機関の現状についての認識を問う設問となっている。QRSの質問票では、民事・商法、憲法、労働法、公共衛生のそれぞれについて、仮想シナリオ、制度・機関に関する評価によって構成されている。指標のリストは下表参照。

3. 利用の留意点等

本指数は、アウトカムの計測を目的としていて、複数の手法を駆使して主観性の提言を試みている。2012～13年度版については、カバーする国も多くなっている。但し、指標の構成が過去何度か変わっているため、過去からの実証分析がどの程度可能か不明。

米務省の定める海外開発支援に関する基準指標で、「法の支配」2.1.6でアウトカム指標として利用されている(「民事司法へのアクセス」「効果的な刑事司法」の平均値を利用するとしている)。

表：World Justice Project Rule of Law Indicators

要素	サブ要素
要素1 政府権力の抑制	1.1 政府権力が基本法により定義されている
	1.2 政府権力が立法により効果的に抑制されている
	1.3 政府権力が司法により効果的に抑制されている
	1.4 政府権力が独立監査及び審査により効果的に抑制されている
	1.5 政府職員が違法行為により処罰される
	1.6 政府権力が非政府の監視を受けることが義務づけられている
	1.7 権力委譲が法によって義務づけられている
要素2 汚職の不在	2.1 行政府における政府職員は個人的な利益のために公的権力を利用しない
	2.2 司法府における政府職員は個人的な利益のために公的権力を利用しない
	2.3 警察及び軍に所属する政府職員は個人的な利益のために公的権力を利用しない
	2.4 立法機関における政府職員は個人的な利益のために公的権力を利用しない
要素3 治安と安全	3.1 犯罪が効果的に抑制されている
	3.2 民事係争が効果的に抑制されている
	3.3 市民が個人的な怒りに対して暴力による補償に帰さない
要素4 基本的権利	4.1 平等な対応と差別の不在
	4.2 個人の生活と安全の権利が効果的に保障されている
	4.3 法の適正な手続きと被告の権利
	4.4 発言と表現の自由が保障されている
	4.5 思想と信仰の自由が効果的に保障されている
	4.6 私的な権利に恣意的な介入が効果的に保障されている
	4.7 集会と結社の自由が効果的に保障されている
	4.8 基本的な労働者の権利が効果的に保障されている
要素5 開かれた政府	5.1 法令が公開され、アクセスできる
	5.2 法が安定している
	5.3 政府への申し立ての権利と市民参加
	5.4 公的情報が請求により入手可能
要素6 法の執行	6.1 公的な規制が効果的に執行されている
	6.2 公的な規制が不適切な政府の影響力の行使を受けずに適用、執行されている。
	6.3 行政手続きが非合理的な理由での遅延無しに進められる。
	6.4 行政手続きが適正に実施される
	6.5 政府は適切な補償無しの接收を行わない
要素7 民事司法	7.1 誰もが民事司法にアクセスし費用的に利用が可能である
	7.2 民事司法における差別がない
	7.3 民事司法における汚職がない
	7.4 民事司法が政府の不適正な影響力の行使を受けない
	7.5 民事司法は非合理的な理由での遅延がない
	7.6 民事司法は効果的に執行されている
	7.7 ADRがアクセス可能で公平且つ効果的である
要素8 刑事司法	8.1 刑事犯罪捜査システムが効果的である
	8.2 刑事裁判システムが時宜にかない、効果的である
	8.3 犯罪行為を低減させるための矯正機能が効果的である
	8.4 刑事司法システムが公平である
	8.5 刑事司法システムに汚職がない
	8.6 刑事司法システムに不適切な政府の影響力の行使が行われない
	8.7 被告に対する法と権利に関する適正な手続き
要素9 非公式な司法	9.1 非公式な司法が時宜にかない効果的である
	9.2 非公式な司法が公平で不適切な影響力が行使されていない
	9.3 非公式な司法が基本的な権利を尊重・擁護している

資料名	Judicial Reform Index
作成主体	American Bar Association
作成頻度	不定期
カバーする国	20カ国(2013年)
データ作成方法	専門家サーベイによる数値指標作成
Web リンク	http://www.americanbar.org/advocacy/rule_of_law/publications/assessments/jri/jri_factors.html

1. 概要

本指標は、主に社会主義経済からの移行国における司法システムの移行の達成状況について把握するために作成されたもので、司法改革と司法の独立について計測するものとなっている。2001年に開始後、旧ソビエト連邦諸国や東欧諸国を中心に20カ国で実施されている。国連やEU等国際的な基準に対しての達成度を測るものとなっている。

2. 指標の構成

指標は①質、教育、多様性、②司法権力、③資金、④構造的セーフガード、⑤説明責任と透明性、⑥効率性の6つのカテゴリー、全体で30の要素で構成されている。各構成要素は次の通りである。

カテゴリー	要素
質、教育、多様性	1) 法曹資格と準備 2) 選定・任用基準 3) 継続的法曹教育 4) 少数派とジェンダー構成
司法権力	5) 司法による立法の監視 6) 司法の行政に対する監視 7) 市民の自由に対する司法の権限 8) 上訴監視のシステム 9) 不服従、召還の執行
資金	10) 予算措置 11) 司法職の給与水準の適切さ 12) 裁判所等建物 13) 司法職の安全
構造的セーフガード	14) 保証された任期 15) 客観的な昇進のクライテリア 16) 司法職の公的な行為に関する免責 17) 裁判官の排除と規範 18) 担当案件の割り振り 19) 法曹に関する協会
説明責任と透明性	20) 司法の決定と不適切な影響 21) 倫理綱領 22) 司法行為に関する苦情処理 23) 公共とメディアの審理へのアクセス 24) 判決の公表 25) 裁判記録の保存
効率性	26) 裁判所支援人員 27) 新規司法職の設置 28) 判例と追跡のシステム 29) コンピューターと事務機器 30) 現行法の配布と分類

専門家による現地踏査、関係者へのヒアリング、文書の確認等によって、指標では各要素のうち最終的な進捗結果に関連が見られるものを“positive”、見られないものを“negative”、関連性が一部指摘されるものについて“neutral”とし、更に動的な点で、向上、悪化、停滞の記号を付している。

3. 利用の留意点等

本指標は、広範な点について詳細に情報収集・分析した上でレーティングしている。詳細な情報や分析の背景についても述べているため、対象国の状況を理解するのに参考になる。他方、定期的に多くの国を対象に行っている訳ではないことから、モニタリング・評価等で時系列による分析に利用することは難しいと考えられる。

資料名	Vera Atlas
作成主体	Vera Institute of Justice
作成頻度	2008年に第1回試行
カバーする国	4カ国4都市
データ作成方法	一般、専門家サーベイ、二次データ、行政文書、法令、ケーススタディ等を利用した評価結果による数値指標作成と実数データ並記
Web リンク	http://www.altus.org/#

1. 概要¹

法の支配を計測する新たな指標開発に向けたプロジェクトで、60の法の支配に関する指標を設定し、インド（チャンディーガル）、ナイジェリア（ラゴス）、サンチャゴ（チリ）、アメリカ（ニューヨーク）で試行調査を実施し、その結果を纏めている。

2. 指標の構成

指標策定のアプローチは、以下を原則としている。①指標でなく、アウトカムから検討する、②アウトカムをバランスのとれた指標群（Basket of Indicators）で計測する、③指標の望ましい方向性に対する感度分析を行う、④弱者の経験を抽出できるような指標を設計する、⑤「屈折したインセンティブ」²を回避する、⑥単純で一番安価な方法を使う、⑦ステークホルダー間での指標への信頼性を得る、⑧大部分の人々が納得できる指標を設計する。また、指標は、法の支配の現状から人々が体験する現状を捉える「アウトカム」である必要があり、また、短期間の変化に敏感に対応して結果を提示できること、実証分析が可能なものであることが必要であるとしている³。

提案された指標は、透明性、参加、行政におけるバイアス、会社設立・営業許可と政府との調達・契約に関するバイアス、法施行におけるバイアス、警察、司法、非政府/非公式裁定機能、刑務所、情報/認識、説明責任、法的代表性、関与（人々の司法機能への平等な関与）の13のバスケットに整理されている。全体で60の指標が設定された（指標は下表参照）。

データ入手先として、一般サーベイ調査、専門家サーベイ、他の調査によるデータ、行政文書、法令、第三者による人権状況等に関する報告、ケーススタディと観察により収集した。一般サーベイの手法は調査地点により様々で、サンプルサイズも250程度から2000までの幅がある。

3. 利用の留意点等

本指標は試行段階のもので、経年比較や広く国際比較ができるものではない。調査では、各指標についてはおおむね適切であると評価している一方、各指標についての基準点の設定をしていないため、ある数値が「良好」と判断されるのか「要改善」と判断できるのか、明確でない。このため、本プロジェクト収集のデータによる信頼可能なバスケットレベル、更には、法の支配の現状についての総合判断は不可能としている。本稿には、各調査地点での、各バスケットの調査結果サマリーを掲載し、各バスケットを肯定的な状況、課題の可能性が指摘される状況、結論が出せない状況の3つに分類している。

¹ Vera Institute of Justice (2008) Developing Indicators to Measure the Rule of Law: Global Approach-A Report to the World Justice Project

² 屈折したインセンティブ(perverse incentive)とは、非生産的な態度を引き起こす指標 (p.7)

³ この内容は前項の Vera Institute of Justice (2003)における原則と同一。

表：Vera Institute of Justice Vera Atlas

項目 (Baskets)	指標	使用するデータ
I. 透明性	(1) 適切な時期のヒアリング実施、および法を主要言語で公開。	行政データ、文書、法令
	(2) 「実際」の法的手続き状況を市民に伝える努力を真摯に行っている。	行政データ、文書・法令、専門家サーベイ
	(3) 法の施行プロセスは透明性があると市民が考えている。	専門家サーベイ、一般サーベイ、二次的調査データ
II. 参加	(4) 法の改正が提示・議論される場に、市民の一員が参加。	行政データ、ケーススタディ/観察、書類および司法、専門家サーベイ、報道レビュー、一般サーベイ
	(5) 市民が法の草案について意見を述べるもしくは投票する機会がある。	行政データ、ケーススタディ/観察、書類および司法、専門家サーベイ、報道レビュー、一般サーベイ
	(6) 金銭的誘因なしで、地方政府職員に会うことが出来る(もしくは何らかの方法で有益なコンタクトがとれる)。	行政データ、ケーススタディ/観察、書類および司法、専門家サーベイ、報道レビュー、一般サーベイ
	(7) 司法に与える市民の影響に関する専門家の意見。	専門家サーベイ
	(8) 市民団体は司法に与える影響力について信頼を持っている。	専門家サーベイ
III. 行政における差別	(9) 法的に、個人の経歴・背景に関わらず、運転免許を申請できる。	文書・法令
	(10) 運転免許取得費用は、所得の中央値。	行政データ、文書・法令
	(11) 賄賂を渡すことなく、適切な電気の供給を受ける事ができていると考える市民の割合。	専門家サーベイ、一般サーベイ、二次的調査データ
	(12) 小企業経営権取得のための、申請から取得までの平均必要期間。	行政データ、専門家サーベイ、一般サーベイ
IV. 会社設立許可、公共事業契約における差別	(13) 公共事業契約を締結するに当たり、透明性があり公開された入札プロセスがある。	文書・法令、報道レビュー、一般サーベイ
	(14) 会社設立許可および公共事業契約における賄賂横行状況についての専門家意見。	専門家サーベイ
	(15) 全ての調達結果を、政府が公開している。	文書・法令、専門家サーベイ
V. 執行における差別	(16) 警察の職務質問、捜査の状況(主要なグループ別データ)	一般サーベイ、二次的調査データ
	(17) 窃盗および重大犯罪における刑(社会経済ステータス別)	行政データ、二次的調査データ
	(18) 刑が執行された割合(社会経済ステータス別)	行政データ
	(19) 政治または抑圧の手段として逮捕が使用されているかに関する専門家の意見	行政データ
	(20) 警察の汚職に関する市民の認識	一般サーベイ、二次的調査データ
VI. 警察	(21) 警察の公平性に関する市民の認識	専門家サーベイ、報道レビュー、一般サーベイ、二次的調査データ
	(22) 能力、業績による警察官の昇進	行政データ、文書・法令、専門家サーベイ
	(23) 警察官の初任給の世帯および個人の収入の中央値に対する割合	行政データ、文書・法令、専門家サーベイ
	(24) 警察の殉職	行政データ、文書・法令、専門家サーベイ
	(25) 説明責任の機能に関する意見	行政データ、文書・法令、専門家サーベイ
	(26) 警察もたらされた訴えのうち解決した割合	行政データ、文書・法令、専門家サーベイ
VII. 司法	(27) 小額賠償請求を含む全ての民事事件の割合	行政データ、文書・法令、専門家サーベイ
	(28) 司法は独立していると認識されている	行政データ
	(29) 政府は司法の決定を覆さない	専門家サーベイ、一般サーベイ
	(30) 裕福な地域と貧困地域の対人口比裁判官数	行政データ
	(31) ジェンダーによる暴力事件を扱う特別な手続きの有無	行政データ、文書・法令、専門家サーベイ
	(32) 貧困層が重犯罪において裁判を要求できるか	文書・法令、専門家サーベイ

項目 (Baskets)	指標	使用するデータ
VIII. 非政府またはインフォーマル司法メカニズム	(33) 社会経済ステータス別の判決、棄却の一貫性	行政データ、ケーススタディ/観察、
	(34) 非政府、インフォーマルな裁判メカニズムの公平性における市民の認識	専門家サーベイ、一般サーベイ
	(35) 確認可能で一貫性をもって用いることのできる、明文化・非明文化された基準がある	ケーススタディ/観察、文書・法令
	(36) 男性と比較して、非政府システムを使う女性の割合	専門家サーベイ、一般サーベイ、二次的調査データ
	(37) 非政府またはインフォーマルな司法メカニズムによる権利の乱用に関するNGO報告	ケーススタディ/観察、文書・法令、NGO報告書
	(38) 上訴する権利	ケーススタディ/観察、文書・法令、一般サーベイ
	(39) 非政府またはインフォーマルな司法メカニズムに対する市民の考え	専門家サーベイ、一般サーベイ
IX. 刑務所	(40) 拘束具を刑罰として用いてない	行政データ、文書・法令
	(41) 拘束具の刑罰としての利用に関する、受刑者の出所時の調査	行政データ、専門家サーベイ
	(42) 市民的な刑務所監督機関は、迅速に刑務所にアクセスできる	文書・法令、専門家サーベイ
	(43) 囚人一人当たりの医療スタッフ人数	行政データ、二次的調査データ
	(44) 看守の初年給、対その地域の所得の中央値	行政データ、文書・法令
	(45) 刑務所での拷問に関するNGO報告	文書・法令、NGO報告書
	(46) 刑務所の混雑状況	行政データ、二次的調査データ
X. 情報と意識啓発	(47) 市民が犯罪の通報手順を理解している	一般サーベイ
	(48) 警察署に主要な言語で通報手順に関する情報が用意されている	ケーススタディ/観察、NGO報告書、一般サーベイ、二次的調査データ
	(49) 無料の法律相談がある	行政データ、文書・法令、専門家サーベイ
XI. アクセシビリティ	(50) 犯罪の警察への通報が24時間以内に行けると考える市民の割合(地域・社会経済ステータス別)	一般サーベイ
	(51) 警察の巡回実施状況の違い(地域・社会経済ステータス別)	行政データ、二次的調査データ
	(52) 犯罪の警察への通報が賄賂なしで行けると考える市民の割合	一般サーベイ
	(53) 通報すると警察が対応すると考える女性と男性の割合	専門家サーベイ、一般サーベイ
XII. 法的代表性	(54) 少なくとも1回は法的な代理人による審問を経た被告のうち、実刑判決が出た者の割合(社会経済ステータス別)	ケーススタディ/観察、文書・法令
	(55) 法的な代理人専門認証機関の存在(社会経済ステータス別)	行政データ、文書・法令
	(56) 主要言語の裁判通訳者が審問時に配置されている	行政データ、文書・法令、専門家サーベイ
XIII. 関与	(57) 貧困な被害者が関与している公判の割合	行政データ
	(58) 警察によって捜査が行われた犯罪の通報の割合(社会経済ステータス、ジェンダー、通報の割合別)	行政データ、一般サーベイ
	(59) 強姦の非通報に関する専門家の意見	専門家サーベイ
	(60) 犯罪の通報件数に対する逮捕件数(地域・経済社会的ステータス別)	行政データ、二次的調査データ

資料名	The Cingranelli-Richards (CIRI) Human Rights Dataset
作成主体	CIRI Human Rights Data Project
作成頻度	2012 年より年 1 回
カバーする国	202 カ国(2013 年)
データ作成方法	二次データ利用した専門家によるレーティング
Web リンク	http://www.humanrightsdata.org/index.asp

1. 概要

アメリカ・国務省の「人権状況に関する国別報告書 (Country Report on Human Rights Practices)」、アムネスティ・インターナショナル発行の年次報告書を元に、様々な関連するデータを基に専門家が点数化する。主に人権状況に関するデータをカバーしているが、司法の独立性についての指標が一つ設定されている。

2. 利用の留意点等

米国務省の定める海外開発支援に関する基準指標で、「法の支配」2.1.7 でアウトカム指標として利用されている (“Physical Integrity Rights Index” (拷問、政治的理由での投獄等)、“New Empowerment Index” (国際移動、発言、結社・集会、選挙等の自由) の双方の複合指数を利用している)。

司法の独立については、一つの指標が設定されているだけで、司法の独立に関わる様々な側面を計測することはできない。

資料名	World Governance Indicators
作成主体	Kaufmann, Daniel, Aart Kraay, Massimo Mastruzzi
作成頻度	年 1 回(1996、98、2000 年、2002 年から年 1 回)
カバーする国	213 カ国(2013 年)
データ作成方法	二次データ利用した複合指数
Web リンク	http://info.worldbank.org/governance/wgi/index.aspx#home

1. 概要

本指標はガバナンスを、①国民の声と説明責任、②政治的安定と暴力の不在、③政府の有効性、④規制の質、⑤法の支配、⑥汚職の抑制の 6 分野に分けて指数を算出している。法の支配分野は公共政策に携わるものが当該社会の法におく信頼、規則の遵守の度合いの認識を捉えた概念であり、特に契約履行、所有権、警察、裁判所といった機関の質・状況、犯罪や暴力の現状などを含むとしている。また、法整備に関連する分野として、規制の質がある。これは、当該政府が、民間セクター開発を許容、促進する政策・規制を、策定及び実施する能力について捉えた概念である。

2. 指標の構成

ガバナンスを定義する 6 つの分野ごとに各種統計・指数を統計的な処理を行い統合化したもの。利用するデータは、ガバナンスに関して各種機関が作成した 31 のデータセットであり、各分野で、ベルテルスマン財団の改革指数 (BTI)、トランスパレンシーインターナショナルの汚職度バロメーターといった様々なデータの中の関連する指数を抽出し、統合し、指数化している。

利用するデータは、市民、企業の認識・経験等について調査したサーベイ、ビジネスリスク等に関する民間の情報サービス、サーベイや専門家の評価等を纏めた NGO による報告書、国際金融機関や各国政府の作成する調査報告書等を利用して、主にアウトプットを対象としているといえる。

3. 利用の留意点等

本指標は、技術的な特徴から、誤差が大きく、あまり大きな変化が生じないと考えられるスパンでの時系列比較や数値に大きな差のない国通しの比較には向かないとされている。また、関連する指標を統合しているので、全体的な傾向はつかめるが、詳細で具体的な傾向を知ることはで

きない。

資料名	Global Integrity Reports
作成主体	グローバル・インテグリティ(Global Integrity)
作成頻度	年 1 回(2004 年、2006 年から年 1 回)
カバーする国	33 カ国(2012 年)
データ作成方法	インテグリティスコアボードは、専門家による数値化。なお、2010 年から全体的な評価を示す Global Integrity Index の作成を中止している。
Web リンク	https://www.globalintegrity.org/downloads/

1. 概要

インテグリティスコアボードは各国の専門家によって作成された 300 の指標を合算し、各国の別の研究者による相互評価を経たもの。このほか、報告書には、汚職に関する政治的・歴史的な流れを米国の研究者が執筆し、「汚職タイムライン」としてまとめたもの、各国在のジャーナリストが作成し、相互評価を受けた「記者のノート (Reporter's Notebook)」を掲載する。

インテグリティスコアボードは、①公的な公正さを維持する機能（公的な説明責任の促進と汚職を抑制する法制度等）、②公正さを維持する機能の有効性、③機能への市民のアクセス——について明らかにするもので、2011 年から 6 つのメインカテゴリーと 23 のサブカテゴリーに分類される指標によって示される。メインカテゴリーには、①非政府組織、公共情報とメディア、②選挙、③政府における利益相反のセーフガード、チェックアンドバランス、④行政と職業意識、⑤政府に対する監視と統制、⑥反汚職法的枠組み、司法の独立、法の執行に関する職業意識となっている。

指数の構成として、サブカテゴリー下に設けられた設問が有り、各設問に、「法令では～の規定がある」「実際には～されている」という、“de jure”、“de fact”の指標を両方設定している。司法の独立、司法へのアクセスでは、「司法は他の公共権力に独立して活動できるか」「裁判官は汚職案件を扱う際には安全を確保されているか」「市民は司法セクターに平等なアクセスを確保されているか」等の設問、更に、法令と実際の場合に双方に、更に具体的な設問が設けられている。

また、近年、「地域インテグリティ・レポート」を作成し、特定地域についての調査/分析も行っている。

2. 利用の留意点等

上述の通り、「司法の独立」についても、“de jure”、“de fact”双方の視点が盛り込まれているが、他方、詳細な点にブレークダウンがないため、汚職対策以外の特定の分野のモニタリング・評価には利用が向かないと考えられる。

資料名	Country at the Cross Road
作成主体	Freedom House
作成頻度	年 1 回(2008、2009 年は調査なし)
カバーする国	2012 年は 72 カ国。2011 年までは約 30 カ国をカバー。
データ作成方法	専門家によるレーティング
Web リンク	http://www.freedomhouse.org/report/countries-crossroads-2012/methodology#.UwLZRvI_uT8

1. 概要

説明責任と市民の声、市民の自由、法の支配、反汚職と透明性の 4 つのテーマがについて、サブカテゴリーが全 17、更にサブカテゴリーごとに設問が設けられている（全 75 設問）。各設問に 0 から 7（0 が最低、5 が効果的な機能としては最低限のレベル）で点数付けを行い、これをまずサブカテゴリー単位で足し上げ、更に全体のスコアを出す。また、併せて、各国の状況に対する専門家によるアセスメントレポートを併せて掲載する。

法の支配では、司法の独立性、民事及び刑事における法の支配の優位の確認、治安部隊と軍の

文民当局に対する説明責任、所有権の保護を扱う（設問は表を参照）。

2. 利用の留意点

カバーする国に限られることと、テーマ別の複合指数であることから、アウトカムレベルのモニタリング・評価への利用には向かないと考えられる。

表：Country at the Crossroads Rule of Law Questions

3.a. 司法の独立性	
i.	司法の独立性（全般）：司法に独立性・公平性があり、差別がないか（経済的・政治的・宗教的影響の有無）
ii.	介入への防御：裁判官は立法・行政機関からの介入をうけていないか。
iii.	コンプライアンス：立法・行政機関、およびその他の政府機関等は、正当な裁判見直しの手続きを踏んだ場合を除き、裁判結果にしたがっているか。
iv.	任命・解任：裁判官は公正で偏見なく任命、昇進、解任されているか。
v.	研修：公正で偏見なく司法を行えるように、適切な研修をうけているか。
3.b. 市民および犯罪における司法の優位性	
i.	無罪の推定：法的小よび実質的に、有罪が確定するまで被告は無罪であるという推定のもと起訴されているか。
ii.	適法手続き：市民は、適切なタイミングに公正で公的なヒアリングを、有能・独立・公正性をもった法廷によって受けているか。
iii.	弁護士依頼権：市民は独立性を保った弁護人に依頼する権利を有し、弁護を依頼しているか。
iv.	検察の独立性：検察官は政治的方策・影響を受けていないか。
v.	公務員の訴訟：公務員および政府関係者の職権の乱用やその他問題行動が裁かれているか。
3.c. 市民社会に対する治安部隊・軍隊の責任	
i.	治安部隊に対する民主的文民統制：警察、軍、情報機関、および国内治安部隊に対して、司法・行政・立法機関を通じた、効果的で民主的な文民統制がなされているか。
ii.	政策決定過程への干渉：警察、軍、情報機関、国内治安部隊は、政策決定過程への介入・参加を控えているか。
iii.	賄賂に対する責任：警察、軍、情報機関、国内治安部隊は、個人的利益の為の職権乱用に対して責任を有しているか。
iv.	人権侵害に対する責任：警察官、軍人、情報機関員、国内治安部隊員は、人権を尊重し、人権侵害に対して責任を有しているか。
3.d 財産権の保護	
i.	法的財産権：国は全ての人々に、個人財産または共有財産を有する権利を与えているか。
ii.	契約履行：国は適切な財産権および契約履行を確保しているか。
iii.	国は、独断的もしくは不公正な財産剥奪から市民を保護しているか（例えば、国が、政策実行若しくは経済活動の為に、不正に財産を取り上げて政府利用していないか）。

資料名	Index of Economic Freedom
作成主体	Heritage Foundation
作成頻度	年1回
カバーする国	186カ国(2014年版)
データ作成方法	二次データを利用した複合指数
Web リンク	http://www.heritage.org/index/ranking

1. 概要

ヒト、モノ、カネの移動の自由など、経済活動における自由度を測定する。指標は10の定量的・定性的要素から構成され、次の4つのカテゴリーに分類される①法の支配（私有財産の保護、汚職度合）、②制限された政府（税負担割合、財政支出）、③規制の効率性（ビジネスの自由、労働の自由、物価の安定）④自由市場（貿易の自由、投資の自由、銀行取引の自由）。特に法の支配における私有財産の保護では、法律の効力、司法の独立性、汚職の有無、また契約を履行させる法

執行能力を計測する。

2. 指標の構成

法の支配における私有財産の保護については政府の保護、裁判所手続きの効率性、法執行能力、汚職の4要素がその度合により11段階（0～100スケール）で評価される。一つの指標に4要素を取り込んだ複合指標となっている。例えば70点、80点のいずれのクライテリアにも該当しない場合は、間を取り75点の評価を下す場合もある。情報ソースはエコノミスト誌の投資、技術供与、貿易、規制などの諸条件に関する総合情報をまとめたCountry Commerce 2009-2012や米国商務省発行のCountry Commercial Guide 2009-2012、国務省発行のCountry Reports on Human Rights Practices 2009-2012などが挙げられる。経済活動における汚職度合を測る指標についてはTransparency International's Corruption Perceptions Index 2011 (CPI)も活用したのとなっている。

規制の効率性におけるビジネスの自由については起業、操業、廃業の容易さにおける10要素、労働の自由では賃金レート、雇用・解雇のルールなどにかかる6要素、貿易の自由では関税率、関税障壁の状況などからそれぞれ評価を行っている。情報ソースは世界銀行のDoing Business 2013指標、エコノミスト誌のCountry Commerce 2009-2012、米国商務省のCountry Commercial Guide 2009-2012などとしている。

3. 利用の留意点等

複合指数であるが、所有権に関する現状に特化した場合、利用が可能である事もありうる。他方、ビジネスの自由については、他のデータを活用したものであり、事業評価における利用の可能性は低いと考えられる。

資料名	Bertelsmann Transformation Index
作成主体	Bertelsmann Stiftung(ベルテルスマン財団)
作成頻度	年1回(2003年、2006年から隔年)
カバーする国	128カ国(2012年)
データ作成方法	複合指数
Webリンク	http://www.bti-project.org/index/

1. 概要

政治及び経済改革の2部からなる「状況指数 (Status Index)」と、「改革運営指数 (Management Index)」の2種類から成り、状況指数の政治的改革に5、経済的開発7、改革運営指数に5のクライテリアを設置している。このクライテリアには、更に設問が設置され、各専門家の評価を0から10のスケールで評点をつける。

各国専門家（当該国出身者）によって作成された定性的な報告書に基づき点数化を行う。その後、各国に対する外国人専門家によるレビュー、地域ごとの調整等を行い、主観性を限定していく。

2. 指標の構成

状況指数には、政治的改革に5クライテリア18設問（国家のアイデンティティ、政治的参加、法の支配、民主的制度の確立、政治及び社会的統合）、経済的開発に7クライテリア14設問（社会経済開発のレベル、市場と競争の構造、通貨と価格安定、私的所有権、社会福祉体制、持続可能性）が設置され、改革運営指数には5クライテリア17設問、3つの定量データ（民主化の難易度、運営能力、資源活用効率、合意形成、国際協力）を利用している。各データはクライテリアごとに統合されるため、各設問の指数を見ることはできない。他方、国別レポートでは、各設問にほぼ対応する専門家による定性的な評価結果を見ることができる。

法の支配については、「国家権力におけるチェックアンドバランスと国民の権利の確保」と定義していて、設問は、権力分立、司法の独立性、公職者の権力濫用に対する訴追、懲罰のレベル、人権保護・侵害の場合の補償に関する4点となっている。

経済的改革の市場と競争の構造については、公正な競争の確保に向けた明確なルールが存在や

市場の状況など、法整備に関連する事項も含まれる。但し、最終的な指数には、このほか、貿易の自由度、資本市場の確立度も含まれる。私的所有権についても、法整備との関連性が指摘される。私的所有権に関する制度確立と施行の有効性、民間企業の操業の補償についてカバーしている。

3. 利用の留意点等

指数を構成する各項目についての結果は専門家レポートの記述に限られるため、指数そのものをモニタリング・評価等に利用する場面は限られると考えられる。他方、専門家レポートと併せて背景理解等の情報ソースとしては利用可能と考えられる。

資料名	Doing Business
作成主体	世界銀行、国際金融公社(IFC)
作成頻度	2004年、2006年から年1回(最新:2013年)
カバーする国	185カ国(2013年)
データ作成方法	専門家サーベイによる数値指標作成とランキング
Web リンク	http://www.doingbusiness.org/~media/GIAWB/Doing%20Business/Documents/Annual-Reports/English/DB14-Full-Report.pdf

1. 概要

Doing Business では、ビジネスに関わる規制の煩雑さ、コストと時間、所有権の法的な保護状況、労働法規制に関する現状を表すことを目的としている。

2. 指標の構成

起業、建設許可の取得、電気の加入、不動産登録、融資受け取り、納税、国境を越えた貿易、契約の履行、投資家の保護、破産処理、労働者の雇用の各項目について、複数の指標を設定し、各指標は、実際に係る手続の数、コスト、費用等について数値で表現している。データの作成は、ビジネス操業環境に関わる11の指標群について、それぞれの項目に知識を有する調査対象各国の弁護士、コンサルタント、会計士、フォワードナー、政府関係者等に対して、指標の項目をカバーする特定のシナリオに基づき、質問票による数値のサーベイを行う。この結果を現地踏査等により確認する。

3. 利用の留意点等

実際にビジネスが経験する事について対応しているアウトカム指標といえる。シナリオ、調査対象は各国の第1の経済規模の都市としているため、必ずしも各国の大部分の現状を反映したものではないことに留意する必要がある。全体的に規制を対象としているため、当該分野での法整備の結果が反映されることは考えられる。複合指数化していないため、関連する項目を個別に比較が可能である。特に関連深い指標として、次のような点が考えられる。

投資家保護	<ul style="list-style-type: none"> ・ ディスクロージャー指数 (関係者の取引に関する情報の透明性) ・ 少数派株主の経営者の責任追及 (経営者負担指数) ・ 少数派株主の訴訟の容易さ指数 (株主の経営責任者の責任追及)
契約の履行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 裁判を通じて契約履行を要求する際に必要な手続 ・ 手続を完了させるためにかかる時間 ・ 手続を完了させるために必要なコスト

資料名	Enterprise Survey
作成主体	国際金融公社(IFC)、世界銀行、欧州復興開発銀行など
作成頻度	3～4年に一度(国、地域による)
カバーする国	120カ国
データ作成方法	製造部門およびサービス部門の2種類の質問票を使用し、セクター別に分類された民間企業に対し調査。結果を集計・統計処理によりレーティング。
Web リンク	http://www.enterprisesurveys.org/

1. 概要

本調査は民間企業の製造部門とサービス部門を調査対象とし、金融アクセス、汚職、ビジネスインフラ、犯罪、競争、実績測定など多岐に亘るデータ収集を通じ、各国におけるビジネス環境に係る現状を表すことを目的としている。2002年からデータ収集が開始され、2005年からは全世界的サーベイメソッド(Global Methodology)が適用されている。この手法により、現在までに約120カ国、73,000以上の企業を対象に調査が実施されている。

2. 指標の構成

規制・税制、汚職、犯罪、インフォーマルセクター、ジェンダーバランス、財務、ビジネスインフラ、革新とテクノロジー、貿易、従業員、企業のオーナーシップ、企業活動に対する障害の12項目について複数の指標を設定している。各指標には複数の評価設問が設けられ、評価設問に対する回答は全て数値化される。また、サーベイでは企業の規模、所在地、産業セクター、経営者のジェンダーバランス、売りに占める輸出の割合、外国資本比率に対し回答を求めている。設問は、調査対象国のより実体的なビジネス環境分析を目的とした構成となっている。各指標のうち、法整備支援に関連性の高いものを下記に抽出した。

表：Enterprise Survey List of Indicators

規制・税制	
・	税務官への平均訪問回数ないし税務官との平均協議回数
・	操業許可証発行準備日数
・	建築許可証発行準備日数
・	輸入許可証発行準備日数
汚職	
・	税務官との協議機会を作るために贈物をするにしている企業の割合
・	電気水道等ビジネスインフラ整備および各種許可証発行促進など何らかの見返りのために官吏に贈物をするにしている企業の割合
・	政府との契約締結のために官吏に贈物をするにしている企業の割合
・	政府との契約のために想定している贈物の値段（契約額に対する割合）
・	裁判システムが公正、公平で汚職が無いと信じている企業の割合
・	汚職の深度（贈物や賄賂が要求された公共取引の割合）
・	汚職発生率（賄賂の要求を経験した企業の割合）
犯罪	
・	警備に対する支出のある企業の割合
・	盗難や破壊による損害額（年間売上に対する割合）
・	防犯対策費（年間売上に対する割合）
・	盗難により損害を被った国内市場向けの製品（製品価格に対する割合）
・	盗難や破壊による損害を受けた企業の割合

3. 利用の留意点等

民間セクターの操業環境について、民間セクターの経験を調査している点から、関連する分野の支援であれば利用が可能。但し、調査は3～4年に一度であり、プロジェクトサイクルと合致す

るかどうかによって利用可能性が変わる。法制度と民間セクターの関わりでは、規制や許認可への対応が中心である。法整備分野では、汚職、安全等、インパクトレベルの状況を反映した項目が多く、事業評価での利用可能性は限られるとも考えられる。

ANNEX-2 他ドナー、国際機関の事業目標体系と事業評価

1) 世界銀行(世銀)

世銀では、プロジェクト開発目標 (PDO) を開発に向けた介入によって実現される特定機関・組織、グループへの利益であるとし、設定に当たっては、国別援助戦略 (Country Assistance Strategy: CAS) に対しての貢献についての関連性の説明を求められる。また、プロジェクト実施途中でも計測可能な目標として中間アウトカム (Intermediate Outcome) を設定している。本件調査研究では、この双方をアウトカムとして分析に含めたが、上位目標といえる CAS については言及していない。また、事例を見てみると、中間アウトカムの位置づけが明確ではなく、アウトカムというよりアウトプットとして設定していると考えられる例もあった。

事業評価については、事業終了時に終了時報告書 (Implementation Completion Result Report: ICR) が作成され、独立評価グループ (Independent Evaluation Group) によるレーティング等の検証を受ける。内容は計画と実績の比較、アウトカムの達成度 (プロジェクト開発目標、Project Development Objective: PDO) の達成度について評価する。また、終了時評価では、モニタリング・評価の実施状況と課題、パフォーマンス・マネジメントを行うための目標設定や指標の適切性についても分析を行う。その後、約 4 案件に 1 件程度 IEG による事後評価が実施され、プロジェクト・パフォーマンス・アセスメント報告書 (PPAR : Project Performance Assessment Report) が作成される。この報告書では、アウトカム、制度面へのインパクト、持続性について評価を行う。¹

2) アジア開発銀行 (ADB)

ADB の事業計画における上位目標は、ゴール (Goal)、長期的目的 (longer-term objective) ともいわれ、セクター、サブセクター、時には国家レベルの目的を指す。インパクトは広範なスコープとプロジェクト終了後の時間的に中・長期的な時間 (3~10 年以上) を経た段階を指し、プロジェクト以外の様々な要素に影響される。ADB の事業体系の中では、ゴールは国別支援戦略 (Country Partnership Strategy: CPS) とプロジェクトのつながりを示すものであり、CPS の一つを対象とする。プロジェクト・アウトカムは、当該プロジェクトが終了時に達成することを意図する事柄であり、プロジェクトが取り組もうとする開発課題について明確にする。プロジェクトの性質、アウトプットのスコープを含む記述とする。アウトプットはプロジェクトのスコープの中で生み出す物理的、具体的なモノ、サービスである。アウトプットは、アウトカムを産出するのに必要なものでなくてはならず、関係を明確にする必要がある。²

ADB による事業評価では、終了時にプロジェクト完了報告書 (Project Implementation Completion Report) または技術協力終了報告書 (Technical Assistance Completion Report: TCR) を作成する。また、プログラムレベルでも終了報告書を作成する。技術協力に関する TCR は、公開されている内容については、簡潔に纏められていて、プロジェクト計画、指標等の詳細な分析内容を確認することはできない。³

3) 国連開発計画 (UNDP)

UNDP の事業におけるアウトカムは、①国連開発援助枠組み (United Nations Development Assistance Framework: UNDAF)、②各機関または国別プログラムレベル別の 2 種類のアウトカムがあるとしている。他方、アウトプットは、短期的なプロジェクトや非プロジェクト等、開発への取り組みの結果であり、決められた時間の枠組みのなかで(通常 5 年以下)提供された資源を利用して達成されるものである。⁴

UNDP では、本部の評価室 (Evaluation Office) による独立評価、国別プログラム評価 (Assessments of Development Assistance)、各国の事務所への権限移譲による各国事務所での評価があり、プロジ

¹ 世銀ウェブサイト、URL:

<http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/PROJECTS/0,,contentMDK:20120731~menuPK:5068121~pagePK:41367~piPK:51533~theSitePK:40941,00.html>

² ADB, 2007, Project Performance Management System: Guidelines for Preparing a Design and Monitoring Framework (Second Edition), pp.30-32

³ ADB ウェブサイト、URL: <http://www.adb.org/projects/cycle>

⁴ UNDP(2009), Handbook on Planning, Monitoring and Evaluating for Development Results

ェクト及びアウトカム評価は後者が行う。

UNDP の定義における「アウトカム」は、当該国における国連機関による開発戦略（UNDAF）であり、事業レベルのアウトプットも比較的高次である。アウトカム評価では、主に、UNDP のアウトカム達成における貢献、UNDP のパートナーシップ戦略の評価、アウトカム達成における障害、教訓の抽出などを目的としている。重点はアウトカム評価にある。UNDP のアウトカム評価では、まず、プログラムのロジックに沿って、プログラムの事業とアウトカムの因果関係のロジックを確認する。また、アウトカム達成に対するプログラムの貢献を分析することとしている。分析は、厳密なインパクト評価ではなく、次のような点に留意してアウトカムの状況への UNDP プログラムの貢献を考察する。①UNDP の支援の特性を明らかにする、②アウトカムモデルの説明、アウトカムレベルの中での相手国政府、その他の活動の扱い、③UNDP による付加価値の説明、④「プログラム前と後」の適用（UNDP 支援前の状況と UNDP 支援によってもたらされた変化）、⑤国内外の他の事例との比較、⑥もし可能であれば、反事実的な条件での検証。⁵

一方プロジェクト評価は、プロジェクト評価は相手国との間で規定がない限り義務化されていない。主にインプット、活動とアウトプットの関係、可能であれば、アウトプットとアウトカムの関連性についても考察する。⁶

4) 米国国際開発庁 (USAID)

USAID の目標体系は、上位から戦略目標 (Strategic Objective)、中間成果 (Intermediate Result)、活動目標 (Activity Result) の順で設定されている。戦略目標は各事務所が目指す最も高いレベルのゴールであり、5～8 年の戦略枠組みの中で発現することを想定している。中間成果は、戦略目標より低位にあるが、活動から戦略目標を繋ぐために重要な成果である。戦略目標を達成するためには中間成果を産出する必要がある。このうち、中間成果指標について扱っている⁷。法整備分野に関する前項で挙げた戦略目標は、国務省との間で決められ、下位目標までの構造が示されている。

⁵ UNDP(2011) Outcome-Level Evaluation: A Companion Guide to the Handbook on Planning Monitoring and Evaluating for Development Results for Programme Units and Evaluators

⁶ 同上

⁷ 目標指標の定義は次の通り。 戦略目標指標(Strategic Objective indicators): 具体的な効果を産出する中でも、最も野心的な目標の管理に向かって設定され、業績報告で要求されるもの。中間結果指標 (Intermediate Result Indicators) : 下位の目標達成に向けた業績を追跡するために利用される。活動指標 (Activity indicators) : 特定のプログラム活動の実施状況の追跡に利用される。

ANNEX3-1 国際機関の法整備案件事例

事業実施機関		世界銀行				
評価対象事業名		Georgia Judicial Reform Project				
事例概要	事業領域又はテーマ	法運用組織の機能強化、リーガルエンパワーメント、人材育成				
	JICA開発/中間目標	2.1 司法省および関連機関の機能強化 2.2 経済法分野の法令の運用を担う組織の機能強化 2.3 民事・刑事・行政事件を扱う組織の機能強化 3.1 市民社会の法知識の向上 4.1 法曹等の養成				
	事業手法	有償資金協力 (SIL: Specific Investment Loan)				
	プロジェクト期間 (Appraisal - Closing)	1999.5.11 - 2006.6.30				
	報告書作成日	2007.5.17				
	案件概要	グルジアは旧ソ連崩壊後、市場経済への移行に伴い契約や財産権の保護など法制度整備が喫緊の課題となっている。本事業は人材育成、裁判所改修、組織運営改善など同国の司法セクター全般にかかる能力強化を目的としている。				
	予算規模 (Original - Actual)	USD 13.40 million - USD 13.50 million				
評価レベル	事業評価(終了時)					
評価手法概要	評価フレームワーク	DAC5項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性)				
	M&Eに関する評価(引用元)	品質管理調査(QSAs: Quality Supervision Assessments)(2000,2002)の結果、指標の改善が提案されたが、提案は採用されないなど、効果測定可能な指標の設定はプロジェクト全期間を通じてなされなかった。ベースライン調査(Baseline Public Opinion Study)は計4回(1998,2002,2004,2006)実施されており、その際に効果測定関連データの収集を行っている。 (Project ICR p9: 2.3 Monitoring and Evaluation Design, Implementation and Utilization)				
PDM	Narrative	指標	データ入手方法*	評価の視点と評価の可否	分析	
プロジェクト目標 Project Development Objectives (PDO)	To assist in the development of an independent and professional judiciary, committed to high standards of judicial ethics and capable of efficient, effective dispute resolution	1	Increase control over flow of cases	観察	システムの能力向上について、機能の効率性をケースマネジメントシステムの電子化と運用によって評価。	
		2	Number of court facilities rehabilitated	プロジェクト記録	システムの能力向上について、施設建物の整備実績により評価。	
		3	Delays in enforcement of court decisions reduced	BEEPS	システムの能力向上(係争の解決の効率)について、システムの運用効率(判決から執行までの時間)により評価	利用した指標: BEEPS" Court are able to enforce decisions"
		4	Judicial training carried out	研修報告書	システムの能力向上について、教育訓練の有無で評価。	
		5	Improvement in public trust of courts (as measured by baseline and completion surveys)	BEEPS	システムの能力向上について、一般の信頼度により評価。	BEEPSでは、increased trust and lower perceptions of corruptionについて言及。
Intermediate Outcome		1	Establishment of independent public information and outreach center	観察	システムの能力向上について、機能設置実績(情報提供機能の設置と機能開始)により評価。	

* データ入手方法は評価報告書の記述を参考に推測したもの。

事業実施機関		世界銀行			
評価対象事業名		Peru Justice Services Improvement Project			
事例概要	事業領域又はテーマ	ルールの整備、法運用組織の機能強化、リーガルエンパワーメント、人材育成			
	JICA開発/中間目標	1.4 法制度改革プランの策定 1.5 起草・立法能力の向上 2.1 司法省および関連機関の機能強化 2.3 民事・刑事・行政事件を扱う組織の機能強化 3.1 市民社会の法知識の向上 3.2 アクセスしやすい紛争解決枠組みの構築			
	事業手法	有償技術協力 (TAL: Technical Assistance Loan)			
	プロジェクト期間 (Appraisal - Closing)	2003.12.1 - 2010.3.31			
	報告書作成日	2010.12.25			
	案件概要	2000年以降、民主化の移行期間にあるペルーでは司法セクターにおける各組織の組織能力強化が喫緊の課題となっている。本業務は司法セクター関連組織 (Judiciary, Judicial Council, Judicial Academy, Ministry of Justice) にかかる組織能力強化を目的としている。			
	予算規模 (Original - Actual)	USD 12 Million - USD 11.77 Million			
評価レベル		事業評価 (終了時)			
評価手法概要	評価フレームワーク	DAC5項目 (妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性) うち妥当性、有効性に重点			
	M&Eに関する評価 (引用元)	指標は定量的データ収集が困難という事態を避けるために、意図的に定性的に設定されている。そのため、ベースラインの設定なく、漠然としている。効果測定は利用者満足度調査 (2006, 2007年) に大きく依存している。 (Project ICR p8: 2.3 Monitoring and Evaluation Design, Implementation and Utilization)			
PDM	Narrative	指標	データ入手方法 *	評価の視点と評価の可否	その他分析
プロジェクト目標 Project Development Objectives (PDO)	To set the foundation for a long term, participatory and sustainable reform process for Peru's justice sector. Specific objectives are: (a) strengthen institutional capacity to lead the reform process and achieve specific improvements in justice services delivery, in particular in the Judiciary and in selected project districts; (b) establish human resource management systems that ensure independence, transparency and integrity; and (c) enhance access to justice services for Peruvian society, in particular the poor.	1 To set the bases for a sustainable justice sector institutional reform and modernization process among the 4 principal agencies: Judiciary, Judicial Council, Judicial Academy and Ministry of Justice	各組織の活動状況観察	ベースライン、ターゲット、実績では、4機関のコーディネーション実施主体の設置について言及。評価は、コーディネーションの結果として、司法改革全体の協議の継続、法曹人材育成に係る法律 (Justice Career Law) の起草、成立の後押し、人材育成に向けた計画の調整を行った点を挙げている。また、組織はプロジェクト終了時も活動しているため、制度整備に貢献しているとしている。	主要機関の組織能力向上を目標としているが、目標自体がどのような内容の能力向上を目標とするか明らかでない。
		2 Deconcentration of decision-making and empowerment of judicial districts to determine operational priorities for improved service delivery	研修報告書 プロジェクト報告書	制度能力向上に向けて、地方組織への権限分散について、地方での意志決定及び地方における管理業務の実施を評価対象としている (ベースライン、ターゲット時点)。実際の評価では、権限移譲に向けた規則等の整備、管理能力向上等の訓練実施、地方裁判所の施設・設備の改善、予算策定能力向上、パフォーマンスアグリーメントの締結等に支援内容に言及。	
		3 Enhanced access to justice for poor, women and children and indigenous peoples achieved, through responsive justice services provided by the 4 participating agencies and civil society	利用者満足度・信頼度調査 プロジェクト報告書	制度能力向上に向け、司法サービスのアクセス向上について、社会的弱者 (貧困層、女性、子供、先住民等) の満足度で評価。	
Intermediate Outcome		1 A better coordinated Justice sector through an institutionalized coordinating body which will provide strategic direction and oversight of service provision and management	各組織の活動状況観察	制度能力向上に向け、組織の能力強化 (機関間の調整) について関連4組織の連携を行う組織の設置 (有無) により評価。	定性評価
		2 The Judicial Council creates a transparent and professional human resources management system for the justice sector	プロジェクト報告書	制度能力向上に向け、組織の能力強化 (人材管理) について、人事システムの設置 (システムの有無) により評価。	定性評価
		3 The Judicial Academy trains judges and key administrative personnel in the Judiciary in courtroom management, gender issues, and other subjects through a modernized curricula and methodology		制度能力向上に向け、個人の学習 (裁判官、裁判所職員) について教育訓練の内容により評価。	教育訓練の内容等条件については、指標レベルでは特段記載なし。評価では、トレーニングニーズアセスメント (TNA) の結果に基づくバーチャルプラットフォームの利用、カリキュラムデータベースの構築と利用について触れている。

* データ入手方法は評価報告書の記述を参考に推測したもの。

事業実施機関		世界銀行				
評価対象事業名		Philippines Judicial Reform Support Project				
事例概要	事業領域又はテーマ	ルールの整備、法運用組織の機能強化、リーガルエンパワーメント、人材育成				
	JICA開発/中間目標	1.5 起草・立法能力の向上 2.1 司法省および関連機関の機能強化 2.3 民事・刑事・行政事件を扱う組織の機能強化 3.2 アクセスしやすい紛争解決枠組みの構築 4.1 法曹等の養成				
	事業手法	有償資金協力 (SIL: Specific Investment Loan)				
	プロジェクト期間 (Appraisal - Closing)	2003.5.5 - 2012.6.30				
	報告書作成日	2013.9.30				
	案件概要	本事業は、研修、技術協力を通じた裁判機能の強化を目的としている。世銀の開発政策・人材育成基金(PHRD: Policy and Human Resource Development)にて日本政府、UNDPなどが実施した研究成果を基に、フィリピン国は2000年にAction Program for Judicial Reform (APJR)を採択した。APJRは6つの柱(①裁判手続き改善、②制度改善、③人材育成、④インフラ整備、⑤司法アクセス改善、⑥改革支援システム構築)から成り、そのうち本事業では最高裁判所の機能強化にフォーカスしている。				
	予算規模 (Original - Actual)	USD 24.42 Million - USD 21.90 Million				
評価レベル	事業評価(終了時)					
評価手法概要	評価フレームワーク	DAC5項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性)うち妥当性、有効性に重点				
	M&Eに関する評価(引用元)	プロジェクト目標(PDO)が国家レベルの司法改革プログラムから引用されているが、実際にはパイロット事業による実施が中心で、指標は定義の幅が広く、PDO、指標双方が、実際にプロジェクトの活動のレベルと乖離している。(Project ICR p. 30) プロジェクト成果の確認、モニタリング、確認が十分でなく、M&Eにおいて進捗情報がマネジメントに反映された形跡が十分に認められない。(Project ICR p13: 2.3 Monitoring and Evaluation Design, Implementation and Utilization)				
PDM	Narrative	指標	データ入手方法*	評価の視点と評価の可否	その他分析	
プロジェクト目標 Project Development Objectives (PDO)	To support the development of a more effective and accessible judicial system that fosters public trust and confidence Component: 1. Improving case adjudication and access to justice 2. Enhancing institutional integrity 3. Strengthening institutional capacity 4. Stakeholder support for reform	More Effective and accessible judicial system				
		1	5 percentage-point increase in user satisfaction and confidence in Higher Courts	利用者満足度・信頼度調査	裁判システムの制度能力向上について、利用者の満足度により評価。 終了時評価時点ではサーベイが終了していなかったため、評価不能。	評価報告書では、民間調査団体(Social Weather Station)の司法長官に対する信頼度調査についても言及 プロジェクト期間中の司法長官の弾劾裁判等、プロジェクトの外部要因により信頼度が低下したことを述べている。
		2	5 percentage-point increase in user satisfaction and confidence in Pilot Model Courts relative to the average for lower courts	パイロットモデル裁判所利用者の満足度・信頼度調査	裁判システムの制度能力向上の目標に対して、組織の機能(パイロット裁判所)について利用者の満足度により評価。	ベースライン・ターゲットの設定あり
		Improvement in case adjudication and access to justice (Component 1)				
		3	At least a 10 percentage reduction in case backlogs in Pilot Model Courts relative to the average of lower courts	パイロットモデル裁判所と他の平均的裁判所の記録等(最高裁記録、世銀スタッフのアプリケーションレポート等)。	裁判所システムの制度能力向上の目標に対して、組織能力向上について裁判所の業務効率性(未処理案件数の低減)から評価。	ベースライン・ターゲットの設定あり
		4	At least a 20 percent per annum increase in the number of citizens served by mobile courts after they become operational	移動裁判所の記録(移動裁判所委員会記録)	裁判所システムの制度能力向上の目標に対して、司法アクセスについて、移動裁判所の効率向上(移動裁判所が対応する人数の増加)から評価。	ベースライン・ターゲットの設定あり
		Enhancement in institutional integrity (Component 2)				
		5	Implementation of gender sensitive HRD Master Plan	マスタープランの策定と実施に向けた通達等の確認	制度能力向上の目標に対して、制度の公正さの確立について、人事システムマスタープランの実施から評価。 「実施」については、法令の電子図書館の確立による裁判官向け情報の迅速な提供などを挙げている。	評価報告書では、このほか、裁判所職員向け、倫理綱領に関するトレーニングの受講者割合を指標として挙げている。

PDM	Narrative	指標	データ入手方法 *	評価の視点と評価の可否	その他分析	
プロジェクト目標 Project Development Objectives (PDO) Cont.		Strengthening institutional capacity (Component 3)				
		6	Completion and testing of Pilot Model Court with provision of modern case management system, decentralized administration and financial management systems, and adequate physical infrastructure	マネージメントシステムの運用 確認	制度能力向上の目標に対して、パイロット裁判所の組織能力向上について、パイロット裁判所の施設建設、管理の実態(予算管理等管理業務のパイロット裁判所への分散化)により評価。	
		7	5 percentage-point increase in user satisfaction with Pilot Model Courts after first year of their operation	パイロットモデル裁判所の利用者満足度調査	制度能力向上の目標に対して、組織能力向上について、利用者の満足度調査から評価。 終了時評価時点までにパイロットモデル裁判所が機能せず、評価不能。	指標6の内容が一部アウトプットの言い換えになっていて、7がよりアウトカムの内容となっている。
		Improvement in support for reform of judiciary (Component 4)				
Intermediate Outcome		8	Maintenance of an active institutionalized program of public education, knowledge sharing, consultations, citizen feedback and dissemination of results	活動記録 利用者満足度調査	制度能力向上の目標に対して、組織の能力向上、行動変容(啓発活動、知識の共有、協議、市民からの反応、結果の共有を含むプログラムの定着と継続的な実施)について、活動実績とその成果(利用者満足度調査)で評価。	
		1	At least a 10 percentage reduction in case processing times (including median time from case filing to closing of file) in Higher Courts	Office of Court Administration 記録	制度能力向上の目標に対して、組織(またはシステム:国内の上級裁判所全体)の能力向上(効率)について、訴訟に係る時間の短縮により評価。	Component 1に関わる中間目標と考えられる。
		2	50 percent of judges and other court personnel receiving training on Code of Ethics	トレーニング記録	制度能力向上の目標に対して、人(裁判官、裁判所職員)の能力向上を倫理綱領に関するトレーニングの実施で評価。	Component 2に関わる中間目標と考えられる。

* データ入手方法は評価報告書の記述を参考に推測したもの。

事業実施機関		世界銀行				
評価対象事業名		Sri Lanka Legal and Judicial Reform Project				
事例概要	事業領域又はテーマ	ルールの整備、法運用組織の機能強化、リーガルエンパワーメント、人材育成				
	JICA開発/中間目標	1.2 個別法令の起草 2.1 司法省および関連機関の機能強化 2.2 経済法分野の法令の運用を担う組織の機能強化 3.3 法律・司法制度へのアクセスをサポートする制度の整備 4.1 法曹等の養成				
	事業手法	有償資金協力 (SIL: Specific Investment Loan)				
	プロジェクト期間 (Appraisal - Closing)	2000.5.12 - 2007.2.28				
	報告書作成日	2007.10.1				
	案件概要	本事業はガバナンスの向上、汚職防止の観点からスリランカの司法セクター関連組織全般の組織能力強化を目標としている。具体的には、商法、会社法の制定支援、関連する組織(司法長官事務所、弁護士会、法科大学院、法制事務所)の機能強化、法令データベースの作成とウェブベースでの公開、会社登記システムの改善、人事管理システムの向上、施設整備、商業関連調停、労働裁判等向け施設整備等を実施。				
	予算規模 (Original - Actual)	USD 21.14 Million - USD 20.02 Million				
評価レベル		事業評価(終了時)				
評価手法概要	評価フレームワーク	DAC5項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性)うち妥当性、有効性に重点				
	M&Eに関する評価(引用元)	目標に対する測定可能な評価指標の設定がなされておらず進捗管理は困難。サーベイ、インタビュー等で補足的に収集した情報を基に定性評価を行っている。(Project ICR p9-10: 7.3 M&E Design, Implementation and Utilization) PDOの対象範囲をより狭い定義にし、PDOの達成に明確に結びついた指標の設定をすべきであった。(Project ICR p.17)				
PDM	Narrative	指標	データ入手方法 *	評価の視点と評価の可否	その他分析	
プロジェクト目標 Project Development Objectives (PDO)	To improve the existing legal and judicial framework by making it more efficient, transparent and responsive to the needs of the public at large and the private sector in particular. (i) modernize the legislative framework that impacted private sector activity; (ii) improve the administration, monitoring, and regulatory functions of the Company Registry; and (iii) build capacity of the judiciary and other institutions providing dispute resolution services. The project was to support the government's longer term legal and judicial reform efforts, and included a selected set of priority activities identified as a first phase of this program.	1 Improve quality of judiciary and legal community on commercial law	コンポーネントごとのパフォーマンス指標(下記i~v)の達成状況。 観察(より持続的な制度構築に向けた機能の設置の事実など)	商法に関する法制度能力向上について、法曹全体の向上、という曖昧な指標を置いている。具体的には、法令の設置、設備設置、業務効率、育成人材等、「インプット」で評価していると考えられる。 評価報告書において、会社法、州裁判所法の可決、会社登記システムの運用開始の有無等、コンポーネントごとに設定したパフォーマンス指標の達成度合いに基づき評価	ベースライン・ターゲットの設定なし	
		Key Performance Indicators				
		i Improved transparency in legal reform process, through increased consultation with stakeholders.	会社登記法他関連法の制定	法・司法制度制度の質の向上に向け、司法セクター改革プロセスの透明性についてルール整備(法令の制定)から評価。 Legal reform processを評価しているのではなく、民間セクター活動におけるルール整備と透明性確保について対象としている。	成果指標ごとの実績記述が限られ、PDOとの関係も不明瞭。	
		ii Increased compliance with the Company Registry Law	(想定されていたデータソース不明)	評価報告書によると、会社登記に関するコンポーネントの目標は、会社情報へのアクセス向上にむけ、市場ニーズに見合った持続可能なシステムの構築にあった。この目標に対し、会社法の遵守で何を評価する意図があったのか不明。 実際にはシステムの構築ができず、評価不可。		
		iii Number of successful mediations	商事調停センター(The Commercial Mediation Centre)の記録	法・司法制度制度の質の向上の目標に対し、制度の機能向上(商法関連の調停機能向上)について、成功した調停数から評価。		
		iv Increased number of judgments written with the use of information technology	裁判記録観察	法・司法制度制度の質の目標に対し、組織の機能向上について、ITを活用した判決書数から評価。 または、組織能力向上について評価しているのか、不明。		
v Increased number of professionals trained in commercial law.	プロジェクト報告書	法・司法制度制度の質の向上の目標に対し、組織の能力強化(裁判所など紛争解決サービスを提供する機関)について、商法の研修を受けた人数から評価。				
Intermediate Outcome		1 Number trained in commercial law - foreign and local PhD/Masters degree programs	プロジェクト報告書	法・司法制度制度の質の向上の目標に対し、人材育成の規模で評価	ターゲットの設定あり ターゲットと実績値の比較	
		2 Number of court houses refurbished	プロジェクト報告書	法・司法制度制度の質の向上の目標に対し、物理的な施設整備で評価。	ターゲットの設定あり ターゲットと実績値の比較	

* データ入手方法は評価報告書の記述を参考に推測したもの。

ANNEX3-2 国際機関の法整備支援案件

事業実施機関		ADB					
評価対象事業名		Cambodia Implementation Land Legislation					
事例概要	事業領域又はテーマ	ルールの整備、法運用組織の機能強化、リーガルエンパワーメント、人材育成					
	JICA開発/中間目標	1.2 個別法令の起草 2.1 司法省および関連機関の機能強化 2.3 民事・刑事・行政事件を扱う組織の機能強化 3.1 市民社会の法知識の向上 4.1 法曹等の養成					
	事業手法	技術協力					
	プロジェクト期間 (Signing - Completion)	2000.12.21 - 2004.1.15					
	報告書作成日	2004					
	案件概要	本事業は、2001年に成立した土地法の施行に向けた政令の起草、本政令の周知に向けた技術協力として、実施された。 主な活動 ・土地法制に関する基本的な政令、規則等の起草 ・土地法の運用における人材育成 ・情報発信、公知活動					
予算規模 (TA Amount Utilized)	USD 598,380						
評価レベル	事業評価(終了時)						
評価手法概要	評価フレームワーク	DAC5項目のうち、妥当性、有効性、効率性、持続性を評価					
	M&Eに関する評価(引用元)	なし					
PDM	Narrative	指標	データ入手方法	評価の視点と評価の可否	その他分析		
上位目標 Goal	1	Establish the legal and judicial framework necessary for effective implementation of the Immovable Property Law	1	Effective legal system for equitable allocation of land and resolution of land disputes	観察	制度整備(法体系整備)をルールの設置の有無によって評価	
	2	Raise awareness of the general public regarding land legislation and the people's rights and obligations thereunder	2	Enhanced knowledge and understanding of land legislation among the judiciary, legal community, and others involved in implementing the legislation	研修報告書 インタビュー(研修参加者)	司法アクセス(知識の向上)を一般、法曹コミュニティの知識で評価。 司法については、司法施行に向けた組織能力向上と考えられる。	
	3	Increase the general public's confidence in the legal system	3	Enhanced knowledge of the public about their rights and obligations under the land legislation and mechanisms to realize their rights	インタビュー(NGO) ヒアリング(サンプリングにより抽出されたコミュニティ)	司法制度への市民の信頼度を市民の法制度、権利義務に関する知識で評価	
プロジェクト目標 Purpose	1	Prepare and adopt implementing (sub) decrees and regulations required under the Immovable Property Law	1	Completed framework of secondary legislation to make Immovable Property Law fully operational	プロジェクト報告書	制度構築(法令の策定)について、「枠組み作成」(施行に必要な2次的な法令集という意味合いと考えられる)で評価。	以下、3つのプロジェクト目標が明確でなく、活動の言い換えになっている。終了時評価報告書では、それぞれの目標を下記の通り記載している。 i) Develop an implementing mechanism to resolve the existing uncertainty and disputes with respect to land ownership and related rights; ii) Build the capacity of the judiciary, legal community, and technical staff responsible for implementing the Land Law; iii) Raise public awareness of the Land Law and increase people's access to mechanisms to realize their rights under the law.
	2	Inform and train the judiciary, the legal community and other relevant professionals on how to interpret and apply the new land legislation	2	Judiciary, lawyers, and land registry officials will be capable of applying land legislation effectively and equitably	インタビュー(研修参加者)	裁判官、弁護士、土地登記担当官等の個人の能力向上(学習)について行動(土地法令の適用)により評価。 評価では、研修参加者のみを対象としている。	
	3	Inform the general public on the new land legislation and how it affects them, and assist them to realize their rights	3	General public will be aware of the thrust of the land legislation and what action they can take to assert their rights to land under the law	インタビュー(NGO) ヒアリング(サンプリングにより抽出されたコミュニティ)	法の透明性(市民への公知)、サービス利用者の能力向上を市民(および専門家と考えられるNGO)の認識で評価。	

PDM	Narrative		指標	データ入手方法	評価の視点と評価の可否	その他分析
アウトプット (Outputs)	1	Adoption of clear and unambiguous implementing (sub) decrees and regulations under the Immovable Property Law that are consistent with other laws	About 16 (sub) decrees and regulations with detailed implementation arrangements required under the Immovable Property Law	プロジェクト報告書 観察		
	2	Training program for judiciary, the legal community, and land registry officers				
	3	Training materials suitable for use in future training of professionals on land legislation	300-350 magistrates, lawyers, and land registry officers trained in interpreting and applying land legislation	研修報告書 インタビュー(研修参加者)		
	4	Benchbook guiding magistrates and court personnel in handling cases				
	5	Practical explanatory handbook with glossary on land legislation for legal community and general public				
	6	Public information program, including materials suitable for radio and television broadcasting	Increased awareness of the general public of the land legislation and people's rights and obligations under the legislation, and mechanisms to assert those rights	インタビュー(NGO) ヒアリング(サンプリングにより抽出されたコミュニティ)		
	7	Assistance to poor people to assert their rights under land legislation				

事業実施機関		ADB				
評価対象事業名		Cambodia Implementation Land Legislation Phase2				
事例概要	事業領域又はテーマ	ルールの整備、法運用組織の機能強化、リーガルエンパワーメント、人材育成				
	JICA開発/中間目標	1.2 個別法令の起草 2.1 司法省および関連機関の機能強化 2.3 民事・刑事・行政事件を扱う組織の機能強化 3.1 市民社会の法知識の向上 4.1 法曹等の養成				
	事業手法	技術協力				
	プロジェクト期間 (Signing - Completion)	2003.12.17 - 2006.4.15				
	報告書作成日	2006				
	案件概要	ADBは、2001年に成立した土地法の施行および発展の為に技術協力を2003年まで実施した(Phase1)。その後、継続的な支援を行う為、ガバナンス向上プログラムの一環として、本事業が実施された。プロジェクトは、①土地法制に関する基本的な法令の起草、②土地係争における和解・仲裁を支援する人材育成、③情報公開の3コンポーネントにより成り立っている。				
	予算規模 (TA Amount Utilized)	USD 599,776				
評価レベル	事業評価(終了時)					
評価手法概要	評価フレームワーク	DAC5項目のうち、妥当性、有効性、効率性、持続性を評価				
	M&Eに関する評価(引用元)	なし				
PDM	Narrative	指標	データ入手方法	評評価の視点と価の可否	その他分析	
上位目標 Goal	1 Establish the legal and judicial framework necessary for effective and equitable implementation of the land law.	1.1 Effective legal system for equitable allocation of land and resolution of land disputes.	研修報告書 プロジェクト報告書 観察 インタビュー	制度整備を制度整備(公平な土地配分と土地係争の解決に向けた法制度)によって評価	1. 具体的な制度については、ログフレームは挙げられていない。"Effective"の評価の仕方は評価レポートでは十分に説明がないので不明。 2. 2.1と2.2については、プロジェクト目標の言い換えとなっている。	
	2 Raise awareness in the general public and judiciary regarding land legislation and people's rights and obligations thereunder.	2.1 Enhanced knowledge and understanding of land legislation among the judiciary, land registry officials, and others involved in implementing the legislation.		施行に向けた司法の機能向上(司法の意識向上)を学習で評価。		
		2.2 Enhanced knowledge of the public about their rights and obligations under the land legislation and mechanisms to realize their rights.		司法アクセス(知識の向上)を一般の知識で評価。		
プロジェクト目標 Purpose	1 Prepare and adopt specified legal texts required under the land law.	1.1 Completed specified legal texts to make the land law fully operational.	研修報告書 プロジェクト報告書 観察 インタビュー	制度整備(法令起草)を整備の状況(起草した文書)で評価	目標設定に、活動、アウトプットと考えられる要素が多い。 具体的な能力についての記述がない。 具体的にどのように計測するか不明。	
	2 Inform and train land registry officials, judiciary, and other relevant professionals on how to interpret and apply the new land legislation.	2.1 Land registry officials and judiciary capable of applying land legislation effectively and equitably.		法施行の関係者の知識向上と能力向上を当該者の能力で評価		
	3 Inform the general public on the new land legislation and how it affects them.	3.1 General public aware of the thrust of the land legislation and what action they can take to assert their rights to land under the law.		一般の知識の向上を知識の習得で評価		
アウトプット (Outputs)	1 Adoption of clear and explicit specified legal texts under the land law consistent with other laws.	1.1 Text on the granting of state private land for social purposes (draft by month 4 of the TA).	研修報告書 プロジェクト報告書 観察 インタビュー 教材確認		指標は法令のチェックリスト的な内容。	
		1.2 Text on the management of state-owned land (draft by month 7 of the TA).				
		1.3 Text on the classification and reclassification of stateowned public land (draft by month 10 of the TA).				
		1.4 Text on the sale of stateowned private land (draft by month 13 of the TA).				
		1.5 Text on the granting of economic land concessions (draft by month 16 of the TA).				

PDM	Narrative		指標	データ入手方法	評価の視点と価の可否	その他分析	
アウトプット (Outputs) Cont.	2	Training program for NGO staff and land registry officers, cadastral commission members, and judiciary.	2.1	At least 40 staff from small NGOs trained to assist and represent parties in land disputes at the cadastral commission, of whom about 30% will be women.	研修報告書 プロジェクト報告書 観察 インタビュー 教材確認		
			2.2	At least 20 cadastral commission members trained in dispute resolution procedures.			
			2.3	Two lawyers in the MLMUPC Legal Department given on-the-job training in legislative drafting techniques and procedures.			
			2.4	A training program developed at the Royal School for Magistracy using the land law textbook.			
			2.5	Other training to be developed as required.			
	3	Training materials suitable for use in future training of professionals on land legislation	3.1	Distribution of at least 300 copies of the land law cartoon book and 50 copies of videos to 100 commune councils, etc.			
			3.2	Production and distribution to at least 100 district land offices and 100 commune councils of new books, leaflets, brochures, posters and other explanatory material regarding the implementing regulations of the land law.			
	4	Public information program, including materials suitable for radio and television broadcasting	4.1	Production and broadcasting (at least 30 times during the 24 months of the TA) of radio and TV programs explaining the implementing regulations of the land law.			

事業実施機関		ADB				
評価対象事業名		Indonesia Improvement of the Administration of the Supreme Court				
事例概要	事業領域又はテーマ	法運用組織の機能強化、リーガルエンパワーメント、人材育成				
	JICA開発/中間目標	2.1 司法省および関連機関の機能強化 2.2 市民社会の法知識の向上 2.3 法曹等の養成				
	事業手法	技術協力				
	プロジェクト期間 (Signing - Completion)	2004.10.5 - 2005.10.25				
	報告書作成日	2008				
	案件概要	本事業ではインドネシア最高裁判所の能力強化を目的として、運営能力強化、公知支援、人材育成などを実施するもの。				
	予算規模 (TA Amount Utilized)	USD 336,331				
評価レベル	事業評価(終了時)					
評価手法概要	評価フレームワーク	DAC5項目のうち、妥当性、有効性、効率性、持続性を評価				
	M&Eに関する評価(引用元)	なし				
PDM	Narrative	指標	データ入手方法	評価の視点と評価の可否	その他分析	
上位目標 Goal	1 The enhancement of the accessibility and efficiency of the Supreme Court	1.1 The Supreme Court is well regarded as the bastion of justice by the citizens	会計検査院報告書 サーベイ	最高裁判所の組織の能力向上 (機能: サービスへのアクセス、業務の効率)を市民の認識、信頼度、汚職の状況で評価。	具体的な計測方法については、特に言及なし。評価においても特に対応する記述なし。	
		1.2 Greater satisfaction among the people on the performance of the Supreme Court				
		1.3 Less corruption in the Supreme Court				汚職の現状の評価方法の定義がない。
プロジェクト目標 Purpose	1 The improvement of the administration of the Supreme Court through more efficient case management in the Supreme Court and the enhancement of the skills of the Supreme Court administration personnel, both men and women	1.1 The reduction of the backlog of cases (at present, about 16,000 cases) in the Supreme Court	プロジェクト報告書 サーベイ	最高裁判所の組織の能力向上 (運営機能)の向上を、成果(未処理案件数の低減)、個人の能力向上(学習、但し、学習自体の達成度については、記載なし)で評価。 目標では、機能向上を訴訟審理の効率的な運営と、個人の能力向上(最高裁職員の能力)による達成としていることから、上記2点を指標に設定していると考えられる。	ベースラインはあるが、ターゲットはない。 アウトプット指標と考えられる。アウトプットとの関係が不明。	
		2.1 More than 50% of the Supreme Court administrative personnel, men and women, dealing with case management will receive the necessary training to improve their case management skills				
アウトプット Outputs	1 An automated case tracking system in the Supreme Court	1 An automated case tracking system in the Supreme Court established	現地踏査 プロジェクト報告書 インタビュー			
	2 A feasibility study to determine, under the local circumstances, the best mechanism for public dissemination of Supreme Court judgments	2 A feasibility study to determine, under the local circumstances, the best mechanism for public dissemination of Supreme Court judgments approved and are used as the basis for the draft decree				
	3 A draft decree of the chief justice of the Supreme Court on the requirement for public access to information, including the access to judgments issued by the Supreme Court, together with guidelines on its implementation	3 The draft decree submitted				
	4 A feasibility study on the most effective chamber system for the Supreme Court	4 A feasibility study on the most effective chamber system for the Supreme Court approved				
	5 New case classification system (to include sex disaggregated information and gender-based cases) to improve case distribution in the Supreme Court	5 New case classification system (to include exdisaggregated information and gender-based cases) to improve case distribution in the Supreme Court introduced				
	6 An automated data base accessible to the judges (and assistants) on previous judgments issued by the Supreme Court	6 An automated data base accessible to the judges (and assistants) on previous judgments issued by the Supreme Court introduced				
	7 Trained Supreme Court administrative personnel in managing cases using the training-of-trainers approach	7 The training of about 100 Supreme Court administrative personnel using the training-of-trainers approach, which should include balanced representation of men and women personnel				ベースラインの設定なし

事業実施機関		ADB				
評価対象事業名		Philippines Enhancing the Autonomy, Accountability and Efficiency of the Judiciary, and Improving the Administration of Justice				
事例概要	事業領域又はテーマ	ルールの整備、法運用組織の機能強化				
	JICA開発/中間目標	1.4 法制度改革プランの策定 2.1 司法省および関連機関の機能強化				
	事業手法	技術協力(無償: Japan Special Fund)				
	プロジェクト期間 (Signing - Completion)	2006.9.26 - 2009.5.31				
	報告書作成日	2009				
	案件概要	ADBは長期にわたり技術協力を実施して、効率・効果を向上を目指して、The Supreme Court's Action Plan for Judicial Reform (TA 3693-PHI) が実施された。同プロジェクトでは、最高裁判所が承認した事業・財政オペレーション強化・分散化活動において、主にセクター別アプローチ支援を実施したが、この支援に加えて、本事業 (TA 4832-PHI) では、自主性向上、運営改善、長期的戦略の開発を支援するものである。				
	予算規模 (TA Amount Utilized)	USD 782,541				
評価レベル	事業評価(終了時)					
評価手法概要	評価フレームワーク	DAC5項目のうち、妥当性、有効性、効率性、持続性を評価				
	M&Eに関する評価(引用元)	なし				
PDM	Narrative	指標	データ入手方法	評価の視点と評価の可否	その他分析	
上位目標 Goal	1 A more trustworthy, efficient, and well-governed justice system that more effectively upholds the rule of law	1.1 Shorter period from case filing to resolution	プロジェクト報告書 最高裁判所年次報告書 サーベイ	システムの能力向上(司法システム)を組織(裁判所、検察)の業務の効率性、実績、市民の認識(信頼)で評価	ベースライン、ターゲット記載なし。汚職状況の確認について記載なし。	
		1.2 Improved public perception of the judiciary and justice sector				
		1.3 Successful criminal prosecution of cases of tax evasion and corruption				
プロジェクト目標 Outcome	1 More autonomous, accountable, and efficient judiciary, and improved administration of justice	1.1 Quicker response to financial and administrative needs of the courts	プロジェクト報告書 最高裁報告書 ADBによるレビュー	システム(司法)の独立性、説明責任、組織能力(運営能力)を各構成組織の能力(予算確保)、成果(業務の効率、遅延訴訟審理数)で評価。説明責任については、特に対応する指標なし。	ベースライン、ターゲット記載なし。プロジェクト目標がアウトプット目標の言い換えになっている。	
		1.2 Less case congestion				
アウトプット Outputs	1 Fiscal and administrative autonomy of the judiciary	Timely delivery of milestones listed below under activities	活動計画書 プロジェクト報告書 サーベイ		ベースライン・ターゲットの設定なし マイルストーンとされているのが「マニュアル類(の作成)」となっている。マイルストーンで指定された成果物の産出が、アウトプットで表現された事項の達成の具体的な内容とは、判断できない。	
	2 Improved administration of justice					
	3 Long-term strategy for the justice sector					

事業実施機関		ADB				
評価対象事業名		LAO PDR Promoting Governance in Financial Transactions				
事例概要	事業領域又はテーマ	法運用組織の機能強化、リーガルエンパワーメント				
	JICA開発/中間目標	2.3 民事・刑事・行政事件を扱う組織の機能強化 3.2 アクセスしやすい紛争解決枠組みの構築				
	事業手法	技術協力				
	プロジェクト期間 (Signing - Completion)	2006.6.26 - 2007.8.31				
	報告書作成日	2009				
	案件概要	本プロジェクトは裁判所の破産手続きの取り扱いを含む民商事部の設立支援を目的とする。 主な活動 ・民商事分野における紛争解決手続き機能の強化 ・裁判官の能力向上 ・担保付取引の透明性向上支援 ・州立商業銀行の能力強化				
	予算規模 (TA Amount Utilized)	USD 600,062				
評価レベル	事業評価(終了時)					
評価手法概要	評価フレームワーク	DAC5項目のうち、妥当性、有効性、効率性、持続性を評価				
	M&Eに関する評価(引用元)	なし				
PDM	Narrative	指標	データ入手方法	評価の視点と評価の可否	その他分析	
上位目標 Goal	1 Higher confidence in the legal system of the Lao PDR, improving governance and potential for economic growth	1 15% increase in the number of disputes brought to the court and OEDR for resolving defaulting commercial/financial transactions	プロジェクト報告書 観察	法制度(法体系)への信頼度を裁判所/調停機関に持ち込まれた訴訟数の増加で評価。		
		2 10% increase in the level of foreign direct investment				法制度(法体系)への信頼度を外国投資の増加で評価
		3 20% increase in the level of private sector contribution to GDP growth				
プロジェクト目標 Purpose	1 Strengthened formal and informal mechanisms for dispute resolution on defaulting commercial/financial transactions	1 30% increase in the number of satisfactorily resolved disputes on defaulting commercial/financial transactions	報告書(司法省、最高裁判所) プロジェクト報告書	フォーマル、インフォーマル双方の調停機能向上を調停が成立した訴訟数で評価。	マクロ指標であり、因果関係の証明が困難と考えられる。	
	2 To assist the Lao PDR in the implementation of a secured transactions regime	2 Use of secured transactions registry by the private sector		担保付き取引管理の機能について、民間セクターによる担保付き取引の利用状況で評価。	具体的に何を計測するのか曖昧。	
アウトプット (Outputs)	1 A sequenced plan to streamline the operations of the commercial divisions of court. The plan will contain cost estimates.	1 Plan completed and formally adopted by the People's Supreme Court	観察			
	2 Implementing regulations adopted, including procedures for auctioning assets held as collateral	2 Auctioning procedure being followed in a fair and transparent manner. At least 12 resolution of non-performing loans	プロジェクト報告書			
	3 Training for judges and enforcement officers at the commercial division of the civil court	3 Appointment of trained judges and enforcement officers to all commercial division of the civil court	報告書(司法省、最高裁判所) プロジェクト報告書			
	4 Appropriately trained trainers to conduct training sessions for judges and enforcement officers of the commercial divisions of the court	4 At least biannual continued training sessions by the trained trainers after TA completion	観察 ヒアリング(民間企業) プロジェクト報告書		TA後の実績なので、アウトプットにならない。	
	5 A secured transactions registry in operation, awareness building/technical training workshops and seminars, and simple and easy to follow users' manual	5 Timely submission of the roadmap and action plan by the consultants. Timely implementation of the training workshops in Vientiane, Pakse, Luang Prabang	ヒアリング(関係省庁、司法機関) プロジェクト報告書			
	6 Legal department established at the state-owned commercial banks with capacity to undertake mediation and arbitration at the OEDR and file cases at commercial division of the civil court	6 At least 12 actual cases filed by the legal departments of the state-owned commercial banks in line with legal requirements	観察			

事業実施機関		ADB				
評価対象事業名		Vietnam Legal System Development up to Year 2010				
事例概要	事業領域又はテーマ	ルールの整備、法運用組織の機能強化、リーガルエンパワーメント				
	JICA開発/中間目標	1.2 個別法令の起草 2.3 民事・刑事・行政事件を扱う組織の機能強化 3.1 市民社会の法知識の向上				
	事業手法	技術協力				
	プロジェクト期間 (Signing - Completion)	2003.5.5 - 2009.6.30				
	報告書作成日	2009				
	案件概要	本プロジェクトはNational Registration Agency of Secured Transactions (NRAST)の組織能力強化を通じた司法制度改革の支援を目的とする。 主な活動 ・司法制度改革支援のための関係機関連携促進 ・不動産関連法など個別法令の起草支援 ・担保付取引にかかる組織能力強化および人材育成 ・研修教材作成 ・NRASTのWebサイト作成などの公知支援				
	予算規模 (TA Amount Utilized)	USD 565,148				
評価レベル	事業評価(終了時)					
評価手法概要	評価フレームワーク	DAC5項目のうち、妥当性、有効性、効率性、持続性を評価				
	M&Eに関する評価(引用元)	なし				
PDM	Narrative	指標	データ入手方法	評価の視点と評価の可否	その他分析	
上位目標 Goal	1 Ensure successful development and implementation of legal system and contribute to achieving a rule-based socialist-oriented market economy in Viet Nam	1 Successful implementation of a strategy for developing legal system	隔年報告書 年次報告書 中間評価報告書	法制度の確立と機能を法体系開発戦略の実施で評価。	具体的な計測方法が不明。アウトプットともいえる指標。実施の結果について捉えていない。	
プロジェクト目標 Purpose	1 Prepare implementation mechanisms including project development for legal system development	1 A carefully drawn out implementation mechanism with details on resources, timetable, funding, and potential	プロジェクト報告書 観察	政策実施に向けた体制準備状況について、実施体制の状況(確立されているか)により評価。	目標自体が活動となっている。目指す体制の状況等についての定義が明確でない。	
	2 Build capacity of the National Registration Agency of Secured Transactions (NRAST) for registration and public information service.	2 Capacity-building activities	研修教材の確認 公知プログラムの確認	組織の能力向上について、一部活動実施の実績で評価(公知活動)。 「研修教材」は、NRASTのオペレーションマニュアルであり、アウトプットとして評価されていて、アウトカムではない。	目標自体が活動となっている。目指すレベルや状況についての定義が明確でない。	
アウトプット (Outputs)	1 Implementation mechanisms for SLSD, including project formulation for selected priority projects	1 Draft papers on implementation mechanisms and project documents	評価報告書			
	2 Enhanced capacity of NRAST in registering secured transactions	2 Workshops and Training programs for trainers, NRAST staff, NRAST customers	プロジェクト報告書 観察		アウトプットとしては、漠然とした目標となっている。	
	3 More points of service leading to increased registration facility and access to information on secured transactions	3 Four more registry offices	観察			
	4 Increased public awareness of legal system reforms and development	4 Information packages	研修の有無確認		アウトプットで達成するには目標が高すぎると考えられる。情報パッケージだけでは、計測不能と考えられる。	
	5 Enhanced capacity for secured transactions registration	5 Web site service	申請数の確認		データ入手方法が適切でない。	
	6 Increased credit facilities and improved credit terms in the long run	6 Customer survey report and Review report	サーベイ(利用者)		利用者サーベイではなく、金融商品の数、その内容の確認のほうが妥当と考えられる。	

事業実施機関		ADB				
評価対象事業名		Vietnam Supporting the Preparation of the law on Gender Equality				
事例概要	事業領域又はテーマ	ルールの整備				
	JICA開発/中間目標	1.2 個別法令の起草				
	事業手法	技術協力				
	プロジェクト期間 (Signing - Completion)	2005.3.4 - 2007.12.11				
	報告書作成日	2007				
	案件概要	本プロジェクトはジェンダー平等法の起草支援を目的とする。 主な活動 ・ジェンダー平等法の起草支援及び関連法令の改定支援				
	予算規模 (TA Amount Utilized)	USD 356,691				
評価レベル	事業評価(終了時)					
評価手法概要	評価フレームワーク	DAC5項目のうち、妥当性、有効性、効率性、持続性を評価				
	M&Eに関する評価(引用元)	なし				
PDM	Narrative	指標	データ入手方法	評価の可否と評価の視点	その他分析	
上位目標 Goal	Achieve equality between women and men under the rule of law to reduce poverty and develop a law on gender equality with effective implementation and enforcement mechanisms	1	Passage of the law on gender equality by November 2006	行政データ 法令に関する公報	法の支配の基でのジェンダー間の平等の達成について、法令の制定により評価。	
		2	Legal system and framework to protect women's rights and provide benefits on an equal footing with men	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約遵守状況報告 女性の地位向上に関する国家委員会の報告書	法の支配の基でのジェンダー間の平等について、制度(法体系)の成立により評価。但し、具体的な法的枠組みについては特に言及なし。	
プロジェクト目標 Purpose	1 Support drafting of the law on gender equality	1	The preliminary draft of the law on gender equality developed and submitted to the Ministry of Justice by July 2005	行政データ	制度構築への支援(ジェンダー平等に関する法制度の起草)の目標について、司法省に提出された草案により評価(行動)。	目標が活動の言い換えになっている。Supportとなっているが、アウトカムとして何を達成したいのかわからない。単に「制度構築」を目標にするのであれば、活動に関する段階的なインディケータは必要ないと考えられる。
		2	The revised draft of the law on gender equality submitted to the National Assembly by November 2005	行政データ	制度構築への支援(ジェンダー平等に関する法制度の起草)の目標について、国会に提出された法案により評価(行動)。	
		3	The final draft of the law on gender equality submitted to the National Assembly by November 2006	行政データ	制度構築への支援(ジェンダー平等に関する法制度の起草)の目標について、国会に提出された最終案により評価(行動)。	
アウトプット (Outputs)	1	Law on gender equality triggers the repeal of gender-biased and conflicting laws and regulations	1	Promulgation of the law on gender equality by December 2006	法令の確認	アウトプットの指標は、ジェンダーバイアスと、ジェンダー平等法と整合性の取れない法令の撤回の機運をつくるとしているが、本事業の作業を通じて、意識啓発や各関連法との整合性を確保する作業を行うということか、不明。また、指標は、上位目標について言及している、アウトプット指標としては、不適切と考えられる。
	2	Technical reports are prepared on law and gender: key issues and constraints	2	By May 2005	レポートの確認	指標ではなく、アウトプットの産出時期のみ特定。
	3	Technical reports are prepared on participatory consultation plan	3	By March 2005	レポートの確認	指標ではなく、アウトプットの産出時期のみ特定。
	4	Technical reports are prepared on report on participatory consultation	4	Interim: By October 2005 Final: By October 2006	レポートの確認	指標ではなく、アウトプットの産出時期のみ特定。
	5	Technical reports are prepared on report on the law on gender equality	5	By July 2005	レポートの確認	指標ではなく、アウトプットの産出時期のみ特定。
	6	Technical reports are prepared on report on public advocacy	6	By December 2006	レポートの確認	指標ではなく、アウトプットの産出時期のみ特定。

ANNEX3-3 国際機関の法整備案件事例

J		UNDP					
評価対象事業名		Timor-Leste – Enhancing the Democratic Rule of Law through Strengthening the Justice System in Timor-Leste (Revised Justice System Programme)					
事例概要	事業領域又はテーマ	法運用組織の機能強化、リーガルエンパワーメント、人材育成					
	JICA開発/中間目標	2.1 司法省および関連機関の機能強化 2.3 民事・刑事・行政事件を扱う組織の機能強化 3.3 法律・司法制度へのアクセスをサポートする制度の整備 4.1 法曹等の養成 4.2 大学/大学院の法学教育の実施・改善					
	事業手法	技術協力					
	プロジェクト期間 (Start – End)	2008.11 – 2013.10					
	報告書作成日	2011.8.31					
	案件概要	本事業は裁判所、検察、弁護士会、法務省など司法セクター関連機関の組織能力強化を目的として実施された。					
	予算規模 (Total Resource Required)	USD 34,225,000					
評価レベル	事業評価(中間)						
評価手法概要	評価フレームワーク	DAC5項目評価(妥当性、持続性、有効性)					
	M&Eに関する評価(引用元)	指標に即したデータ収集が実施されておらず、評価はインタビュー結果を基に実施 (Independent Mid-term Evaluation Mission Final Report 2011, p15)					
PDM	Narrative	指標	データ入手方法	評価の視点と評価の可否	その他分析		
上位目標 1. UNDAF Outcome(s) 2. Expected CP Outcome(s) 3. Expected CPAP Outputs (s)	1	(UNDAF Outcome) Outcome1: By 2013, stronger democratic institutions and mechanisms for social cohesion are consolidated					
	2	(Expected Country Programme Outcome) State institutions strengthened through interventions aimed at improving institutional capacity in planning , efficiency, accountability and transparency					
	3	(Expected County Programme Action Plan Output) By 2011, improved access to independent, effective, transparent and equitable justice for all through capacity development support for the Ministry of Justice and the judiciary (Courts, Prosecution, and Public Defence) to enable greater access to justice					
プロジェクト目標 (Intended Outcome)	1	(Democratic Governance Outcome 1.2) Capacity of Courts, Prosecution and Ministry of Justice strengthened to guarantee access to prompt, transparent and equitable justice for all	1	Number of national court actors increased	裁判所記録	司法セクター関連組織の能力強化について、裁判所利用者数で評価。	ベースラインの設定あり ターゲットの設定なし 目標設定が、制度構築/組織能力向上に設定されていて、裁判所機能に関する指標のみ設定。
			2	Number of caes backlog decreased	裁判所記録	司法セクター関連組織の能力強化について、業務効率(未処理の案件数)で評価。	
			3	Number of outreach sessions to the public	裁判所記録	司法セクター関連組織の能力強化について、活動実績で評価。	
			4	Policies on the role of traditional justice system in place	観察	司法セクター関連組織の能力強化について、制度強化ツール設置(司法制度政策策定)で評価。	
アウトプット (Outputs)	Skills and competencies of justice sector actors enhanced (Output1)						
	1	Pedagogic Plan for the Justice Sytem formulated and implemented	Adoption of pedagogic plan for legal training	観察			
	2	Legal Training Center (LTC) customised to requirements of different justice sector actors	Number of LTC courses (3rd and 4th) for judges, prosecutors, public defenders delivered	研修報告書		ターゲットの設定なし	
	3	Enhanced support for mentoring functions	Number of courses for private lawyers launched	研修報告書		ターゲットの設定なし	
	4	Strategic partnerships for training and certifications establishehd universities and other legal training centers	Number of courses for legal advisors for the civil service (including MoJ) and Parliament launched	研修報告書		ターゲットの設定なし	
	5	Quality of training and course delivery ensured through monitoring and evaluation	Launch of at least one course for clerks, police, PDHJ (respectively)	研修報告書		ターゲットの設定なし	
	6	Support to the oversight and accountability mechanisms established for justice institutions	Launch of training course for T&I for the judiciary	研修報告書		ターゲットの設定なし	
	7	Research capacity for justice sector reform enhanced	Number of cooperation agreements with overseas training institutions signed	プロジェクト報告書		ターゲットの設定なし	
			Framework for data collection /analysis established	プロジェクト報告書			
			Indicators for measuring performance of judiciary actors provided to respective oversight institutions	外部コンサルタント報告書		ターゲットの設定なし	
		Number of proposals (papers) for legal reform produced	プロジェクト報告書		ターゲットの設定なし		

PDM	Narrative	指標	データ入手方法	評価の視点と評価の可否	その他分析	
アウトプット (Outputs) Cont.	Formal justice system decentralized and capacities of all District Courts to administer justice and protect vulnerable groups strengthened (Output2)					
	1	National and international judiciary actors (judges, prosecutors, public defenders, court and prosecution clerks, etc.) deployed to all District Courts on a full-time basis	Number of judges, prosecutors and public defenders deployed to each DC on a full-time basis	裁判所記録		ターゲットの設定なし
	2	Adequate logistical and administrative support provided to court actors residing in districts outside of Dili, including mobility for reaching citizens in needs of justice services	Number of days DCs are open /functioning on a full-time basis	裁判所記録		ターゲットの設定なし
	3	IT and telephone connectivity established for justice institutions in all districts, and electronic case management system (CERTO) fully implemented	Number of information sessions hosted by each DC per year	裁判所記録		ターゲットの設定なし
	4	Adequate translation and interpretation services provided to district courts for proceedings, investigations and communication of information about the Courts to the public	Improved case management processes (registration, distribution of cases, trial, verdict, reviews, postverdict, archive).	裁判所記録 観察		指標が曖昧
	5	Quality of service delivery at district level ensured through monitoring and evaluation				
	Prosecution Service strengthened to ensure effective delivery of criminal justice (Output3)					
	1	Prosecution strategy implemented	Adoption of Prosecution Strategy	観察		
	2	Strengthened working relationship between Prosecution and Police, especially at the district-level	Police-Prosecution TFs established in all four judicial districts	観察		
	3	Measures to reduce prosecution backlog implemented	Number of training sessions delivered for PNTL/UNPOL investigators on criminal investigations (including SGBV and juvenile cases) per district	研修報告書		
	4	Support provided for finalization of pending investigations on Commission of inquiry (CoI) cases			% of decrease in Prosecution backlog	
	5	Quality of Prosecution service ensured through monitoring and evaluation	Conclusion of all CoI related investigations	裁判所記録 情報ソース特定できず		指標が曖昧
	Capacity of Corrections Services strengthened to uphold public safety and security and meet international minimum standards for the treatment of prisoners (Output4)					
	1	Strategic plan for Corrections	Formulation/adoption of strategic plan and regulations for Corrections Services in prisons management, security, human rights standards, etc.	計画書 観察		
	2	Improved security infrastructure in all prisons				
	3	Social reintegration initiatives for inmates implemented in all prisons	Completion of water supply projects in Becora and Gleno	プロジェクト報告書		
	4	Inmates with access to health, sanitation, recreation and legal advice	Launch of vocational training and other educational programmes in Becora and Gleno prisons	観察		
	5	Quality of corrections services ensured through monitoring and evaluation				

PDM	Narrative	指標	データ入手方法	評価の視点と評価の可否	その他分析	
アウトプット (Outputs) Cont.	Enhanced access to justice for all, and improved public confidence in justice institutions (Output5)					
	1	Legal aid	Adoption of a national legal aid policy	観察		
			Finalization and adoption of ICEJ	観察		
	2	Legal literacy and awareness for rights holders and duty bearers	Adoption of legal framework on the interface between formal-informal systems of justice, and code of ethics/ procedures for informal justice actors	観察		
			Nation-wide strategy for crime prevention developed	計画書 プロジェクト報告書		
	3	Strengthen synergies between formal justice institutions and traditional/customary/informal local institutions	Increase in number and capacity of public defenders, private lawyers and law students providing legal services in districts outside of Dili, with specialized knowledge on SGBV, JJ and human rights issues	情報ソース特定できず		指標が曖昧
			Increase in number of trained paralegals working in the sub-district levels	情報ソース特定できず		
	4	Measurements and strategies for public confidence in justice institutions, and monitoring and evaluation of legal aid and legal awareness	% of increase in number of citizens in target areas who say they have greater access to justice and legal information, with disaggregated data on women and other vulnerable groups	サーベイ		
			Number of youth and women who are aware of the availability of legal services in case they suffer from GBV, including rape and domestic violence	サーベイ		
			% increase in number of informal justice systems that have recording / documentation systems	サーベイ		
			% increase in number of disputes received by informal institutions that are referred to state institutions	情報ソース特定できず		
			Number of GBV cases received by informal institutions that are referred to formal justice system	情報ソース特定できず		
	CEO of the Justice System Programme established / JSP Management (Output6)					
	1	CEO Office staffing plan	Capacity development strategy (including human resource plan) produced and implemented	観察		
	2	Capacity Development Strategy (including Human Resources and a Gender Justice Strategy)				
	3	Monitoring and Evaluation framework and guidelines for programme units	Monitoring and evaluation capacity enhanced and applied Gender strategy developed and justice actors gender sensitised at national, district and local level	観察		指標が曖昧 測定方法は特定できず
	4	Coordination of IT support for the justice sector				
	5	Coordination of translation and interpretation services for justice sector	Programme support units are provided with translation and interpretation capacities	情報ソース特定できず		指標が曖昧
	6	Budget, finance, procurement and related operational policies	IT requirements of justice sector actors related to the programme are met			

事業実施機関		UNDP				
評価対象事業名		Kosovo – Rule of Law Programme for Kosovo Kosovo – Support to Rule of law and Access to Justice Kosovo – Support to Judicial Education in Kosovo				
事例概要	事業領域又はテーマ	法運用組織の機能強化、リーガルエンパワーメント、人材育成				
	JICA開発/中間目標	1.4 法制度改革プランの策定 2.3 民事・刑事・行政事件を扱う組織の機能強化 3.1 市民社会の法知識の向上 3.2 アクセスしやすい紛争解決枠組みの構築 3.3 法律・司法制度へのアクセスをサポートする制度の整備 4.1 法曹等の養成				
	事業手法	技術協力				
	プロジェクト期間 (Start – End)	Kosovo – Rule of Law Programme for Kosovo 2007–2010 Kosovo – Support to Rule of law and Access to Justice 2010–2012 Kosovo – Support to Judicial Education in Kosovo 2010–2012				
	報告書作成日	UNDP Kosovo Rule of Law Outcome Evaluation, 2012.10				
	案件概要	司法セクターの能力向上、特にDV被害者、弱者救済など人権保護に配慮し、透明性、独立の担保に向けた司法制度改革・組織能力強化を目的とした事業。				
	予算規模 (Total Resource Required)	Kosovo – Rule of Law Programme for Kosovo (USD 5,900,000) Kosovo – Support to Rule of law and Access to Justice (USD 892,257) Kosovo – Support to Judicial Education in Kosovo (USD 1,473,966)				
評価レベル	プログラム評価					
評価手法概要	評価フレームワーク	DAC5項目評価(妥当性、有効性、持続性)				
	M&Eに関する評価(引用元)	なし				
PDM	Narrative	指標	データ入手方法	評価の視点と評価の可否	その他分析	
上位目標 1. UNDAF Outcome(s) 2. Expected CP Outcome(s) 3. Expected CPAP Outputs (s)	1 (UNDAF Outcome) 確認できず					
	2 (Expected Country Programme Outcome) Effective judicial and policing institutions established that contribute to increase personal security	1	Public satisfaction with government services	情報ソース特定できず	司法制度の確立について、市民の満足度から評価。	
	3 (Expected County Programme Action Plan Output) To assist Kosovo's Rule of Law institutions to become more efficient, transparent, gender responsive and accountable by 2015					
Kosovo – Rule of Law Programme for Kosovo						
プログラムアウトプット (Programme Outputs)	1 Capacity building of justice institutions	1	long-term training programme implemented	プロジェクト報告書	組織能力強化について、訓練の実施から評価。	
	2 Capacity building for improved judicial practices	2	training center set-up	プロジェクト報告書	人材育成(裁判手続きの質の向上に向けた人材育成)について、施設設置によって評価。	
	3 Improved knowledge on access to justice issues in Kosovo	3	increase pass rate of exam to 50%	サーベイ報告書	個人(法曹人材)の能力向上(学習)について、試験の結果から評価。	
	4 Increase knowledge on issues of transitional justice amongst practitioners	4	publishing of laws in Official Gazette within 10 days of their promulgation	観察	個人(司法関係者)の能力向上(知識の習得)を機能の効率で評価(広報への掲載までの時間)。	
アウトプット (Outputs)						アウトプット及びアウトプット指標は確認できず
Kosovo – Support to Rule of law and Access to Justice						
プロジェクト目標 (Project Outputs)	1 Strengthened capacity of the Kosovo Probation Service	1	Execution of alternative measures and sentences provided for in the Provisional Criminal Code of Kosovo	観察	組織能力強化(保護観察実施能力)について、法令の内容により評価。	
	2 Increased access to justice for vulnerable women and men through the speedy redressal of cases in a non-conflict manner through ADR	2	Reduction of backlog of caseloads especially related to women's access to justice	裁判所記録	司法へのアクセスについて、特定ターゲットグループに関する業務効率と公平性(「女性に関する未処理案件数」)より評価。	
アウトプット (Intended Outputs)	1 Strengthened capacity of the Kosovo Probation Service	1.1	Increased provision of services as a result of capacity building	プロジェクト報告書		
		1.2	Increased number of cases where Probation Service is engaged by the court	裁判所記録		
		1.3	Number of persons that have received KPS services and the variety and quality of service provided to them	インタビュー プロジェクト報告書		
	2 Increased access to justice for vulnerable women and men through the speedy redressal of cases in a non-conflict manner through ADR	2.1	Increased number of cases mediated (gender and ethnic disaggregation)	裁判所記録		
		2.2	Increased number of cases referred to mediation by the court (gender and ethnic disaggregation)	裁判所記録		
		2.3	Increased number of caess settled by mediation (gender and ethnic disaggregation)	裁判所記録		

PDM	Narrative	指標	データ入手方法	評価の視点と評価の可否	その他分析
Kosovo – Support to Judicial Education in Kosovo					
プロジェクト目標 (Project Outputs)	1 Capacities of justice and security institutions and mechanisms developed in a gender equitable manner, for administration of justice, democratic oversight, and community safety	change (%) in public perception of effectiveness of rule of law and security institutions Public satisfaction with government services	Early Warning Report (EWR)	裁判所、警察等法執行機関等、組織の能力向上について、一般市民の満足度から評価。	
アウトプット (Intended Outputs)	1 Needs assessment of the Law Faculty is completed	A Comprehensive report on the strengths and weaknesses of legal education at the Law Faculty is produced with a specific focus on women's access to studies and graduation rates	プロジェクト報告書 インタビュー		
	2 Capacity of legal professionals is increased	90% pass rate of Initial Legal Education Programme and Continuous Legal Education Program 30% pass rate of the program of inters with 100% completion rate of programme 30% increase in the pass rate of trained bar exam indicators	試験結果確認		
	3 Harmonization of legal practice by the Supreme Court is facilitated	Two draft instructions /guidelines are sent to the Supreme Court of Kosovo per year	プロジェクト報告書		

事業実施機関		UNDP				
評価対象事業名		Sri Lanka - Equal Access to Justice				
事例概要	事業領域又はテーマ	法運用組織の機能強化、リーガルエンパワーメント、人材育成				
	JICA開発/中間目標	2.1 司法省および関連機関の機能強化 2.3 民事・刑事・行政事件を扱う組織の機能強化 3.1 市民社会の法知識の向上 4.1 法曹等の養成 4.2 大学/大学院の法学教育の実施・改善				
	事業手法	技術協力				
	プロジェクト期間 (Start - End)	2009.3.1 - 2012.12.31				
	報告書作成日	2012.5				
	案件概要	2000年以降、紛争・天災に見舞われたスリランカでは司法セクターにおいても脆弱性が指摘され、住民の司法アクセスの強化及び司法関連組織の能力強化が喫緊の課題となっている。本事業は社会的弱者の人権に焦点を当て、効果的な司法サービスの提供を目的として実施された。				
	予算規模 (Total Resource Required)	USD 7,740,000				
評価レベル		事業評価(事後)				
評価手法概要	評価フレームワーク	DAC5項目評価(妥当性、効率性、有効性、インパクト、持続性)、Coverage, Connectivity/Coordinationの視点からも評価				
	M&Eに関する評価(引用元)	モニタリング・評価が活動、アウトプットレベルの評価に終始している。アウトカム指標に対するベースライン値が不在。ベースラインサーベイができなかったことでアウトカム、インパクトの計測が不可能となっている。また、キャパシティビルディングコンポーネントについては、モニタリング・評価実施に向けたカウンターパートの能力向上が必要。 (Evaluation of Outcome 5 "Greater and More Diverse Access to Justice Redress Mechanisms (A2J)" Under the UNDP Sri Lanka CPAP 2008-2012, p9)				
PDM	Narrative	指標	データ入手方法	評価の視点と評価の可否	その他分析	
上位目標	(UNDAF Outcome) Governance mechanisms and practices enable the realisation of the principles of the Millennium Declaration and promote and protect human rights of all persons					
	(Expected Country Programme Action Plan Outcome) Greater and more diverse access to justice redress mechanisms	1	Percentage of citizens who (a) know about their rights to assistance and (b) how to access institutions that can solve their disputes (disaggregated by sex, ethnicity, age and district)	サーベイインタビュー	司法アクセスについて、市民の知識から評価。データは、性別、エスニックグループ、年齢、地域でブレイクダウンする。	全ての指標においてベースライン・ターゲットの設定なし
		2	Percentage of accused persons legally represented at one or more court appearances in their cases (disaggregated as above)	サーベイ	司法アクセスについて、被告が法定代理人を利用する割合で評価。データは性別、エスニックグループ、年齢、地域でブレイクダウンする。	
		3	Percentage of citizens who say that the police will respond to them to resolve their grievances (disaggregated as above)	サーベイインタビュー	司法アクセスについて、市民の警察に対する信頼度から評価。	
		4	Number of complaints filed against a justice sector institution (including security services) received by HRCSL and NPC	ヒアリング(Human Rights Commission / National Police Commission)	司法アクセスについて、司法機関に対する苦情件数から評価。	
		5	Number of courts and quazi-courts functioning in conflict affected areas (disaggregated by District)	ヒアリング(ヒアリング)	司法アクセスについて、特定地域(紛争地域)施設数で評価。	
		6	Average period in remand	刑務所データベース	司法アクセスについて、平均再拘留期間の長さから評価。	
	(Expected Country Programme Action Plan Output 1) Duty bearers better able to deal with grievances experienced by disadvantaged groups	1	Number of backlog cases	裁判所記録	責務保有者の能力向上(社会経済的に不利な人々の不満の解決)について、業務効率(未処理案件数)から評価。	ベースラインの設定なし、ターゲットの設定あり
		2	Number of prisons with databases of pre-trial detainees	視察報告書	責務保有者の能力向上(社会経済的に不利な人々の不満の解決)について、執行機関の能力から評価。	
		3	Frequency of national access to justice data collection and updates	報告書レビュー	責務保有者の能力向上(社会経済的に不利な人々の不満の解決)について、最新情報の入手可能性から評価。	ベースライン・ターゲットの設定あり
		4	Percentage of judges that participate in training on new jurisprudence and interpretation	研修参加者リスト	責務保有者の能力向上(社会経済的に不利な人々の不満の解決)について、訓練された法曹の人数で評価。	ベースライン・ターゲットの設定あり アウトプットレベルの指標と考えられる
		5	Number of legal aid institutions (govt. And NGO) that provide legal aid in criminal cases	サーベイ	責務保有者の能力向上(社会経済的に不利な人々の不満の解決)について、法律扶助提供者数(法的サービスの有無)で評価。	ベースライン・ターゲットの設定なし
	(Expected Country Programme Action Plan Output 2) Disadvantaged groups have increased knowledge of their rights and are able to access and benefit from legal services	1	Number of people lacking basic legal documents (ID cards and birth, death and marriage certificates) (disaggregated by sex, ethnicity and district)	サンプルサーベイ	リーガルエンパワーメントについて、法的サービスの利用(法的証明書の不保持者数)で評価。	ベースライン・ターゲットの設定なし
		2	Percentage increase in representation of women in community based justice redress mechanisms	プロジェクト報告書	リーガルエンパワーメントについて、法的サービスの利用(コミュニティベースの救済機能での女性参加率)で評価。	ベースラインの設定なし、ターゲットの設定あり
		3	Number of criminal cases represented by Legal aid providers (LAC and other project partners)	ヒアリング(LAC and other project partners)	リーガルエンパワーメントについて、サービスの機能(法的サービスの即応性)で評価。	ベースライン・ターゲットの設定あり
		4	Number of awareness campaigns conducted across Sri Lanka targeting vulnerable groups and addressing issues highlighted in the baseline survey	プロジェクト報告書	リーガルエンパワーメントについて、組織の行動(公知キャンペーン数)で評価。	ベースライン・ターゲットの設定あり アウトプットレベルの指標と考えられる

PDM	Narrative	指標	データ入手方法	評価の視点と評価の可否	その他分析		
アウトプット (Key Activity Results)	(Expected County Programme Action Plan Output 1)						
	Duty bearers better able to deal with grievances experienced by disadvantaged groups						
	1	Progress in achieving access to justice for all, particularly priority rights holders, is measured and monitored	1.1	Ratio of districts that participated in National Access to Justice Baseline Survey to districts who receive feedback on findings and with whom results are shared	プロジェクト報告書 サーベイ	不可: 治安悪化に伴いベースライン調査を実施できなかったため進捗状況の確認できず評価不能。	ベースラインの設定なし、ターゲットの設定あり
			1.2	Availability of National Action Plan on Access to Justice	プロジェクト報告書		
	2	Prison subcommittee members provide regular and coordinated legal aid and vocational training services to inmates, especially pre-trial detainees	2.1	Percentage of total prison remandees population that participate in legal awareness and aid clinics in Welikada and 2 regional prisons	刑務所記録		ベースラインの設定なし、ターゲットの設定あり
			2.2	Number of prison vocational training programmes established and/or expanded	視察報告書		ベースライン・ターゲットの設定あり
	3	Alternative sentencing mechanisms promoted with the judiciary	3	Percentage of all convicted cases given alternative sentences	刑務所記録		ベースライン・ターゲットの設定あり
	4	Prison Databases installed in high priority prisons	4	Number of prisons with database of pre-trial detainees	視察報告書		ベースライン・ターゲットの設定あり
	5	Conditions in prioritised prisons are in line with international standards	5.1	Percentage Prison management and staff of selected prisons trained on international best practices in prison management	プロジェクト報告書	不可: プロジェクト報告書には2009年に50%、2011年に75%との記載があるが、実際に刑務所に勤務する刑務官・スタッフの受講数についてはモニターしておらずデータが無いため、効果測定不能。	ベースラインの設定なし、ターゲットの設定あり
			5.2	Number of prisons with operational counselling units	視察報告書		ベースライン・ターゲットの設定あり
			5.3	Number of prison sub committees in place in target prisons	議事録		ベースライン・ターゲットの設定あり
			5.4	Availability of alternative detention facilities available for women with infants	視察報告書		ベースライン・ターゲットの設定あり
	6	Judges and Lawyers better able to deal with grievances, specifically with regard to IDPs, estate workers and other priority rights holders	6.1	Number of informative sessions held per year to increase confidence in the justice sector (2010-2012)	プロジェクト報告書		ベースライン・ターゲットの設定あり
			6.2	Number of forums established to provide opportunities for judges to share experiences and provide mutual support and protection	プロジェクト報告書		ベースライン・ターゲットの設定あり
	7	Key Stakeholders have a better understanding of HRBA principles	7	Number of staff in Justice and security services receiving HRBA training	プロジェクト報告書		ベースライン・ターゲットの設定あり
	8	The administrative branch of selected courts function more efficiently and effectively (Courts administration)	8	Percentage of court staff trained in best practices and management skills in priority areas	プロジェクト報告書		ベースライン・ターゲットの設定あり
	9	Quazi courts are more accessible and are better able to deal with grievances of women and other priority groups	9.1	Number of cases brought before the Quazi court by women (TBC)	プロジェクト報告書		ベースラインの設定あり、ターゲットの設定なし
			9.2	Percentage of Quazi court staff trained in dealing with issues of disadvantaged groups	プロジェクト報告書		ベースラインの設定あり、ターゲットの設定なし
			9.3	Availability of a structured administrative mechanism for quasi courts in districts in the North and East	プロジェクト報告書		ベースラインの設定あり、ターゲットの設定なし

PDM	Narrative	指標	データ入手方法	評価の視点と評価の可否	その他分析		
アウトプット (Key Activity Results) Cont.	(Expected County Programme Action Plan Output 2) Disadvantaged groups have increased knowledge of their rights and are able to access and benefit from legal services						
	10	Legal Aid Strategy prepared and presented to GoSL for approval	10 Availability of a new strategy for the provision of legal aid for priority rights holders	プロジェクト報告書			
	11	Legal Aid services provided to priority groups covering civil and criminal cases	11.1	Percentage resource material needs identified by Lawyers of the District Bar Associations in priority areas met	プロジェクト報告書		ベースライン・ターゲットの設定あり
			11.2	Number of internships organised at law firms and legal aid institutions	プロジェクト報告書		ベースライン・ターゲットの設定あり
			11.3	Number of new lawyers trained and mentored annually by senior lawyers on criminal trial cases (2009-2010)	プロジェクト報告書		ベースライン・ターゲットの設定なし
			11.4	Number of LAC offices/desks dealing specifically with criminal cases established or see their capacity increase in priority areas every year	プロジェクト報告書		ベースライン・ターゲットの設定あり
	12	Rights holders in remote areas are sensitised on legal issues and have access to paralegal services	12.1	Number of villages in the North and East with paralegal services, legal aid and legal advisory institutions in place and providing services to Women and priority rights holders (2010-2011)	サンプルサーベイ		ベースラインの設定なし、ターゲットの設定あり
			12.2	Number of GNs trained in providing legal advice and referral services for priority rights-holders	プロジェクト報告書		ベースライン・ターゲットの設定あり
	13	Legal Aid services are provided in a coordinated, efficient and effective way	13 Results under key results 10-12 delivered effectively	プロジェクト報告書		ベースライン・ターゲットの設定あり	
	14	Communities are able to more effectively communicate needs to justice service providers	14.1	Number of legal aid providers and police trained on human rights and new jurisprudence i.e. - victims and witness protection bill			ベースライン・ターゲットの設定あり
			14.2	Number of community forums held each year in priority areas	ヒアリング(UNHCR)		ベースライン・ターゲットの設定あり
	15	Increased representation of disadvantaged groups in community based justice redress mechanisms (ADRs)	15 Number of Dialogue mechanisms established or expanded to include diverse members of the community			ベースラインの設定なし、ターゲットの設定あり	
	16	Mobile clinics provide civic documentation and legal services to IDPs, estate workers, and other priority right-holders (i.e., birth certificates, national identity cards, citizenship certificates etc.)	16.1	Number of mobile documentation clinics carried out in priority areas in the North, the East, the estate sector, and other priority areas	プロジェクト報告書		ベースライン・ターゲットの設定あり
			16.2	Number of people receive assistance through the mobile documentation clinics	プロジェクト報告書		ベースライン・ターゲットの設定あり
			16.3	Number of Mobile documentation clinics operating in the North and East with expand services to cover legal aid for civil and criminal cases	プロジェクト報告書		ベースライン・ターゲットの設定なし
			16.4	Number of people attending mobile clinics who heard about the services through the awareness campaign: radio/advertisements/information from school.	プロジェクト報告書		ベースライン・ターゲットの設定なし
	17	Sustainable national mechanism in place for provision of legal documents (Sustainable documentation)	17.1	Number of admin offices in North and East (with scanning and digital filing equipment and networks for processing of documentation requests (registar generals, reger persons dept)	プロジェクト報告書		ベースライン・ターゲットの設定あり
			17.2	Processing time for the issuing of civic documentation in the East (birth/death certificates/ passports and NIC)	プロジェクト報告書		ベースライン・ターゲットの設定なし
	18	Project staff, partners and the public benefit from the effective administration, documentation and monitoring of the project (Project training and outreach)	18.1	Number of staff trained as trainers on HRBA	研修参加者リスト		ベースライン・ターゲットの設定あり
			18.2	Number of global/regional seminars attended	プロジェクト報告書		ベースライン・ターゲットの設定あり
			18.3	Frequency of newsletter publication	プロジェクト報告書		ベースライン・ターゲットの設定あり
			18.4	Availability of a complaints mechanism for project activities			

ANNEX3-4 JICAの法整備支援案件事例

事業実施機関		JICA				
評価対象事業名		ラオス人民民主共和国 法整備支援プロジェクト The Legal and Judicial Development Project in Lao PDR				
事例概要	事業領域又はテーマ	ルールの整備、法運用組織の機能強化				
	JICA開発/中間目標	1.3 法制度に関する情報の整理 2.1 司法省および関連機関の機能強化 2.3 民事・刑事・行政事件を扱う組織の機能強化				
	事業手法	技術協力				
	プロジェクト期間 (当初協力予定期間)	2003.5.26 - 2006.5.25				
	報告書作成日	2007.5				
	案件概要	<p>本プロジェクトは法務・司法関連職員の法律知識・実務向上のための、法務・司法関連機関(司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院)の組織能力強化を目的として実施された。</p> <p>主な活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 司法省向けに民法教科書・法律用語集の作成、民法教科書セミナーの開催、普及活動の実施。企業法注釈書(商法教科書)の作成。企業法注釈書セミナーの開催、普及活動の実施。法律データベースCDの作成、普及セミナーの実施 裁判所向けに法令集の作成・配布、判決起案マニュアルの作成・地方配布。普及セミナー、マニュアル活用モニタリングの実施 検察官マニュアルの作成、地方配布、普及セミナー、活用モニタリングの実施 <p>(課題別指針 法整備支援H23, p72より抜粋)</p>				
予算規模 (評価時点)	約232,356千円					
評価レベル	事業評価(終了時)					
評価手法概要	評価フレームワーク	DAC5項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性)				
	M&Eに関する評価(引用元)	なし				
PDM	Narrative	指標	データ入手方法	指標の視点と評価の可否	その他分析	
上位目標 Overall Goal (Impacts)	1 Continuous trainings for legal & judicial officers, by lecturers and materials based on the project outputs, are established by legal & judicial authorities	1.1	Until 2010, at least 20% of the local officials is newly trained annually	年次報告書(関係機関)	人材育成機能向上について、成果(育成された人数)で評価。但し、内容、質についての計測は含まれない。	上位目標の想定する達成にむけた時間的な枠組みが不明瞭(全部達成すると仮定すると、外部条件、時間的な枠組みについて熟慮する必要有りか)。 上位目標とプロジェクト目標の因果関係が不明瞭。
		1.2	Mid-long term action plans of human resource development for the legal and judicial authorities are implemented	年次報告書(関係機関)	人材育成機能向上についての指標で、プロジェクト目標の指標に対応する指標(中長期行動計画策定に対する実施)と考えられるが、「実施」の定義が曖昧。1.1の指標で確認する量的な育成に対して、何を確認する指標か不明瞭(計画策定・予算措置等も含めた組織の運用能力ということか)。	
	3 Law drafting procedures are improved in the central government agencies	2	Structure, contents and usage of legal terms in laws are improved	サーベイ(法律専門家による)	組織の能力向上(法案起草)を成果(起草した法案の質)で評価。	
		3.1	The Ministry of Justice starts keeping records of inter-agency collaborative work with other central government agencies in drafting and amending laws, based on knowledge and experiences acquired through the project	記録(ドラフト、改訂法案)	組織(中央省庁)の能力向上(法案起草手順の改善)の向上が司法省の行動(省庁間協力の記録の作成)の作成となっている。双方の関連性について説明を要する。	
	5 Practice of local judges is improved	3.2	The legal database is updated regularly and adopted by other governmental offices	年次報告書(法務省)記録	組織(中央省庁)の能力向上(法案起草手順の改善)を知識の習得(知識へのアクセス)で評価。但し、学習や成果についての指標を併せて入れる方が適当と考えられる。	
		4	Public Prosecutors' manuals are frequently referred to and appreciated by public prosecutors	サーベイ(法律専門家による)	検察官の能力向上について、検察官マニュアルの利用と評価で評価をしている。評価対象と計測の手段がマッチしていない。	
	5	Judgment writing manuals are frequently referred to and appreciated by local judges	サーベイ(法律専門家による)	個人(地方裁判所判事)の能力向上について、判例起案マニュアルの利用と評価で評価をしている。評価対象と計測の手段がマッチしていない。		

PDM	Narrative	指標	データ入手方法	指標の視点と評価の可否	その他分析	
プロジェクト目標 Project Purpose (Outcome)	Institutional capacity of the legal & judicial authorities* in order to enhance legal knowledge and practice of legal & judicial officers is strengthened <*MOJ, PSC, SPP>	1 The number of lectures by Lao lecturers, who are trained/made by the project, on the current civil and commercial laws with materials* made in the project increases in seminars organized by the project. <*text book, manual, statute book, dictionary, database>	プロジェクト報告書	人材育成機能向上について、成果(講義の実施)から評価。ただし、講義自体の質は問わす。	ターゲット値がない。 終了時評価では、本プロジェクトの目標を「人材育成のための研修能力」とし、講師の教育、教材の整備の面から達成と評価している。人材育成に向けた予算確保等の機能や、授業運営全体に関しては評価していない。	
		2 At least 4 materials and/or lecturers made/trained by the project are adopted in the regular training courses organized by legal & judicial authorities	プロジェクト報告書	人材育成機能向上について、組織の行動変容(良質のインプットの利用)で評価。		
		3 The officers involved in the project activities (making materials, attending workshops, seminars in Laos and/or training course in Japan) indicate improvement of knowledge and practice	サーベイ	人材育成機能向上について、学習(Knowledge)と行動変容(Practice)から評価。ただし、誰(組織、個人)の知識・行為かの特定はない。また、具体的などのような知識、行為かについては、特定がない。ここでは、個人と仮定する。		
		4 Mid-long term action plans of human resource development for legal and judicial officers, in which usage of the materials developed and/or lecturers trained by the project are clearly referred to, are approved by the legal and judicial authorities	アクションプランの確認	人材育成機能向上について、制度面の拡充、組織の行動変容(計画策定)の状況で評価を試みていると考えられる。ただし、中長期計画はアウトプットや活動で触れられていないため、インパクト(プロジェクトで直接産出する成果ではない)とも考えられる。		
アウトプット Outputs	1 Textbooks and dictionary on civil and commercial law, made up through a series of workshop and seminar*, are available to legal & judicial officers <*workshop & seminar held regularly and attended mainly by C/Ps and the representative of officers>	1.1 A theoretical textbook on civil law is developed by December 2005 and is introduced to the policy-makers, the drafters of laws, the legislation sections in the legal/judicial authorities, and selected judges and prosecutors through symposia or seminars. Copies of the textbook are distributed to the legal and judicial officers.	プロジェクト報告書		全体的に活動の言い換えになっている。	
		1.2 A commentary on the Lao enterprise law, as a theoretical textbook on commercial law, is developed and introduced through symposia or seminars to the directors of the department in legal and judicial	プロジェクト報告書			
		1.3 A dictionary containing legal terms defined in the Lao laws and other significant legal terms is developed. Copies of the dictionary are distributed to the legal and judicial officers.	プロジェクト報告書			

PDM	Narrative	指標	データ入手方法	指標の視点と評価の可否	その他分析	
アウトプット Outputs Cont.	2 Legal database system loaded with all laws and presidential ordinances is available to officers of central government agencies	2.1	By December 2005, all laws and presidential ordinances are computerized, and continuously updated according to amendment of laws throughout the project period	プロジェクト報告書		
		2.2	From December 2005, legal database system loaded with updated data is introduced to the officers related to legislation at central government agencies and ministries (16 in total) through a seminar.	プロジェクト報告書		
	3 Public Prosecutor's manual prepared by a working group* in the Office of Public Prosecutors is available to public prosecutors <*The working group is mainly composed of C/Ps and other selected public prosecutors.>	3.1	By December 2005, two manuals, the "Personnel & Organization" manual and the "Investigation" manual, in which the amendment of the related laws are reflected, are completed respectively	プロジェクト報告書		
		3.2	The "Personnel & Organization" manual is distributed to all of the personnel sections in the public prosecutors' office (approximately 150 offices in total).	プロジェクト報告書		
		3.3	The "Investigation" manual is distributed to all of the prosecutors (approximately 400) in the public prosecutors' office and investigators in other investigation agencies	プロジェクト報告書		
	4 The statute book and the judgment writing manual are available to local judges	4.1	By May 2004 (the end of the first year), Statute book composed of all laws are distributed to all local judges	プロジェクト報告書		
		4.2	By September 2005, judgment writing manual is completed and thereafter introduced through seminars by Lao lecturers	プロジェクト報告書		
		4.3	Selected judges at the district, provincial and central levels (180 maximum) are trained at least once through the seminars in which the developed manual is used	プロジェクト報告書		
	5 Experienced lecturer in civil and commercial law increases in number	5.1	Legal officers who have drafted the theoretical textbook on civil law or commercial law are trained to be lecturers with capacity to provide presentations/lectures in symposia/seminars based on the textbook through the project activities toward publishing the textbook	プロジェクト報告書		トレーニングの目標(実施回数や内容)は設定してない。
		5.2	More than twelve (12) officers have experienced teaching civil law or commercial law at least three (3) times in the seminars and workshops. (8 for civil law, 4 for commercial law)	プロジェクト報告書		教育に関するスキルレベル等については計測しない。

事業実施機関		JICA				
評価対象事業名		ベトナム社会主義共和国 法整備支援プロジェクト(フェーズ3)(サブプロジェクトA) Support for the Legislative Revision of the Civil Code and laws related thereto, and personnel in the legal sector				
事例概要	事業領域又はテーマ	ルールの整備、法運用組織の機能強化、リーガルエンパワーメント、人材育成				
	JICA開発/中間目標	1.2 個別法令の起草 2.2 経済法分野の法令の運用を担う組織の機能強化 2.3 民事・刑事・行政事件を扱う組織の機能強化 3.3 法律・司法制度へのアクセスをサポートする制度の整備 4.1 法曹等の養成 4.2 大学/大学院の法学教育の実施・改善				
	事業手法	技術協力				
	プロジェクト期間 (当初協力予定期間)	2003.7.1 - 2006.6.30				
	報告書作成日	2006.6				
	案件概要	本プロジェクトは①立法関連部局職員の法案起草能力の向上を通じて、市場経済化と整合性のある民商事関連の基本法が制定されること、②司法分野において有能な人材が育成されるための制度的枠組みが確立されることを目的として実施された。 主な活動 ・改正民法、知的財産権、民事訴訟法、倒産法、不動産登記法、担保取引、国家賠償法、判決執行法などの起草支援 ・法曹育成のための研修プログラムや教材の改善、検察官マニュアル作成 (課題別指針 法整備支援H23, p72より抜粋)				
	予算規模 (評価時点)	約320,000千円				
評価レベル	事業評価(終了時)					
評価手法概要	評価フレームワーク	DAC5項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性)				
	M&Eに関する評価(引用元)	なし				
PDM	Narrative	指標	データ入手方法	評価の視点と評価の可否	その他分析	
上位目標 Overall Goal (Impacts)	The foundatino of the legal infrastructure consistent with market economy is established	Civil and related laws are enacted in accordance with the Five-year Legislative Program	インタビュー	制度の構築(法的インフラ)を民法及び関連法の施行で評価。	データ入手方法は、法令に関する文書ではないのか(官報など)。「施行」の度合いをどの程度想定しているか不明。	
プロジェクト目標 Project Purpose (Outcome)	Basic civil laws consistent with market economy are enacted through the increased law drafting capacity of legislative staff	The Civil Code is enacted by the NA	インタビュー	制度構築(民商事関連法の基本法の制定)を法令の施行で評価。	データ入手方法は、法令に関する文書ではないのか(官報など)。「施行」の度合いをどの程度想定しているか不明。「立法関連部局スタッフの能力強化」については指標は設定されていないが、例えば、法案の質等の面を確認する指標を設けて、成果で達成度を測ることも可能と考えられる。または、アウトプットレベルで計測することも可能であるとされる。(終了時評価で計測の困難について言及あり)	
		The Civil Procedure Code and the Law on Enterprise Bankruptcy are enacted by the NA	インタビュー	制度構築(法令の制定)を主要法の施行で評価。		
アウトプット Outputs	1 The final draft of a revised Civil Code consistent with market economy is prepared	The final draft of the revised Civil Code consistent with market economy is introduced to the NA	民法典(改訂版)確認			
	2 Basic knowledge about the legislation of intellectual property is obtained by national legislative staff and drafts of intellectual property regulations consistent with the revised Civil Code are prepared	Drafts of intellectual property regulations are prepared	知財法草案確認		アウトプットが実質二つ含まれている。「知識」の方は、特に評価する必要がないのか。	
	3 The final drafts of the Civil Procedure Code and the law on Enterprise Bankruptcy consistent with market economy are prepared	The final drafts of the Civil Procedure Code and the law on Enterprise Bankruptcy are introduced to the NA	民事訴訟法、破産法確認			
	4 Drafts of other laws related to the Civil Code are prepared	Drafts of other laws are prepared with their concept and texts consistent with ththe revised Civil Code	関連法規の確認			

事業実施機関		JICA				
評価対象事業名		ベトナム社会主義共和国 法・司法制度改革支援プロジェクト Technical Assistance for the Legal and Judicial System Reform				
事例概要	事業領域又はテーマ	ルールの整備、法運用組織の機能強化、リーガルエンパワーメント、人材育成				
	JICA開発/中間目標	1.2 個別法令の起草 2.1 司法省および関連機関の機能強化 2.3 民事・刑事・行政事件を扱う組織の機能強化 3.3 法律・司法制度へのアクセスをサポートする制度の整備 4.1 法曹等の養成 4.2 大学/大学院の法学教育の実施・改善				
	事業手法	技術協力				
	プロジェクト期間 (当初協力予定期間)	2007.4.1 - 2011.3.31				
	報告書作成日	2010.8				
	案件概要	<p>本プロジェクトは、パイロット地区における司法補助機関の業務、判決、執行実務の改善を通じて蓄積された経験を中央司法関連機関、ベトナム弁護士連合会にて活用し、中央における執行実務支援体制の改善および地方組織に対する指導、助言、支援の能力が改善されることを目的として実施された。</p> <p>主な活動</p> <ul style="list-style-type: none"> パイロット地区の司法関連機関(裁判官、検察官、弁護士、関連職員)の能力向上のため、共同報告書の作成、ワークショップなどを実施 パイロット地区の教訓を中央の関連機関への反映 民事訴訟法、刑事訴訟法、行政事件訴訟法、判決執行法、不動産登記法、担保取引登録法などの起草支援 (課題別指針 法整備支援H23, p72より抜粋) 				
予算規模 (評価時点)	約390,000千円					
評価レベル	事業評価(終了時)					
評価手法概要	評価フレームワーク	DAC5項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性)				
	M&Eに関する評価(引用元)	なし				
PDM	Narrative	指標	データ入手方法	評価の視点と評価の可否	その他分析	
スーパーゴール Super Goal	A fair, transparent and efficient judicial system based on stable, internationally competitive jurisprudence serving the democratic rule-of-law state is built					
上位目標 Overall Goal (Impacts)	Adjudication and execution works are impartial, persuasive, transparent, expedient and consistent throughout the country	1	Persuasive court judgments and decisions are rendered	裁判所記録	システムの機能向上(調停、法の執行の公平、説得力、透明性、合理性、一貫性の確保=特に説得力)について、業務の質(説得力ある判決)で評価する。	評価を実施するのは、専門家と想定されるが、質の評価について手法の定義が別途必要と考えられる。
		2	Percentage of reverse decisions at the cassational and retrial level decreases	裁判所記録	システムの機能向上(調停、法の執行の公平、説得力、透明性、合理性、一貫性の確保)について、成果(廃棄、再審レベルでの判決の変更率=一貫性)で評価する。	以下、数量にはベースラインが必要。
		3	Number of backlog cases at courts and unexecuted judgments/decisions at the pilot area decreases	裁判所記録	システムの機能向上(調停、法の執行の公平、説得力、透明性、合理性、一貫性の確保)について、成果(業績:効率、未処理案件数、執行されない判決数)で評価する。	
		4	Number of cases in which parties are represented by qualified lawyers increases	裁判所記録	システムの機能向上(調停、法の執行の公平、説得力、透明性、合理性、一貫性の確保)について、代理の状況(=公平性)で評価する。	
		5	Publication of judgments by official court reporters as well as books, magazines and newspapers increases	出版物(法律関係)の確認	システムの機能向上(調停、法の執行の公平、説得力、透明性、合理性、一貫性の確保)について、公報、メディアの実績(=情報提供、透明性)で評価する。	
		6	Average time needed for completion of settlement of cases and execution of adjudications is shortened	サーベイ	システムの機能向上(調停、法の執行の公平、説得力、透明性、合理性、一貫性の確保)について、業務効率(調停と執行までの時間)で評価する。	
		7	Legal dispute settlement tends to be brought to the court rather than administrative agencies	サーベイ	システムの能力向上(調停、法の執行の公平、説得力、透明性、合理性、一貫性の確保)について、サービス受益者の行動の変化で評価。ただし、変化をどのように計測するか不明瞭(定量的か、定性的な志向か、など)	定量的であれば、ベースラインが必要。
		8	Number of international civil and economic litigation in domestic courts increases	裁判所記録	システムの能力向上(調停、法の執行の公平、説得力、透明性、合理性、一貫性の確保)について、業務実績で評価(国際的な訴訟数)で評価。想定する因果関係、プロジェクトへの帰属が不明瞭か。	
		9	Number of international contracts designating Vietnamese courts as dispute resolution forum increases	裁判所記録 サーベイ	システムの機能向上(調停、法の執行の公平、説得力、透明性、合理性、一貫性の確保)について、業務実績で評価(国際契約における管轄裁判所のベトナム国内裁判所指定数=認識、信頼度)で評価。	

PDM	Narrative	指標	データ入手方法	評価の視点と評価の可否	その他分析
アウトプット Outputs Cont.	(Component2) Institutional capacity of central judicial authorities and the prospective unified central lawyers' organization concerning supervision over, and/or providing guidance and support to, local judicial authorities and lawyers is improved based on lessons and reflections from the activities under component1				
	2.1 Skills for compelling SPC Court Reporters are developed	•Judges use court precedents as reference in their adjudication works	観察		
	2.2 The know-how to disseminate and provide court precedents and other legal information to local judges is established	•Procurators and lawyers use court precedents to back up their assertions and arguments	観察 マニュアル		
	2.3 The contents of the "Judgment Writing manual" are updated and enriched in accordance with the revision of the Civil Procedure Code and Criminal Procedure Code and the enactment of the Administrative Litigation law, reflecting the results of component1	•Response by the SPC and SPP to inquiries from the city/provincial level is systematized quick and accurate	観察		
	2.4 The know-how for providing legal information to, and answering specific inquiries from, local procurators are improved	•The "Judgment Writing manual" reflects amendments in new laws and newly arising legal issues	マニュアル		
	2.5 A procurator's manual on appellate/cassational/re-trial procedure and supervision on criminal judgment execution activities is compiled	•The "Procurators' manual" on investigation and first instance trial reflects amendments in new laws and newly arising legal issues	マニュアル		
	2.6 The contents of the procurator's manual on investigation and first instance trial activities are updated and revised in accordance with the revision of the Criminal Procedure Code, at the same time reflecting the results of component1	•The "Procurators' Manual" on appellate/cassational/retrial procedure reflects amendments in new laws and embodies concepts and know-hows in accordance with the gradual transition to procedures adopting adversarial elements	マニュアル		
	2.7 Preparatory researches for establishing a "Criminology Center" serving as a resource for information on procuratorial activities at the SPP are implemented and the results thereof are compiled	•A recommendation for the establishment of a SPP "Criminology Centre" is prepared	プロジェクト報告書		
	2.8 The know-how for dissemination of important and useful legal information to, and answering inquiries from, local lawyers is developed	•An inquiry response system for local lawyers is established	プロジェクト報告書		
	2.9 Supporting system for improving lawyers' practice is established	•Judges, procurators, lawyers, execution officers and registrars use updated legal information provided from central authorities	観察		
	2.10 The know-how for dissemination of important legal information to, and answering inquiries from, local public notaries is improved	•The prospective unified central lawyers' organization is established	観察		
	2.11 The know-how for dissemination of important legal information to, and answering inquiries from, local property registrars is improved				
	2.12 The know-how for dissemination of important legal information to, and answering inquiries from, local personal status registration officers is improved				
	2.13 The know-how for dissemination of important legal information to, and answering inquiries from, local execution officers is improved				

PDM	Narrative	指標	データ入手方法	評価の視点と評価の可否	その他分析	
アウトプット Outputs Cont.	(Component3) Necessary and up-to-date amendments to legal normative documents (LND's) serving the improvement of adjudication and execution works as well as the tasks of the judicial support subsystem are prepared					
	3.1	Final drafts of the revised Civil Procedure Code and the Administrative Litigation law and their subordinate LND's are prepared	3.1.1	The provisions of the Civil Procedure Code and the Criminal Procedure Code are refined by discarding out-of-date provisions and adding provisions necessary for fair and efficient procedure in line with the gradual transition to proceedings adopting adversarial elements	公布された法律の確認	コンポーネントとプロジェクト目標との関係性が不明瞭。
	3.2	Final drafts of the revised Criminal Procedure Code and the People's Procuracy Office law and its subordinate LND's are prepared	3.1.2	The provisions of the Administrative Litigation law have such nature as to serve fair and swift settlement of administrative disputes	公布された法律の確認	以下、データは入手可能か。公布のタイミングは、プロジェクト期間内なのか。草案、法案の場合、それを確認する事はできないのか。
	3.3	Final draft of the State Compensation Law is prepared	3.1.3	The provisions of the State Compensation law contributes to the just and fair state compensation scheme	公布された法律の確認	
	3.4	Final draft of the Law on Immovable Property Registration is prepared	3.1.4	The provisions of new Law on Immovable Property Registration reflect a system of efficient and transparent immovable property registration	公布された法律の確認	
	3.5	Final draft of the Ordinance on Registration of Secured Transactions is prepared	3.1.5	The provisions of new Ordinance on Registration of Secured Transactions reflect a system of efficient and transparent registration of secured transactions	公布された法律の確認	
	3.6	Final draft of the Judgment Execution Code is prepared	3.1.6	The provisions of new Judgment Execution Code reflect a system of efficient and transparent judgment execution	公布された法律の確認	
			3.1.7	The final drafts are submitted to the National Assembly	観察	
	(Component4) Institutional capacity for training judicial titles are enhanced based on lessons and reflections from the activities under component 1,2 and 3					
	4.1	Legal and practical knowledge and study skills of Judicial Academy (JA)(MOJ) lecturers on basic substantive and procedural laws are improved	4.1.1	Graduates of JA (MOJ) gain ability to assert and argue on advanced legal issues	試験結果	
	4.2	The results of component 1,2 and 3 are reflected in the education program of JA (MOJ)	4.2.1	Education program of JA (MOJ) is reflecting updated information on actual legal practice	教育プログラムの確認	
			4.2.2	Textbooks and materials are revised	教材の確認	
			4.2.3	A training handbook which reflects the new training program adopted in 2007 is prepared	マニュアル	
			A civil execution system is prepared			

事業実施機関		JICA				
評価対象事業名		ベトナム社会主義共和国 法・司法制度改革支援プロジェクト フェーズ2 Technical Assistance for the Legal and Judicial System Reform Phase II				
事例概要	事業領域又はテーマ	ルールの整備、法運用組織の機能強化、リーガルエンパワーメント、人材育成				
	JICA開発/中間目標	1.2 個別法令の起草 2.1 司法省および関連機関の機能強化 2.3 民事・刑事・行政事件を扱う組織の機能強化 3.3 法律・司法制度へのアクセスをサポートする制度の整備 4.1 法曹等の養成 4.2 大学/大学院の法学教育の実施・改善				
	事業手法	技術協力				
	プロジェクト期間 (当初協力予定期間)	2011.4. - 2015.3				
	報告書作成日	2011.2 (詳細計画策定調査報告書)				
	案件概要	<p>本プロジェクトは、中央司法関連機関において、実務上の課題及びベトナムの発展のニーズを踏まえて、法規範文書の内容、運用、裁判・執行の実務改善のための組織的・人的能力強化を目的として実施された。</p> <p>主な活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央司法関連機関(裁判官、検察官、弁護士、関連職員)の組織的・人的能力向上のための組織間連携促進支援、執務参考資料作成支援、ワークショップの実施 ・法規範文書の起草支援 ・改正民法、不動産登記法、担保取引登録法、改正民事訴訟法、改正裁判所組織法、改正刑事訴訟法、改正検察院組織法などの草案起草支援 				
	予算規模 (評価時点)	約390,000千円				
評価レベル	なし					
評価手法概要	評価フレームワーク	DAC5項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性)				
	M&Eに関する評価(引用元)	なし				
PDM	Narrative	指標	データ入手方法	指標の視点	その他分析	
上位目標 Overall Goal (Impacts)	Legal professionals and judicial officials achieve increased capacity for efficient and consistent implementation of the Legal Normative Documents (LNDs), and the adjudication and execution practices based on the advice and supervision of the Central Judicial Authorities/Organization*.	1 Measures for addressing practical issues concerning the implementation of LNDs are prescribed in Reference Materials** that are accessible to legal professionals and judicial officials.	各種執務参考資料	法司法人材の能力向上についてツールの作成・充実に評価	アウトプットレベルの目標と考えられる。	
		2 Legal professionals and judicial officials are guaranteed opportunities to receive advice from the Central Judicial Authorities/Organization on measures addressing practical issues concerning the implementation of LNDs.	インタビュー	法司法人材の能力向上について組織のサポート能力向上の状況で評価。	アウトプットレベルの目標と考えられる。	
		3 Reference Materials that legal professionals and judicial officials have access to increase in number.	各種執務参考資料	法司法人材の能力向上についてツールの作成・充実に評価	アウトプットレベルの目標と考えられる。	

PDM	Narrative	指標	データ入手方法	指標の視点	その他分析
プロジェクト目標 Project Purpose (Outcome)	The Central Judicial Authorities/Organization achieve improved institutional and human resource capacities in order to improve, based on practical challenges and the developmental needs of Vietnam: (i) LNDs; (ii) the implementation of LNDs; and (iii) adjudication and execution practices.	1 MOJ's Reference Materials for judicial officials are produced/amended in an adequate manner based on the [amended] LNDs.	各種執務参考資料	組織能力向上を業務の成果(執務参考資料の改善)で評価。	
		2 SPC's Reference Materials for legal professionals and judicial officials are produced/amended in an adequate manner based on the [amended] LNDs.	各種執務参考資料	組織能力向上を業務の成果(執務参考資料の改善)で評価。	
		3 SPP's Reference Materials for legal professionals and judicial officials are produced/amended in an adequate manner based on the [amended] LNDs.	各種執務参考資料	組織能力向上を業務の成果(執務参考資料の改善)で評価。	
		4 VBF's Reference Materials for legal professionals and judicial officials are produced/amended in an adequate manner based on the [amended] LNDs.	各種執務参考資料	組織能力向上を業務の成果(執務参考資料の改善)で評価。	
		5 The Central Judicial Authorities/Organization incorporate practical measures for producing Reference Materials based on practical needs into their workflows.	観察 インタビュー	組織能力向上を行動変容で評価。	評価の手法について、別途明らかにする必要がある。
		6 The Central Judicial Authorities/Organization draft/amend provisions of the LNDs, including substantial laws, procedural laws and organizational laws, which will serve as the foundation for the judicial system, in an adequate manner based on practical information and the results of analyses of practical problems.	観察 インタビュー	組織能力向上を業務の成果(執務参考資料の改善)で評価。	
		7 The Central Judicial Authorities/Organization incorporate practical measures for drafting/amending the LND based on practical needs into their workflows.	観察 インタビュー	組織能力向上を行動変容で評価。	評価の手法について、別途明らかにする必要がある。

PDM	Narrative	指標	データ入手方法	指標の視点	その他分析
アウトプット Outputs	1 The Central Judicial Authorities/Organization improve their capacities for monitoring, guiding, advising, and supervising nationwide local practices.	1.1 The following practical situation of MOJ comes to exist as compared with the beginning of the Project: - Information gathering and analysis of operational challenges are regularly and widely conducted; and - Seminars and workshops are planned, designed, and held successfully in terms of operational challenges and participants' needs.	観察 インタビュー		
		1.2 Reference Materials for officers reflect practical information and the results of the analysis of practical issues.	執務参考資料		
		1.3 Reference Materials for officers are compiled and revised based on lessons learned from seminars and workshops.	執務参考資料		
		1.4 Reference Materials for officers are accessible to those in need of them.	観察 インタビュー		
		1.5 The following situation of SPC comes to exist as compared with the beginning of the project: - Information gathering and the analysis of operational challenges are regularly and widely conducted; and - Seminars and workshops are planned, designed, and held successfully in terms of operational challenges and participants' needs.	観察 インタビュー		
		1.6 Reference Materials for legal professionals and judicial officials reflect information gathering and analysis of operational challenges.	執務参考資料		
		1.7 Reference Materials for legal professionals and judicial officials are drafted and revised based on lessons learned from seminars and workshop	執務参考資料		
		1.8 Reference Materials for legal professionals and judicial officials are accessible to those in need of them.	観察 インタビュー		

PDM	Narrative	指標	データ入手方法	指標の視点	その他分析	
アウトプット Outputs Cont.	1	1.9	The following practical situation of SPP comes to exist as compared with the beginning of the project: - Information gathering and the analysis of operational challenges are regularly and widely conducted; and - Seminars and workshops are planned, designed, and held successfully in terms of operational challenges and participants' needs.	観察 インタビュー		
		1.10	Reference Materials for legal professionals and judicial officials reflect information gathering and analysis of operational challenges.	執務参考資料		
		1.11	Reference Materials for legal professionals and judicial officials are drafted and revised based on lessons learned from seminars and workshops.	執務参考資料		
		1.12	Reference Materials for legal professionals and judicial officials are accessible to those in need of them.	観察 インタビュー		
		1.13	The following practical situation of VBF comes to exist as compared with the beginning of the project: - Information gathering and the analysis of operational challenges are regularly and widely conducted; and	観察 インタビュー		
		1.14	Reference materials for legal professionals and judicial officials reflect information gathering and analysis of operational challenges.	執務参考資料		
		1.15	Reference Materials for legal professionals and judicial officials are drafted and revised based on lessons learned from seminars and workshops; and	執務参考資料		
		1.16	Reference Materials for legal professionals and judicial officials are accessible to those in need of them.	観察 インタビュー		

PDM	Narrative	指標	データ入手方法	指標の視点	その他分析
アウトプット Outputs Cont.	Draft provisions of LNDs, including substantial laws, procedural laws and organizational laws, which will serve as the foundation for the judicial system, are prepared in an adequate manner.	2.1 The (final) drafts of the revised Civil Code, the Law on Immovable Property Registration, and the Law on Registration of Secured Transactions are improved in terms of the following points: - Conforming to the developments in the market economy of Vietnam; and - Reflecting actual issues and practical concerns.	草案の確認		
		2.2 The draft of the revised Civil Procedure Code is improved in terms of the following points: - Conforming to the developments in the market economy of Vietnam; and - Reflecting actual issues and practical concerns.	草案の確認		
		2.3 The draft of the revised Law on Organization of the People's Court is prepared in terms of following points: - Contributing to development of the courts as the central organization of the judiciary; and - Reflecting actual issues and practical concerns.	草案の確認		
		2.4 The draft of the revised Criminal Procedure Code is improved in terms of the following points: - Adopting advantageous element(s) of the adversary-accusatorial system; and - Reflecting actual issues and practical concerns.	草案の確認		
		2.5 The draft of the revised Law on Organization of the People's Procuracy Office is prepared in terms of the following points: - Conforming to the organization of the courts; and - Reflecting actual issues and practical concerns.	草案の確認		
		2.6 The subordinate LNDs conforming to the Administrative Litigation Law includes adequate/sufficient measures to protect the rights of citizens infringed on by illegal administrative acts in practically possible manner.	下位法規範文書の確認		
		2.7 Reports on the Civil Judgment Execution Law and the State Compensation Law, respectively, describing practical issues and measures to reform them in view of the amendments to the current legislation are prepared.	報告書の確認		
		2.8 Practical issues concerning personal status registration are streamlined for the purpose of prospective legislation on personal status registration	観察 インタビュー		

参考文献リスト・Web サイト一覧

【和文参考文献】

- 砂原美佳 (2005)、『スウェーデン開発協力政策の理念と評価システムーベトナム法整備支援を事例としてー』
- 独立行政法人国際協力機構(JICA) (2011)、『課題別指針： 法整備支援』
- 独立行政法人国際協力機構(JICA) (2006)、『技術協力プロジェクト： アウトカム指標の考え方： 評価実務ハンドブック』
- 独立行政法人国際協力機構(JICA) (2010)、『新 JICA 事業評価ガイドライン第 1 版』
- 独立行政法人国際協力機構(JICA) (2006)、『法整備支援における政策判断に資する立案・評価手法の検討』
- 松尾弘 (2005)、『国際開発援助と「法の支配」』第 56 巻第 5・6 合併号
- 松尾弘 (2009)、『「法の支配」をめぐる国際的動向と「法の支配ユビキタス社会」への展望ー国連総会および NGO の動きを中心にー、慶応法学、第 12 号(2009:1)

【英文参考文献】

- Armitage (2006), *Monitoring Performance of Legal and Judicial Reform in International Development Assistance: Early Lessons from Port Moresby & Phnom Penh*, Paper Presented at the International Bar Association
- Asian Development Bank (ADB) (2007), *Guidelines for Preparing a Design and Monitoring Framework: Second Edition*, ADB
- Asian Development Bank (ADB) (2005), *Report from the ADB Symposium on Challenges in Implementing Access to Justice Reforms*, ADB
- Asian Development Bank (ADB) (2009), *Special Evaluation Study on ADB Technical Assistance for Justice Reform in Developing Member Countries*, ADB
- Australian Aid (AusAID) (2012), *Building on Local Strengths: Evaluation of Australian Law and Justice Assistance*, AusAID
- Bamberger, Michael, Vijayendra Rao, Michael Woolcock, (2010), *Using Mixed Methods in Monitoring and Evaluation – Experiences from International Development: Policy Research Working Paper*, World Bank (WB)
- Barnett, Chris, Julian Barr, Angela Christie, Belinda Duff, Shaun Hext, (2011), *Governance and Conflict Indicators Report*, Department for International Development (DfID)/ITAD
- Botero, Juan Carlos, Joel Martinez, Alejandro Ponce, and Christine S. Pratt (2012), *The Rule of Law Measurement Revolution: Complementarity Between Official Statistics, Qualitative Assessments, and Quantitative Indicators of the Rule of Law*, the World Justice Project (WJP)

- Botero, Juan Carlos, Ronald Janse, Sam Muller and Christine S. Pratt ed. (2012), *Innovations in Rule of Law*, The Hague Institute for the Internationalisation of Law (HiIL) and the World Justice Project (WJP)
- Brown, Evie (2013), *Evidence on 'rule of law' aid initiatives: GSDRC Helpdesk Research Report*, GSDRC
- Carothers, Thomas (2003), *Promoting the Rule of law Abroad: The Problem of Knowledge*, Rule of Law Series, Democracy and Rule of Law Project, Working Paper 34, Carnegie Endowment for International Peace
- Carter, Becky (2013), *Evidence on establishment of the 'rule of law' through deliberate interventions: GSDRC Helpdesk Research Report*, GSDRC
- Chukwuma, Innocent, and Eban Ebai (2012), *Promoting the Rule of law through Evaluation and Performance Measurement in Nigeria: Challenges and Prospects*, CLEEN Foundation/World Justice Project (WJP)
- Cohen, Elin, Kevin Fandl, Amanda Perry-Kessaris and Veronica Taylor (2011), *Truth and Consequence in Rule of Law: Inferences, Attribution and Evaluation*, Hague Journal on the Rule of Law vol. 3/Issue 01, March 2011
- Consortium of Berenschot and Imagos (2012), *'Evaluation of governance, rule of law, judiciary reform and fight against corruption and organized crime in the West Balkans' Lot 2 Final Report*, European Union (EU)
- Consortium of Berenschot and Imagos (2012), *Thematic Evaluation of Rule of Law, Judicial Reform and Fight against Corruption and Organised Crime in the Western Balkans – Lot 3: Final Main Report*, European Union (EU)
- Crawford, Gordon, and Iain Kearton (2001), *Evaluating Democracy and Governance Assistance*, ESCOR Research Report No. 7894
- European Bank for Reconstruction and Development (EBRD) (2012), *Legal Transition Programme Review*, EBRD
- European Commission (EC), EuropeAid (2012), *Results-oriented Monitoring (ROM) Handbook*, EC/EuropeAid
- Foglesong, Todd and Christopher Stone (2011), *Strengthening the Rule of Law by Measuring Local Practice, One Rule at the Time*
- Foglesong, Todd and Christopher Stone (2011), *Prison Exit Samples as a Source for Indicators of Pretrial Detention*, Harvard Kennedy School
- Hammergren (1999), *Diagnosing Judicial Performance: Toward a Tool to Help Guide Judicial Reform Programs*, World Bank (WB)
- Hammergren, Linn (2011), *Indices, Indicators and Statistics: A View from the Project Side as to their Utility and Pitfalls*, Hague Journal of the Rule of Law, 3

- Himelein et. al. (2010), *Surveying Justice: A Practical Guide to Household Surveys, Justice and Development working paper series*, World Bank
- Messick, Richard (1999), *Judicial Reform and Economic Development: A Survey of the Issues*, The World Bank Research Observer, vol. 14, no. 1, February 1999
- National Research Council of the National Academies Committee on Evaluation of USAID Democracy Assistance Programs (2008), *Improving Democracy Assistance: Building Knowledge through Evaluations and Research*, the National Academies Press
- Organisation for Economic Cooperation and Development (OECD)/SIGMA (1997), *Checklist of Law Drafting and Regulatory Management in Central and Eastern Europe*
- Organisation for Economic Cooperation and Development (OECD) (1994), *Improving the Quality of Laws and Regulations: Economic, Legal and Managerial Techniques*
- Parsons, Jim, and Monica Thornton (2012), *Data as a United Nations Rule of law Programming Tool: Progress and Ongoing Challenges*, Vera Institute of Justice (VERA)
- Parsons, Jim, Monica Thornton, Besiki Kutateladze, Hyo Eun (April) Bang, and Aminou Yaya (2008), *Rule of Law Indicators: A Literature Review-A Report to the Steering Committee of the United Nations Rule of Law Indicators Project*, Vera Institute of Justice (VERA)
- Stone, Christopher (2011), *Problems of Power in the Design of Indicators of Safety and Justice in the Global South*, Harvard Kennedy School
- The Hague Institute for the Internationalisation of Law (HiiL), The Hague Institute of Global Justice (2012), *Concept Paper: Monitoring and Evaluation of the Rule of law and Justice in the EU: Status Quo and the Way Ahead?*, HiiL and the Hague Institute of Global Justice
- The World Justice Project (WJP), *Rule of Law Index 2012-2013*, WJP
- United Nations (UN) (2011), *Rule of Law Indicators: Implementation Guide and Project Tools*, UN
- United Nations Development Programme (UNDP) (2012), *Access to Justice Assessments in the Asia Pacific: A Review of Experiences and Tools from the Region*, UNDP
- United Nations Development Programme (UNDP) (2004), *Access to Justice: Practice Note*, UNDP
- United Nations Development Programme (UNDP) (2012), *Fast Fact, Democratic Governance Group*, Bureau for Development Policy, UNDP
- United Nations Development Programme (UNDP) (2007), *Governance indicators: A Users' Guide: Second Edition*, UNDP
- United Nations Development Programme (UNDP) (2009), *Handbook on Planning Monitoring and Evaluating for Development Results*, UNDP
- United Nations Development Programme (UNDP) (2011), *Outcome-Level Evaluation: A Companion Guide to the Handbook on Planning, Monitoring and Evaluating for Development Results for Programme Units and Evaluators*, UNDP
- United Nations Development Programme (UNDP) (2005), *Programming for Justice: Access for All:*

A Practitioner's Guide to Human Rights-Based Approach to Access to Justice, UNDP
United Nations Development Programme (UNDP) (2011), *Rule of Law Indicators: Implementation Guide and Project Tools: First Edition*, UNDP

United Nations High Commissioner for Human Rights (UNHCHR) (2006), *Frequently Asked Questions on Human Rights-Based Approach to Development Cooperation*

United States Agency for International Development (USAID) (2011), *Evaluation: Learning from Experience: USAID Evaluation Policy*, USAID

United States Agency for International Development (USAID) (1998), *Handbook of Democracy and Governance Program Indicators*, USAID

United States Agency for International Development (USAID) (2008), *Improving Democracy Assistance: Building Knowledge Through Evaluations and Research*, USAID

United States Agency for International Development (USAID) (2013), *Phase 3 Evaluation Inception Report: Rule of Law Stabilization Program-Informal Component*, USAID

United States Agency for International Development (USAID) (2011), *Project Design Guidance*, USAID

United States Agency for International Development (USAID) (2011), *Program Cycle Overview*, USAID

United States Agency for International Development (USAID) (2008), *USAID Strategy on Democracy Human Rights and Governance*, USAID

United States Agency for International Development (USAID), Checci and Consulting Company, Inc. (2012), *Impact Evaluation Baseline Report: Rule of Law Stabilization Program-Informal Component*, USAID

Vera Institute of Justice (VERA) (2008), *Developing Indicators to Measure the Rule of Law: Global Approach-A Report to the World Justice Project*, VERA

Vera Institute of Justice (VERA) (2003), *Measuring Progress toward Safety and Justice: A Global Design of Performance Indicators across the Justice Sector*, VERA

World Bank (WB) (2012), *Designing a Results Framework for Achieving Results: A How-To Guide*, WB

World Bank (WB) (2013), *Doing Business 2014: Understanding Regulations for Small and Medium-Size Enterprises: 11th Edition*, WB

World Bank (WB) (2009), *Initiatives in Justice Reform*, WB

World Bank (WB) (2004), *Initiatives in Legal and Judicial Reform*, WB

World Bank (WB) (2012), *New Directions in Justice Reform: A Companion Piece to the Updated Strategy and Implementation Plan on Strengthening Governance, Tackling Corruption*, WB

【Web サイト】

政府開発援助大綱（2003年8月閣議決定）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/04_hakusho/ODA2004/html/honpen/hp203010000.htm（2014年2月19日閲覧）

American Bar Association (ABA), Judicial Reform Index Factors

http://www.americanbar.org/advocacy/rule_of_law/publications/assessments/jri/jri_factors.html
（2014年2月13日閲覧）

American Bar Association (ABA), Legal Education Reform Index (LERI)

http://www.americanbar.org/advocacy/rule_of_law/publications/assessments/leri.html（2014年2月1日閲覧）

American Bar Association (ABA), Legal Profession Reform Index (LPRI)

http://www.americanbar.org/advocacy/rule_of_law/publications/assessments/lpri.html（2014年2月1日閲覧）

Asian Development Bank (ADB), Project Cycle

<http://www.adb.org/projects/cycle>（2014年2月1日閲覧）

Bertelsmann Stiftung, Bertelsmann Transformation Index 2014

<http://www.bti-project.org/index/>（2014年2月13日閲覧）

CEPEJ - European Commission for the Efficiency of Justice

http://www.coe.int/t/dghl/cooperation/cepej/default_en.asp（2014年2月1日閲覧）
[https://wcd.coe.int/ViewDoc.jsp?Ref=CEPEJ\(2008\)8Rev&Language=lanEnglish&Ver=original&BackColorInternet=eff2fa&BackColorIntranet=eff2fa&BackColorLogged=c1cbe6](https://wcd.coe.int/ViewDoc.jsp?Ref=CEPEJ(2008)8Rev&Language=lanEnglish&Ver=original&BackColorInternet=eff2fa&BackColorIntranet=eff2fa&BackColorLogged=c1cbe6)（2014年2月1日閲覧）

Freedom House, Country at the Crossroads

http://www.freedomhouse.org/report/countries-crossroads-2012/methodology#.UwLZRvI_uT8
（2014年2月13日閲覧）

Global Integrity, Global Integrity Reports

<https://www.globalintegrity.org/downloads/>（2014年2月13日閲覧）

Heritage Foundation, Index of Economic Freedom

<http://www.heritage.org/index/ranking>（2014年2月18日閲覧）

Human Rights Based Approach Toolkit

<http://www.hrbatoolkit.org>（2014年2月1日閲覧）

Menzies, Nicholas, *Are impact evaluations useful for justice reform in developing countries*

<http://blogs.worldbank.org/governance/are-impact-evaluations-useful-justice-reforms-developing-countries>（2014年2月1日閲覧）

Organisation for Economic Cooperation and Development (OECD)/SIGMA

<http://www.sigmaweb.org/about/>（2014年2月1日閲覧）

The Cingranelli-Richards (CIRI) Data Project, CIRI Human Rights Dataset

<http://www.humanrightsdata.org/index.asp> (2014年2月13日閲覧)

United Nations, Access to Justice and Rule of Law

http://www.undp.org/content/undp/en/home/ourwork/democraticgovernance/focus_areas/focus_justice_law/ (2014年2月1日閲覧)

United Nations, Rule of Law Website

http://www.unrol.org/article.aspx?article_id=32 (2014年2月9日閲覧)

United States Department of State, Standard Foreign Assistance Indicators

<http://www.state.gov/f/indicators/> (2014年2月13日閲覧)

World Bank, Performance Measures Topic Brief

<http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/TOPICS/EXTLAWJUSTINST/0,,contentMDK:20756997~menuPK:1990189~pagePK:210058~piPK:210062~theSitePK:1974062~isCURL:Y,00.html> (2014年2月13日閲覧)

World Bank, Project Cycle

<http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/PROJECTS/0,,contentMDK:20120731~menuPK:5068121~pagePK:41367~piPK:51533~theSitePK:40941,00.html> (2014年2月1日閲覧)

World Bank, World Governance Indicators

<http://info.worldbank.org/governance/wgi/index.aspx#home> (2013年2月13日閲覧)

略語表

ABA	American Bar Association	アメリカ法曹協会
ADB	Asian Development Bank	アジア開発銀行
AusAID	Australian Agency for International Development	オーストラリア国際開発庁
CEPEJ	European Commission for the Efficiency of Justice	司法制度効率性に関する委員会
DAC	Development Assistance Committee	開発援助委員会
DfID	Department for International Development (UK)	英国国際開発省
EBRD	European Bank for Reconstruction and Development	欧州復興開発銀行
EC	European Commission	欧州委員会
EU	European Union	欧州連合
GIZ	Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit	ドイツ国際協力公社
IBRD	International Bank for Reconstruction and Development	国際復興開発銀行
IDA	International Development Association	国際開発協会
IFCE	International Consortium for Court Excellence	優良裁判所のための国際コンソーシアム
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
OECD	Organisation for Economic Cooperation and Development	経済協力開発機構
SIGMA	Support for Improvement in Governance and Management	ガバナンス・行政管理能力向上支援イニシアチブ
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
UNHCHR	United Nations High Commissioner for Human Rights	国連人権高等弁務官事務所
USAID	United States Agency for International Development	米国国際開発庁
WJP	World Justice Project	世界の正義プロジェクト